

三重県ユニバーサルデザイン のまちづくり推進条例

整備マニュアル



令和7年(2025年)
三 重 県

目次

第1部：概要

1. 条例制定の目的と改正経緯	1
2. 手続きの流れ	4
3. 対象施設と適用箇所	5

第2部：整備基準の解説

第1章：建築物

1. 出入口	12
2. 廊下	16
3. 階段（踊り場を含む）	22
4. 昇降機	24
5. 便所	28
6. 敷地内の通路	38
7. 駐車場	40
8. 浴室	42
9. 更衣室又はシャワー室	44
10. 客室	46
11. 授乳場所等	48
12. 観覧席及び客席	50
13. カウンター、記載台、公衆電話台等	52
14. 改札口	54
15. 避難設備（緊急時の設備）	56
16. 案内板	58

第2章：公共交通機関の施設

1. 整備基準	62
2. 整備例	76

第3章：道路

1. 整備基準「県の特定道路以外の道路」	84
2. 整備例	86
3. 整備基準「県の特定道路」	91

第4章：公園等

1. 整備基準「県の特定公園施設以外の公園」	98
2. 整備例	100
3. 整備基準「県の特定公園施設」	104

第3部：条例・施行規則

1. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	112
2. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則	120
3. 施行規則 別表第1	126
4. 施行規則 別表第2	128
5. 施行規則 別表第3	159
6. 施行規則 様式	160

第1部 概要

1. 条例制定の目的と改正経緯

(1) 条例制定の目的

すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いであり、こうした社会の実現のため、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。そのため、平成11年4月1日に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定しました。平成19年3月に、条例の名称を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改めています。

この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障がい者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的としています。

《条例の構成》

前文

第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・県の責務
- ・事業者の責務
- ・県民の責務

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

- ・基本方針
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

- ・啓発および情報の提供
- ・教育の充実等
- ・ボランティア活動等の促進
- ・安全な生活の確保
- ・人材の養成等
- ・福祉用具等に関する研究開発等
- ・情報の利用等

第4章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

- ・整備基準
- ・整備基準の順守
- ・適合証の交付
- ・維持保全

第2節 特定施設の整備

- ・事前協議
- ・工事完了の届出
- ・完了検査
- ・勧告
- ・公表
- ・報告の徴収及び立ち入り調査

第3節 公共車両等の整備等

- ・公共車両等の整備
- ・公共工作物の整備
- ・住宅の整備

第5章 雑則

(2) 施行規則の主な改正経緯

○平成16年10月施行

- ・ハートビル法改正に伴い、条例の整備基準と法の利用円滑化基準との整合を図るよう規定を整備。
- ・条例の規制対象床面積の規模引き下げ。
- ・公立の小・中・高等学校（床面積 2,000 m²以上）に、エレベーター設置の遵守義務規定を追加。
- ・一定用途の建築物（床面積 2,000 m²以上）及び公共交通機関の施設（1日の平均乗降客が 5,000 人以上）の便所内には、乳幼児いす、乳幼児ベッド設置の遵守義務規定を追加。
- ・不特定かつ多数の者が利用する便所内に、必要に応じてオストメイト対応設備を設置するよう努力規定を追加。
- ・駐車場の出入口付近に、「車いす使用者用駐車区画の位置を表示し、又は誘導する立て看板」を設置するよう遵守義務規定を追加。
- ・建築物の出入口及び車いす使用者用駐車区画並びに建築物の出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路に、必要に応じて屋根等を設置するよう努力規定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて授乳場所等を設置するよう、努力規定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて建築物の利用に関する案内板を設置するよう努力規定を設け、表示内容として「多機能便所の位置」を追加。
- ・公共交通機関の施設に関し、交通バリアフリー法の基準を整備基準に規定。
- ・道路整備基準と「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」（平成 11 年 9 月 10 日付建設省都市局長・道路局長通達）との整合を図るよう規定整備。
- ・公園の整備基準について、園路の縦断こう配等の規定を見直し。
- ・300 m²以下の特定施設でのコンパクトタイプのトイレの考え方を追加。

○平成19年4月施行

- ・条例の改正に伴い、題名、本文、様式中の「バリアフリーのまちづくり」という文言を「ユニバーサルデザインのまちづくり」に改正。
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）」が施行されることに伴い、整備基準（別表第 2）等の「盲学校、聾学校及び養護学校」という文言を「特別支援学校」に改正。

○平成22年10月施行

- ・一定用途の建築物（床面積 2,000 m²以上）に設置するエレベーターのかごの幅を 140 cm 以上と改正。
- ・バリアフリー法によりオストメイト対応設備の設置が義務化されている建築物については、汚物流しの設置の追加。
- ・建築物に案内板を設置する場合は、多機能便所の位置に加え、エレベーターなどの昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示することを追加。
- ・公共交通機関の施設に設置するエスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置を義務化。

- ・公共交通機関の施設の移動円滑化経路と、多機能便所との間の経路は1以上を移動円滑化が図られた経路とすることを義務化。
- ・公共交通機関の施設のオストメイト対応設備に、汚物流しの設置を追加。
- ・公共交通機関の施設において、自動改札機を設ける場合は、その自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示することを追加。
- ・鉄道車両のプラットホームにおいて、発着するすべての鉄道車両の乗降口が一定しており、鉄道車両を一定の位置に停止させることができる場合は、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けることを追加。
- ・歩道の車道等に対する高さについて5cmを標準とすること（セミフラット）及びバス停車帯における歩道の高さは15cmを標準とすることを明記。

○平成25年4月施行

- ・県道の「特定道路」、県営の「特定公園施設」について、関係規定を整備。

○平成29年4月施行

- ・「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が施行されることに伴い、整備基準（別表第2第1）等に義務教育学校を追加。

○令和元年7月および10月施行

- ・工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改正。
- ・バリアフリー法改正に伴い、鉄道駅のプラットホームにおける視覚障がい者の転落を防止するための設備として、内方線付き視覚障がい者用誘導ブロックの規定を追加。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、客室の基準を改正。

○令和3年4月1日施行

- ・バリアフリー法の改正に伴い、2,000㎡以上の公立小中学校等の整備基準を改正。あわせて2,000㎡以上の公立高等学校も同様の基準に改正。
- ・様式を改正し、押印を廃止。

○令和7年6月1日施行

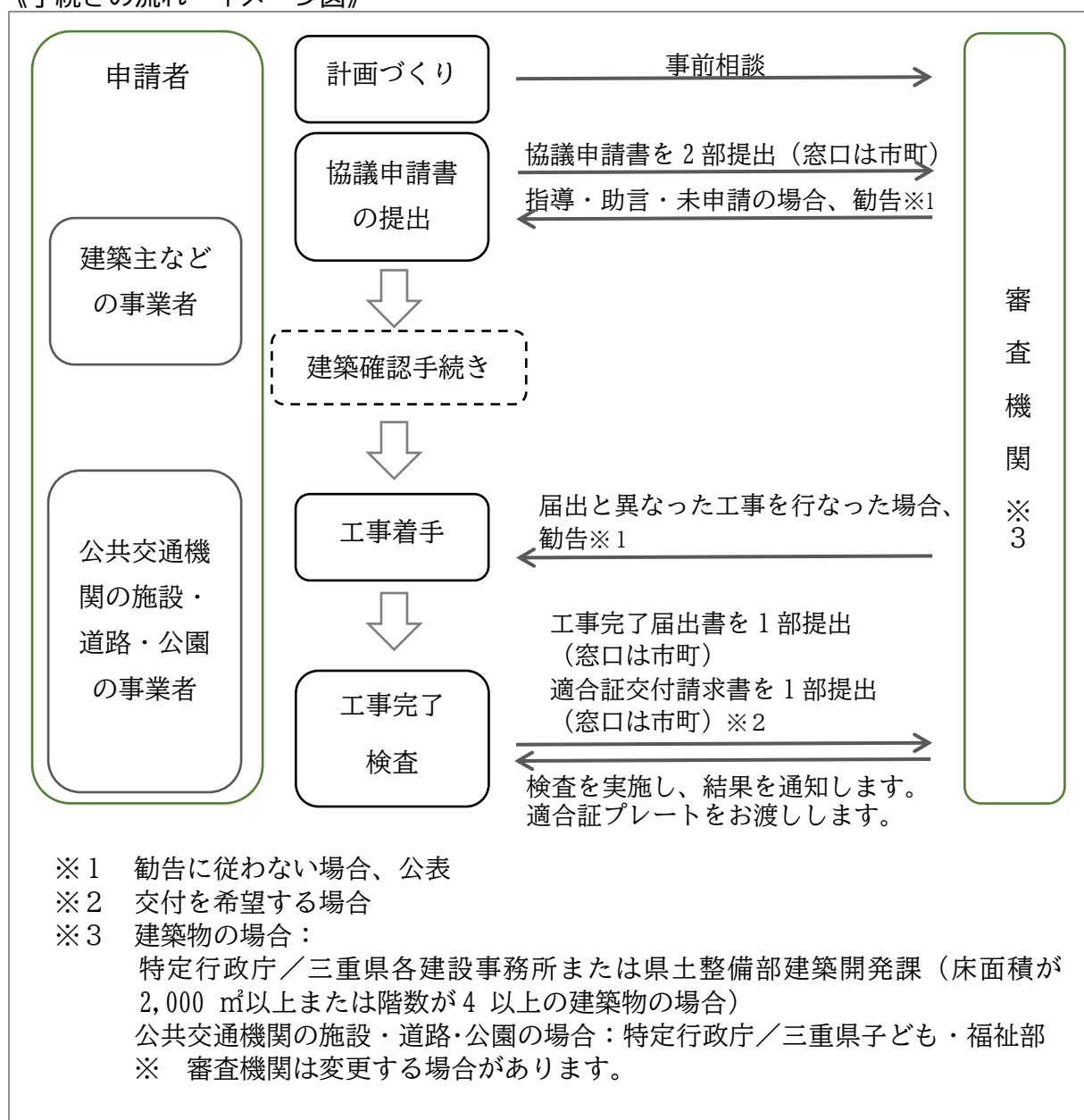
- ・バリアフリー法の改正に伴い、車いす使用者用の便房、駐車場、観覧席等の整備基準適用範囲を改正。
- ・バリアフリー法にあわせて多機能便房の名称を車椅子使用者用便房に改正。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、車いす使用者用観覧席等の幅、奥行きを改正。
- ・協議申請書と内容が重複する適合表の概要欄を削除。

2. 手続きの流れ

条例に基づく、事前協議、完了検査、適合証交付などの事務は、施設の所在地が、桑名市・鈴鹿市・四日市市・津市・松阪市（特定行政庁）にある場合、各市で受付、審査、検査が行われます。

これらの市以外の区域においては、各市町の受付窓口で各提出書類の受付を行い、建築物の場合は、三重県の各建設事務所または県土整備部建築開発課（床面積が2,000㎡以上または階数が4以上の建築物の場合）で審査等を実施し、建築物以外の場合は、子ども・福祉部で審査します。

《手続きの流れ イメージ図》



3. 対象施設と整備基準適用箇所

(1) 対象施設早見表

公共的施設		別表第1による規定	事例	事前協議が 必要な規模(m)
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設	交番、消防分署、消防出張所	すべて
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	整骨(接骨)、あんま・マッサージ、針灸などの施療院	すべて
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所(福祉型)又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅(建築物内の共用スペースにおいて食事、介護等のサービスの提供を受けるものに限る)、保育所(児童福祉法によるものに限る)【介護保険法第8条に定める各施設】 ・第7項に定める老人デイサービスセンター ・第9項に定める老人短期入所施設(ショートステイ施設) ・第11項に定める特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム) ・第19項に定める小規模多機能型居宅介護を行う施設 ・第21項に定める介護専用型特定施設、地域密着型特定施設 ・第25項に定める介護保険施設(介護老人保健施設、介護老人福祉施設※1) ※1 介護老人福祉施設は特別養護老人ホームのことです。	すべて
4	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗		すべて
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	馬券売場	100
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	モデルルームを設置した建物、モデルハウス本体等を除く住宅展示場	100
	(4) 物品販売施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	自動車販売施設、給油所、医薬品販売店舗(薬局を除く。)	100
	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		100
	(6) サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	犬猫病院	100
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの		500
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		すべて
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの	ゴルフ場のクラブハウス等(コースは対象外。)	500
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	旅館業法の適用を受ける宿泊施設	500
8	教育施設	学校(専修学校を含む。)	野外教育センター、学童保育所、幼稚園	すべて
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習体験施設、託児所(認可外保育所含む。)	100
10	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	葬祭場、結婚式場、宗教関連施設(礼拝所等)	100
11	公衆浴場			500
12	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫(機械式駐車場を除く。)		500
13	公衆便所			すべて
14	火葬場			すべて
15	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの	サービス付き高齢者向け住宅で共用スペースにおいて食事・介護等のサービスを提供しないもの	2000
16	事務所	事務所その他これに類するもの		2000
17	工場	工場その他これに類するもの	リサイクルセンター	2000
18	複合施設	4から7までに掲げる施設のうち2以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	道の駅、ドライブイン	500

(2) 整備基準適用箇所一覧 【建築物】

対象施設 整備事項			1	2	3	4 商 業 施 設					
			官公庁施設	医療施設	社会福祉施設	金融機関	娯楽施設	展示施設	物品販売施設	飲食施設	サービス施設
事前協議が必要な規模 (m ²)			すべて	すべて	すべて	すべて	100	100	100	100	500
1	出入口		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	廊下等	廊下、その他これらに類するもの	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		情報提供できる場所までの視覚障がい者用誘導ブロック等又は音声による誘導装置等	※1	※1	※1	※1	※1	※1,2	※1,2	※1	※1
		傾斜路の上端等に設置する点状ブロック等	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3,4	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3,4	◎ ※3,4	◎ ※3	◎ ※3
3	階段	階段（踊り場を含む）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		階段の上端等に設置する点状ブロック等	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※4,5	◎ ※5	◎ ※5	◎ ※4,5	◎ ※4,5	◎ ※5	◎ ※5
4	昇降機：2以上の階を有するもので、用途面積が2,000m ² 以上の場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	便 所	車椅子使用者用便房	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8	◎ ※8
		手すり付き腰掛便座	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		手すり付き床置き式等小便器	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		カウンター式又は手すり付き洗面器等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		乳幼児用いす等	●	●	●※9	●	●	●	●	●	／
		乳幼児ベット等	●	●	●※9	●	●	●	●	●	／
		オストメイト設備（汚物流し、表示）	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10	◎ ※10
6	敷地内通路	敷地内の通路	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		車路、段、傾斜路を注意喚起するための点状ブロック	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※11	◎ ※2,11	◎ ※2,11	◎ ※11	◎ ※11
		道等から出入口までの視覚障がい者用誘導ブロック	◎ ※12	◎ ※12	◎ ※12	◎ ※12	◎ ※12	◎ ※2,12	◎ ※2,12	◎ ※12	◎ ※12
7	駐車場		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8	浴室：医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、公衆浴場で、用途面積が1,000m ² 以上の場合		／	◎	◎	／	／	／	／	／	／
9	更衣室・シャワー室：体育施設で、用途面積が1,000m ² 以上の場合		／	／	／	／	／	／	／	／	／
10	客室：客室が50室以上ある場合		／	／	／	／	／	／	／	／	／
11	授乳場所等		△	△	△	△	△	△	△	△	△
12	観覧席・客席：固定式の観覧席等を設ける場合		／	／	／	◎	／	／	／	／	／
13	カウンター等		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
14	改札口		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15	避難設備：自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16	案内板		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
17	努 力 義 務	ひさし又は屋根	△：公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。								
		ローマ字、絵の案内	△：案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること								

- ※1：ただし書により「直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。」としています。
- ※2：ただし書により、自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。
- ※3：ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。
- ※4：ただし書により、入所型の社会福祉施設、保育所については、設置が免除されています。自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設も、ただし書きにより設置が免除されています。
- ※5：ただし書により、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、設置が免除されています。
- ※6：用途面積 2,000 m²以上の公立小中高等学校等と特別支援学校が設置の対象です。

- <凡例> ◎印は、整備基準が適用されます。
△印は、必要に応じて設置する努力が求められます。
●印は、用途面積が 2,000 m² 以上の場合に整備基準が適用されます。
斜線は、その項目の整備基準が適用されません。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
文化施設	体育施設	宿泊施設	教育施設	各種学校等	集会施設	公衆浴場	自動車車庫	公衆便所	火葬場	共同住宅等	事務所	工場	複合施設
すべて	500	500	すべて	100	100	500	500	すべて	すべて	2000	2000	2000	500
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎※1	◎※1	◎※1	◎※1,6		◎※1	◎※1		◎※1	◎※1				◎※1
◎※3	◎※3	◎※3	◎※3,6		◎※3	◎※3		◎※3	◎※3				◎※3
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎※5	◎※5	◎※5	◎※5,6		◎※5	◎※5		◎※5	◎※5				◎※5
●	●	●	●※7		●	●	●	●	●				●
◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
●	●	●			●								●
●	●	●			●								●
●※10	●※10	●※10	●※6,10		●※10	●※10	●※10	◎※10					●※10
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎※11	◎※11	◎※11	◎※11	◎※11	◎※11	◎※11		◎※11	◎※11				◎※11
●※12	●※12	●※12	●※12	●※12	●※12	●※12		●※12	●※12				●※12
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎				◎							
	◎												
		◎											
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	◎				◎								◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

△：公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。

△：案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること。

- ※7：地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が設置の対象です。
※8：公共的施設の用途面積が 300 m² 未満の場合は、コンパクトタイプの多機能便所の設置が可能です（公衆便所を除く。）。
※9：社会福祉施設のうち、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターについて、用途面積が 2,000 m² 以上の場合に適用されます。
※10：バリアフリー法第 14 条第 1 項の規定により、オストメイト対応設備が設置義務の場合適用されます。
※11：ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。
※12：公共的施設の用途面積が 2,000 m² 以上の場合、道等から直接地上へ通じる出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。

(3) 整備基準適用箇所一覧 【公共交通機関の施設・道路・公園】

<凡例> ◎印は、整備基準が適用されます。

整備事項			対象施	2. 公共交通機関の施設	3. 道路	4. 特定道路	5. 公園等	6. 特定公園
規模等				すべてのもの	歩道等の新設等		すべてのもの	
2 公共交通機関の施設	1	利用円滑化経路		◎				
	2	通路		◎				
	3	傾斜路		◎				
	4	エスカレーター		◎				
	5	階段		◎				
	6	視覚障がい者誘導用ブロック等		◎				
	7	案内設備		◎				
	8	便所		◎				
	9	乗車券等販売所、待合所および案内所		◎				
	10	券売機		◎				
	11	休憩施設		◎				
	12	改札口		◎				
	13	乗降場		◎				
3 道路	道路1	歩道			◎			
	道路2	立体横断施設			◎			
	道路3	視覚障がい者誘導用ブロック等			◎			
4 特定道路	特定道路1	歩道等				◎		
	特定道路2	立体横断施設				◎		
	特定道路3	乗合自動車停留所				◎		
	特定道路4	自動車駐車場				◎		
	特定道路5	移動円滑化のために必要なその他の施設				◎		
5 公園等	公園1	園路					◎	
	公園2	便所					◎	
	公園3	駐車場					◎	
	公園4	標識					◎	
	公園5	附帯設備					◎	
6 特定公園	特定公園1	園路および広場						◎
	特定公園2	屋根付広場						◎
	特定公園3	休憩所および管理事務所						◎
	特定公園4	野外劇場および野外音楽堂						◎
	特定公園5	駐車場						◎
	特定公園6	便所						◎
	特定公園7	水飲場および手洗場等						◎
	特定公園8	掲示板および標識						◎

整備基準の解説

整備基準の解説は、「建築物」、「公共交通機関の施設」、「道路」、「公園等」により構成されています。

本解説では、整備基準の内容等をわかりやすく伝えるため、一般的な事例におけるイラスト・図表等をまじえて記載しています。

なお、イラスト・図表等内の注記の前に記載の記号は、下部欄外に記載の凡例のとおり、条例の規定による必須基準である「●整備基準」、必須ではないものの適用されることが望ましいと考えられる「○望ましい基準」、その他関連する留意事項等を示す「※特記事項」を示しています。

また、整備基準本文の記載については、一部表現を修正しています。
(例：平方メートル→㎡、センチメートル→cm等)

本解説に記載の用語の意味は次のとおりです。

- 「条例」 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
(平成11年3月19日三重県条例第2号)
- 「施行規則」 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則
(平成11年12月28日三重県規則第118号)
- 「整備基準」 施行規則別表第2第1から第6の整備基準
- 「バリアフリー法」 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年法律第91号)
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
図書「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和7年5月)(編集国土交通省)

整備基準の解説

【建築物】

■整備基準が適用される施設の範囲について

整備基準が適用されるのは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する部分です。
したがって、例えば、次のような部分については、本基準は適用されません。

- 店舗等における荷物用エレベーター
- 従業員専用の出入口、廊下、階段、便所、倉庫等
- 工場の生産ライン部分
- 機械式の自動車車庫の内部部分
- 通常時に、一般公衆の利用に供される見込みのない屋外避難階段などの部分

■車いす使用者の使用設備付近の床・路面について

本解説の各ページに記載していませんが、原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

1. 出入口（外部出入口）

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室（宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ※ 直接地上へ通ずる出入口「建物出入口」及び駐車場へ通ずる出入口「駐車場出入口」並びに利用室の出入口「利用室出入口」のおおの1以上を車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。
 - ・「建物出入口」とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口をいい、主に玄関などを指します。
 - ・「駐車場出入口」とは、店舗等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗等の部分から駐車場に通じる出入口を指します。

イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90cm以上とすること。

- ※ 90cmは、車いすで通過しやすい幅員です。
- ※ 両開き戸（手動）、親子扉（手動）、引分け戸（手動）の場合、片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員と考えます。

ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。

- ※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。
- ※ 両開き戸（手動）、親子扉（手動）、引分け戸（手動）の場合、片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員と考えます。

ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ※ 車いす使用者が通過できない構造の回転扉等のみとしないことを求めているものであり、これらを設置する場合には、別の形式による戸を併設してください。
- ※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望まれます。

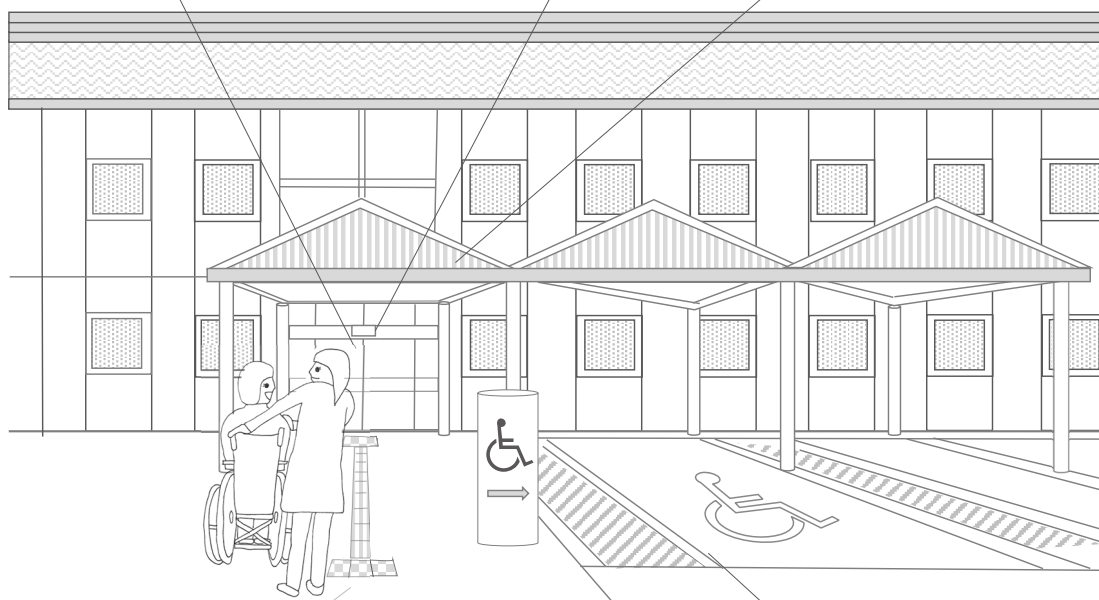
ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- ※ 車いす使用者が通過できる仕様の段とは、一例として高低差が1～2cm程度で、丸みを持ち又はすりつけを行い処理された段のものが該当します。

ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

建物出入口および敷地内の通路の整備例

- 出入口有効幅員 90cm以上
- 自動開閉戸または開閉しやすい構造の戸
- 車いすに支障となる段を設けない
- 音声誘導装置
- 自動ドア
- 屋根またはひさしを設けることにより雨に濡れない配慮をする



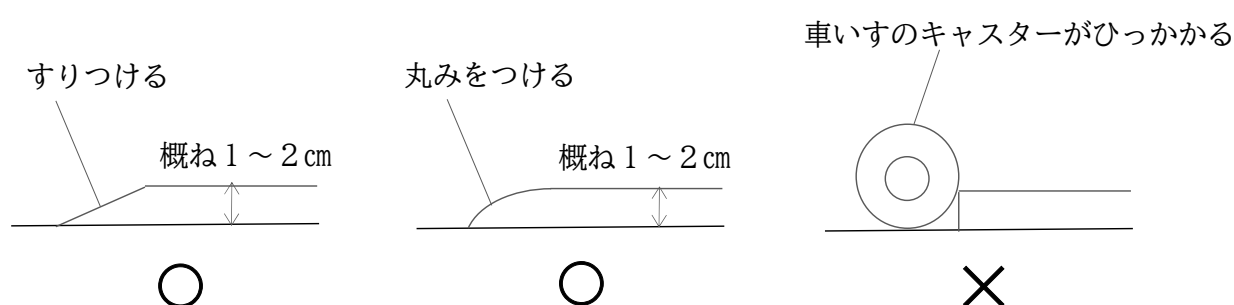
「6. 敷地内の通路」の規定参照してください

- 点状ブロックおよび線状ブロックの設置等（用途面積2,000㎡未満の公共的施設を除く）

「7. 駐車場」の規定参照してください

- 区画幅350cm以上
- 床面は平坦とし、水はけをよくする
- 車いす使用者用駐車区画であることを示す標示等（用途面積2,000㎡未満の施設で30台未満の駐車場の場合を除く）
- 屋根または庇を設置することにより雨に濡れない配慮をする

すりつけの例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

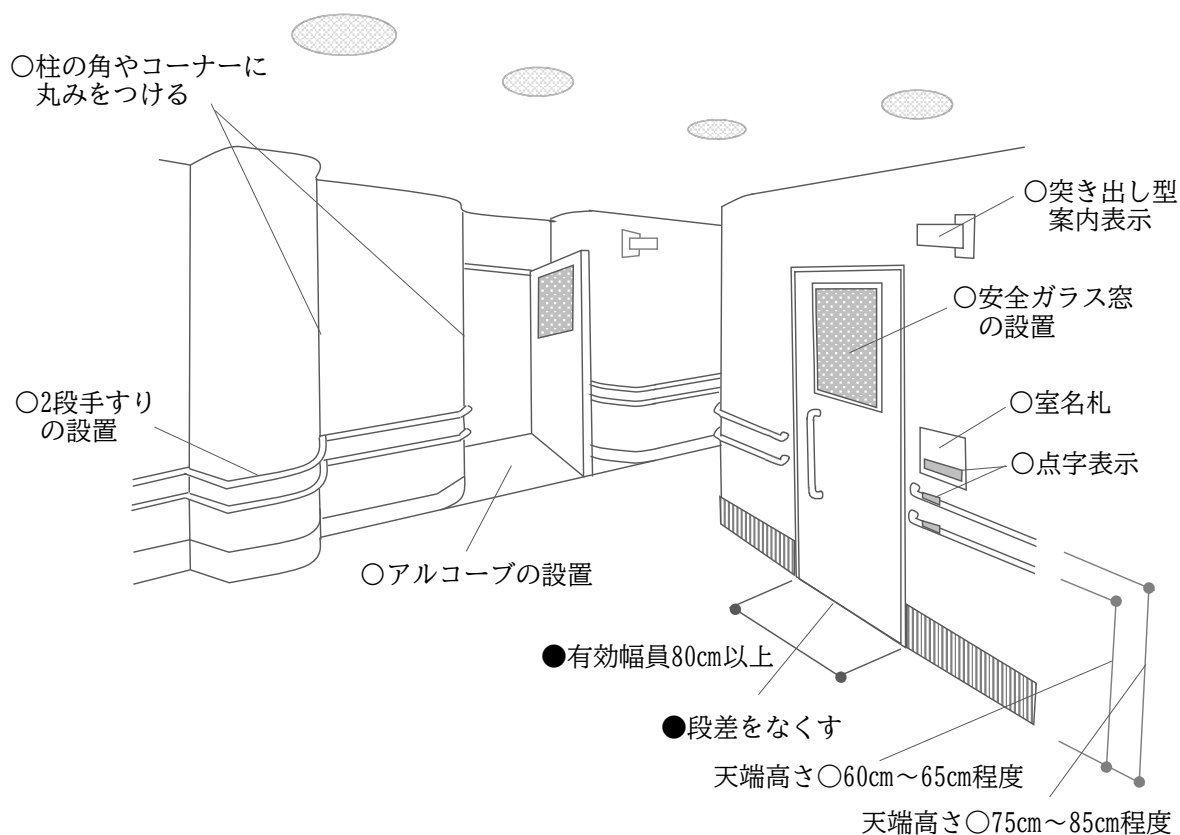
1. 出入口（各室出入口）

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに利用室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

※ 共同住宅の場合は、共有スペースの居室等への出入口が該当します。

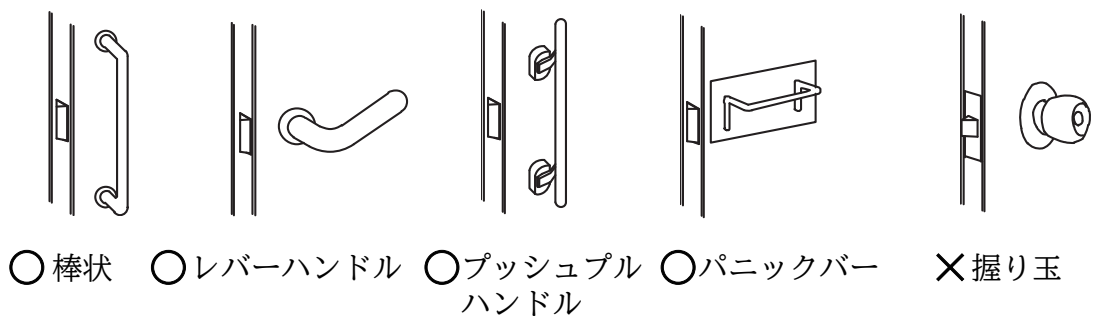
内部出入口の整備例



取っ手の形式

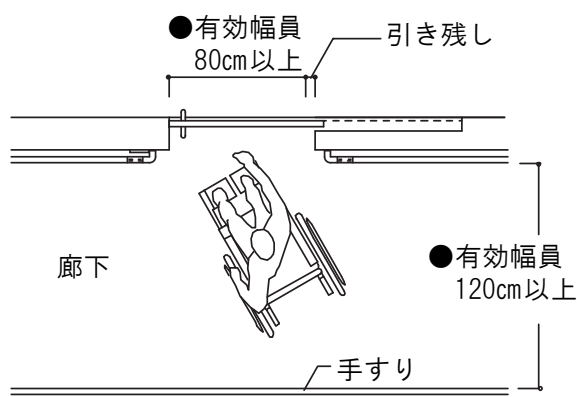
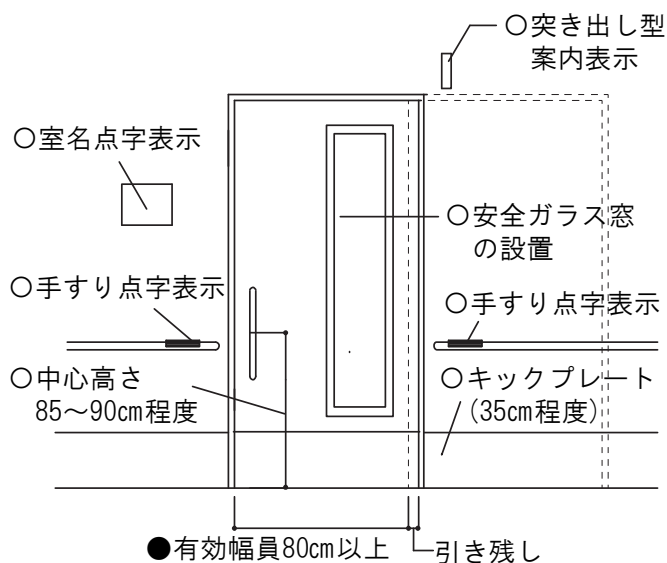
《使いやすい形状》

《使いにくい形状》

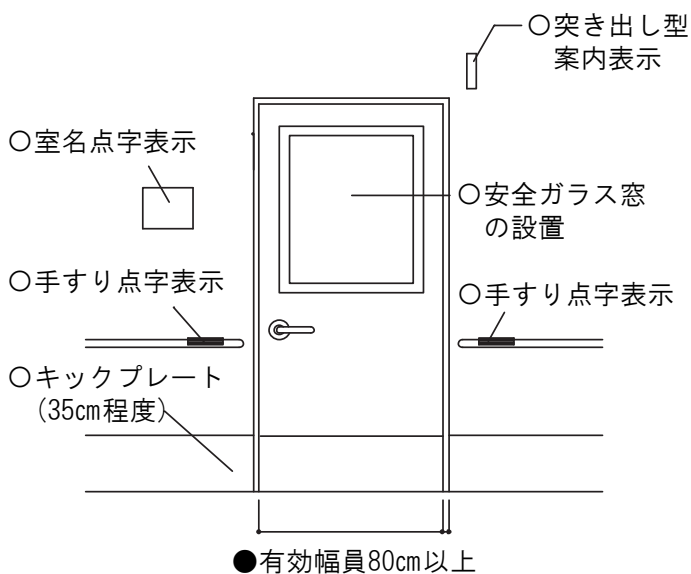


× 掘込式も望ましくありません

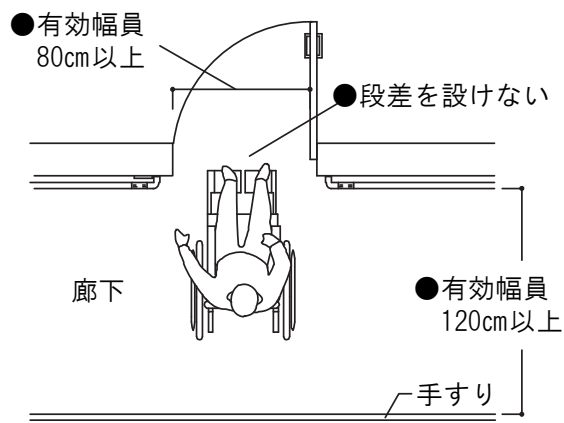
引き戸の例



開き戸の例



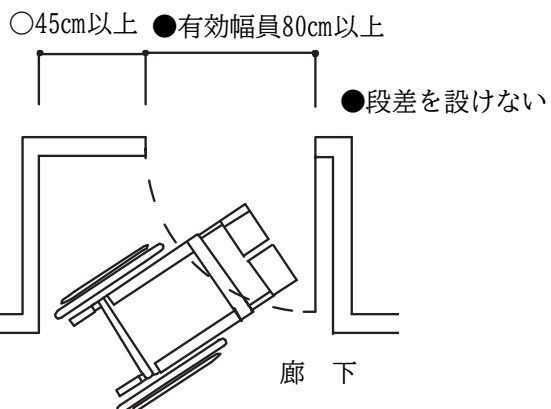
※開き戸の有効幅員は、扉の厚みを除き、実際に通行できる幅員とします。



外開き戸：アルコーブを設けた例

外開き戸を設置する場合、廊下の通行者との衝突を避けるため、アルコーブを設置するなど配慮することが望まれます。

○全体の幅は、容易に出入りできるスペースを確保します



2. 廊下 その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)

整備基準

(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

※ 障がい者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように整備することが求められており、水分や油の付着によって滑りやすくなる材料もあるので、床材の選定にあたっては十分に注意が必要です。

(2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。

※ 3の階段の規定により、手すりの設置、回り段を設けない、段が認識しやすく、かつ、段鼻の突き出しがなく、つまづきにくい構造、階段の上端に点状ブロック等の敷設など配慮をしてください。

(3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口（以下「利用室等の各出入口」という）に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。

この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

※ 「直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「利用室の1に定める構造の各出入口」とは、「1. 出入口」に定める構造のものをいいます。

イ 有効幅員は、120cm以上とすること。

※ 120cmは、廊下を車いすが通行しやすい幅員、人が横向きになればすれ違える幅員及び松葉つえ使用者が円滑に通過できる幅員です。

ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

※ 車いすの転回に支障のないものとは、180°転回では140×170cm以上のスペース（T字形の交差部など）が該当します。

ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

※ 車いす使用者用特殊構造昇降機とは、機械式段差解消装置のことです。

ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。））。

ただし、直接地上へ通ずる出入口、又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

※ 視覚障がい者の誘導が必要であり、情報提供を行うことができる場所には、インターホンの設置や点字や音声による案内板等を含みます。

・その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合とは、

① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能である

② 百貨店等で受付が入口付近にあるもの

※ 視覚障がい者誘導用ブロック等とは、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの。

線状ブロック等は、視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいい、点状ブロック等は、突起の形状が点状になります。

- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造）とすること。

※ 傾斜路とは、勾配が1/20を超えるものをいいます。

イ 有効幅員は、120cm(段を併設する場合にあつては、90cm)以上とすること。

ロ こう配は、1/12(高さが16cm以下の場合にあつては、1/8)を超えないこと。

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

※ 傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が昇降中に休憩したり、加（減）速できるような平坦部分を設ける必要があるためです。

ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

※ 車いすの脱輪防止や松葉つえ等が落ちないように安全上の配慮を行うことが必要となります。

整備基準

ホ 高さ80cm程度の手すりを設けること（高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路を除く。）。

※ 手すりを設置した場合の廊下の有効幅員は手すりの内側の寸法とします。

※ 手すりは片側まひの方の利用も考慮し、両側に設けることが望まれます。

ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

※ 弱視者等視覚障がい者の利用に配慮し、傾斜路の勾配部分の色彩を周囲の廊下等の色彩と識別しやすいものとしてください。

チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。

※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。

※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において傾斜路の上端部点状ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

※ 入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において傾斜路の上端部点状ブロック等を除いているのは、日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、点状ブロック等がつまずきの原因となり危険であるとの声が多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。

(イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分

(ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分

※ 物販店や飲食店等では主要な通路について対象とします。従業員専用通路等は対象外です。

(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

確保が必要な経路について

次の経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。増築や一部改築の場合は、内容によって確保すべき経路が異なりますので、判断に迷う場合は審査機関にご相談ください。

経路1. 道等から利用室及び共同住宅等の住戸（以下「利用室等」という。）

経路2. 道等から車椅子使用者用便房（経路1の車椅子使用者用便房以外の利用室等がない場合）

経路3. 利用室等から車椅子使用者用便房

経路4. 車いす使用者用駐車区画から利用室等

経路5. 車いす使用者用駐車区画から道等（経路1の利用室等がない場合）

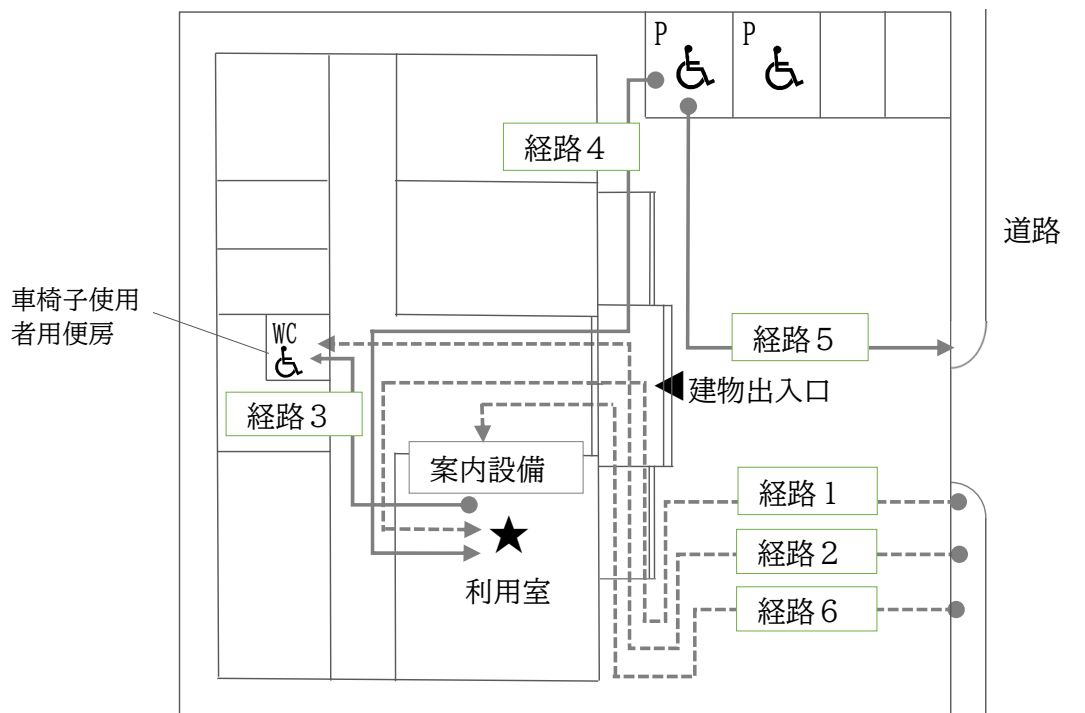
経路6. 道等から案内設備（視覚障がい者利用円滑化経路）

※利用室等（図中では★印の室を利用室としています。）

利用室とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室（便所、宿泊施設の客室を含む。）をいいます。利用室及び共同住宅等の住戸を「利用室等」といいます。

経路1の「利用室等」がない場合は経路2、経路5を確保してください。

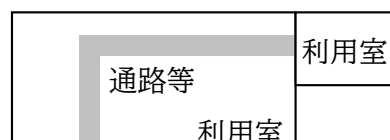
確保が必要な経路について



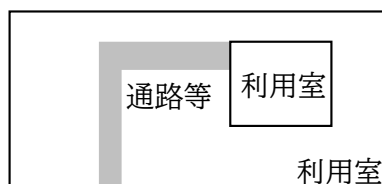
利用室内における「廊下等」の考え方

原則として、一般的な利用室内部の部分に対して「廊下等」の整備基準は適用しませんが、次のような事例においては、利用室内であったとしても「廊下等」の基準を適用します。

①利用室内を経由して、別の利用室に至る経路にあたる通路等



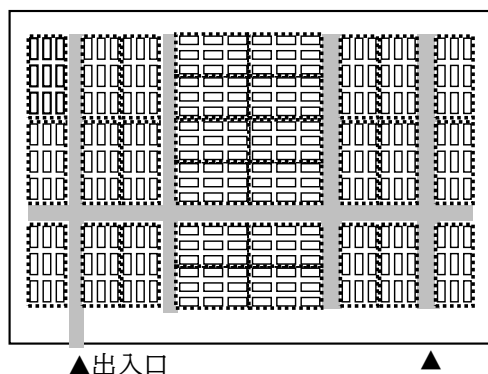
②利用室内に別の利用室を内包する場合における当該最小単位となる利用室に至る経路にあたる通路等



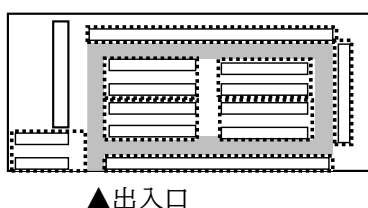
③利用室内の主要な通路等

※売場・陳列棚、飲食店の客席の外見上の概ねの区画（以下「売場等区画」という。）を利用室②における最小単位の利用室同等として扱い、一定の通路については主要な通路として「廊下等」の基準を適用します。
その他の通路は、店員等の人的対応が講じられることを前提に、基準の適用外とします。

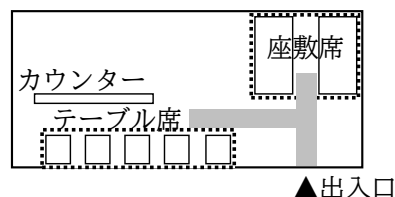
《大規模小売店舗の想定例》



《コンビニ店舗の想定例》



《飲食店舗の想定例》

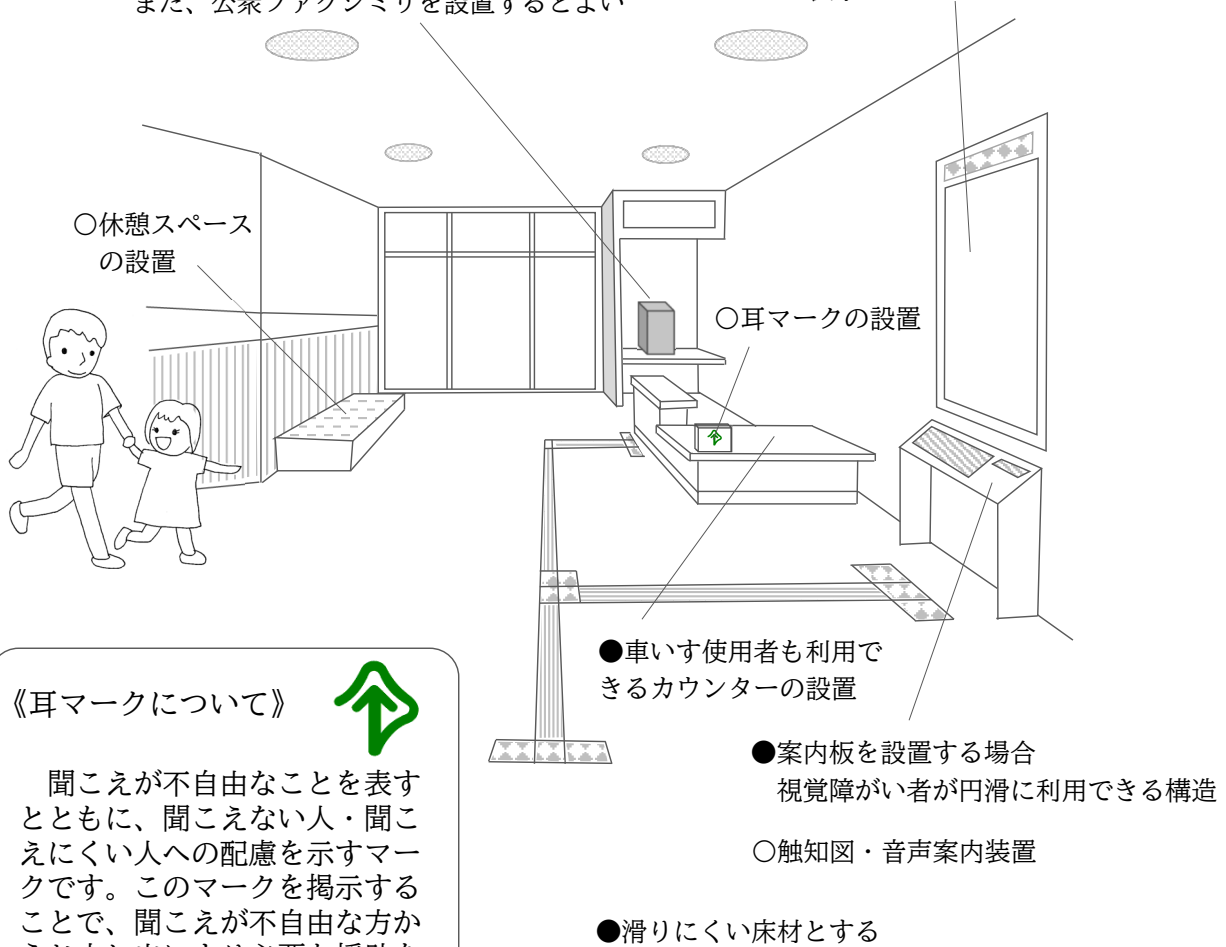


【凡例】
 「廊下等」の基準を適用する通路等
 売場等区画
 陳列棚又は飲食店の客席

情報提供の例

○公衆電話を設置する場合、車いす使用者に使いやすいように設置高さは70cm程度とする
受話器は、ボリュウムコントロール付きがよい、また、公衆ファクシミリを設置するとよい

●案内板を設置する場合
車いす使用者用駐車区画、昇降機、車椅子使用者用便房などを表示



《耳マークについて》



聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマークです。このマークを掲示することで、聞こえが不自由な方からお申し出により必要な援助を行うという意思表示ができます。

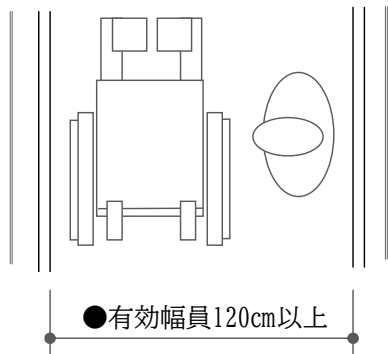
●車いす使用者も利用できるカウンターの設置

●案内板を設置する場合
視覚障がい者が円滑に利用できる構造

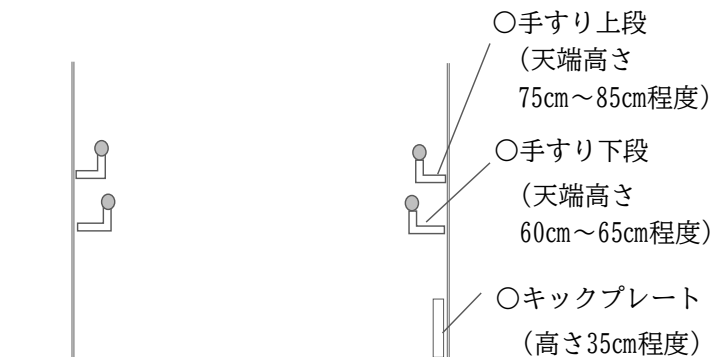
○触知図・音声案内装置

●滑りにくい床材とする

廊下の幅員



●有効幅員120cm以上



※有効幅員120cm

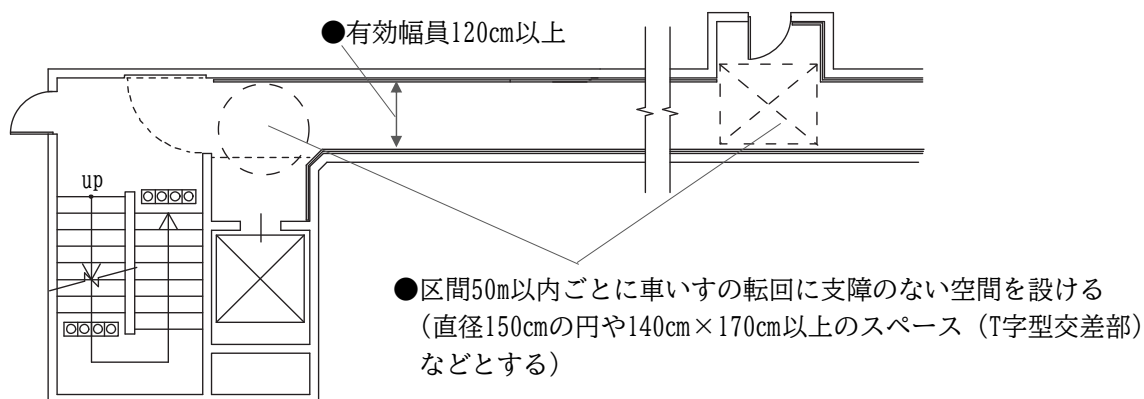
廊下を車いす使用者が通行しやすい寸法

車いす使用者と横向きになった人がすれ違うことができる寸法

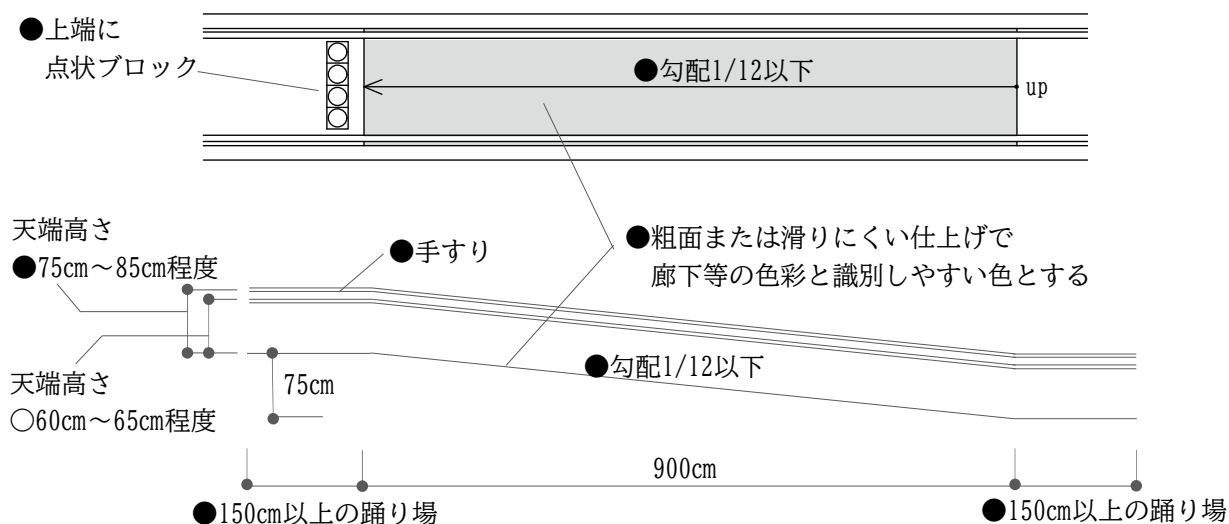
松葉づえ利用者が円滑に通貨できる寸法

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

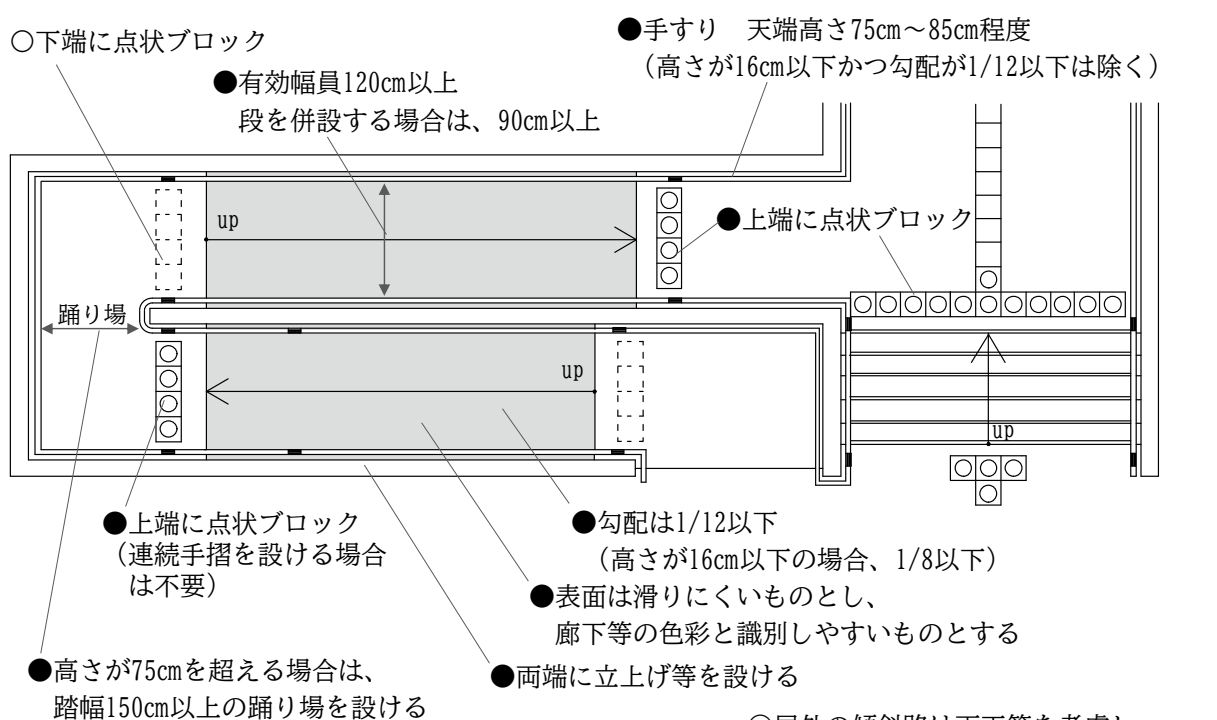
廊下の例



傾斜路の仕様



傾斜路の例 段と傾斜路の併設



○屋外の傾斜路は雨天等を考慮し、勾配を1/15以下とすることが望ましい

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

3. 階段（踊り場を含む）

整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。

※ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段について基準に適合することを求めています。

- ・ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
- ・ 入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、点状ブロック等がつまずきの原因となり危険であるとの声も多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。

イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。

※ 階段の昇降を安全に行うための措置であり、廊下や踊場等と連続して設けてください。なお、片側まひの方の利用を考慮し、両側に設置することが望まれます。

ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

※ 回り階段の場合、視覚障がい者が方向を失いやすく、また、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外す危険があります。

- ・ 建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合とは、小規模な2階建など、構造上やむを得ない場合です。

ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。

※ 松葉つえ等使用者の安全な利用に考慮した対応です。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

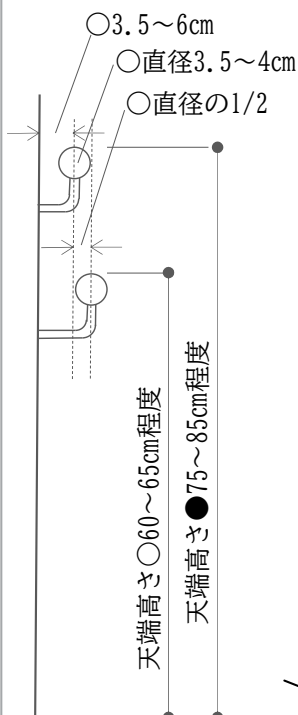
※ 段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとする等により弱視者など視覚障がい者の安全な利用に考慮した対応です。

ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。

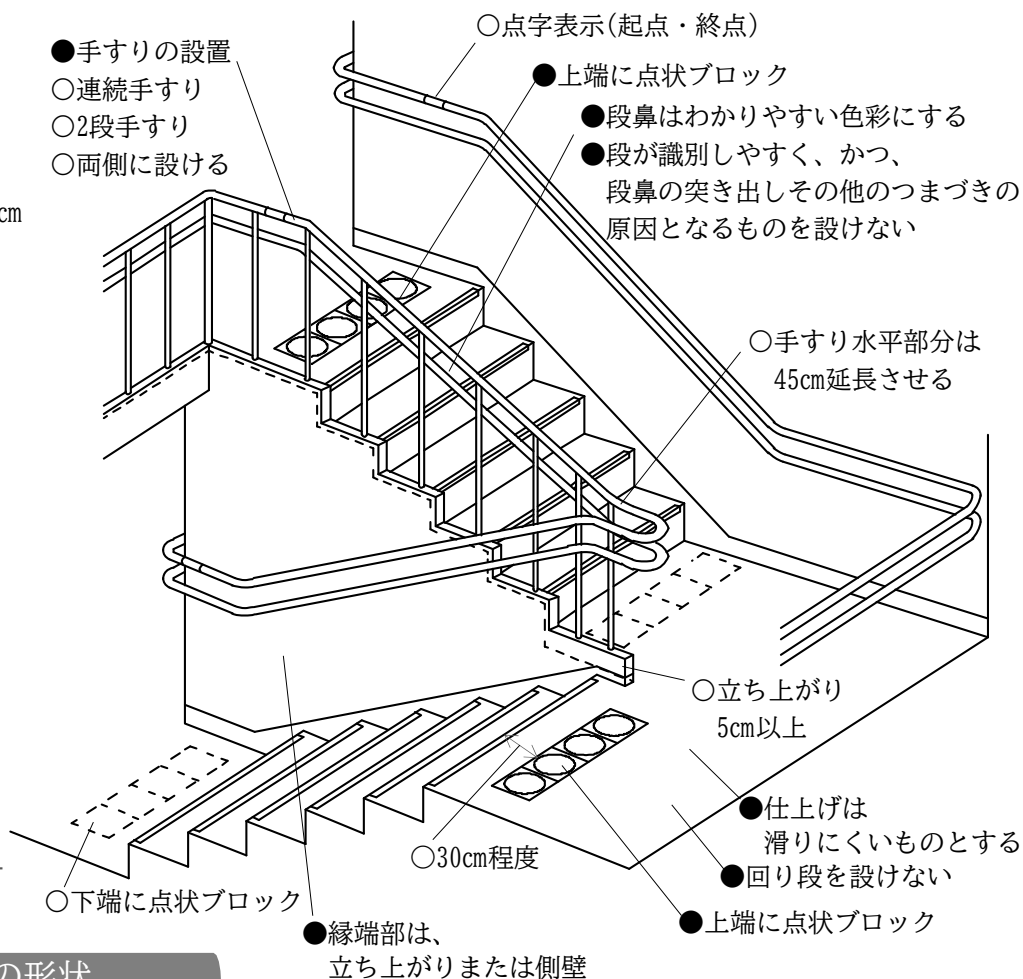
※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。

階段の例

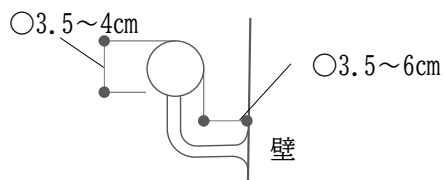
《手すりの設置例》



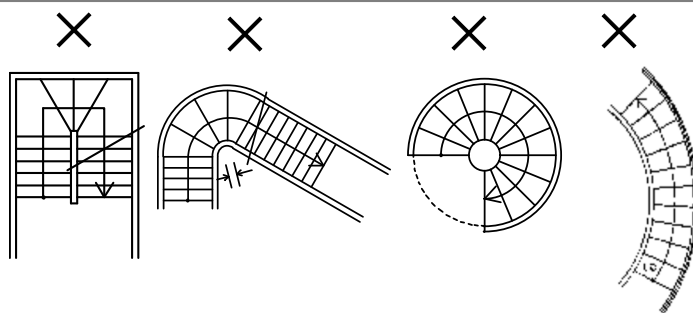
- 手すりの設置
- 連続手すり
- 2段手すり
- 両側に設ける



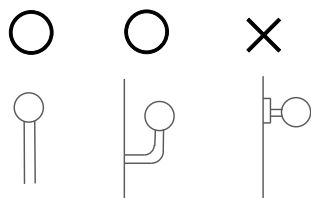
手すりの形状



好ましくない回り階段の形状

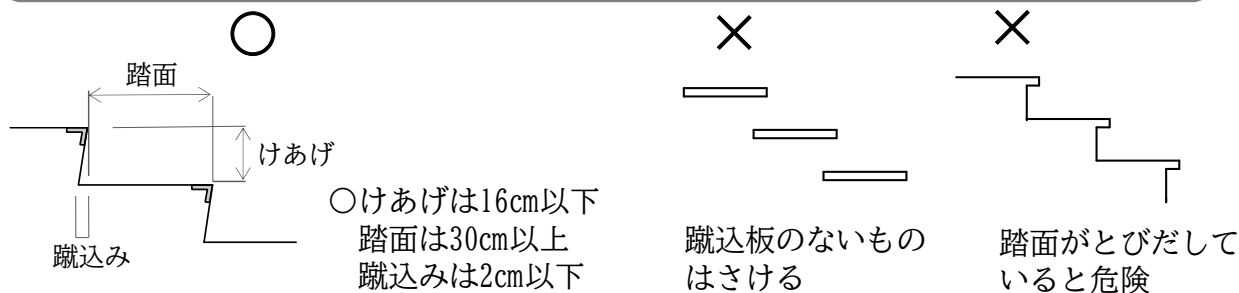


手すりの壁への取り付け



支持材が手にぶつかるため好ましくない

けあげ・踏面の形状



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

4. 昇降機

整備基準

- (1) 2以上の階を有し、用途面積が2,000㎡以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターを設けること。

※ 地方公共団体以外が設置する学校、各種学校、共同住宅等、事務所及び工場の用途を除く2,000㎡以上の公共的施設である建築物に（2）で定める構造の車いす使用者及び視覚障がい者対応の昇降機を設置することが必要となります。

- (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、次の口及びニからワまでに定める構造）とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。

※ 設置場所は、主要となる動線上のわかりやすい位置に設けることが必要です。

イ かごの幅は、140cm以上とすること。

ロ かごの奥行きは、135cm以上とすること。

ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

※ 車いす使用者もエレベーターには前進で乗り込み、できるだけ中で転回して前進で降りられるよう一定寸法を確保としています。ただし、一般的には、転回には直径150cmの円のスペースが必要とされていることから、全ての車いす使用者が、中で転回できるとは限りません。

・ かごの、内法幅1.4m×奥行き1.35m は、JIS規格による一般乗用エレベーターの11人乗りの寸法です。

・ かごの、内法幅1.6m×奥行き1.35m は、JIS規格による一般乗用エレベーターの13人乗りの寸法です。

・ かごの奥行き135cmは、電動車いす使用者も利用できる大きさです。

ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

※ 聴覚障がい者に対して電光表示等で現在階や停止予定階の表示を求めているものです。

ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ヘ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

※ 視覚障がい者に対して音声で到着する階並びに戸の閉鎖を知らせることを求めているものです。

ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

※ 床面から90cm程度の高さに設置し、ボタンは操作しやすいように大きめのものを用います。

・ この制御装置（副制御盤）に視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためです。

リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（チに規定する制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

※ この制御装置（主操作盤）は、視覚障がい者が操作することを想定しており制御装置の各ボタンに点字表示を適切に行い視覚障がい者の利用に対応できる構造を求めています。

ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。

※ 150cmは、車いすが転回できる寸法です。

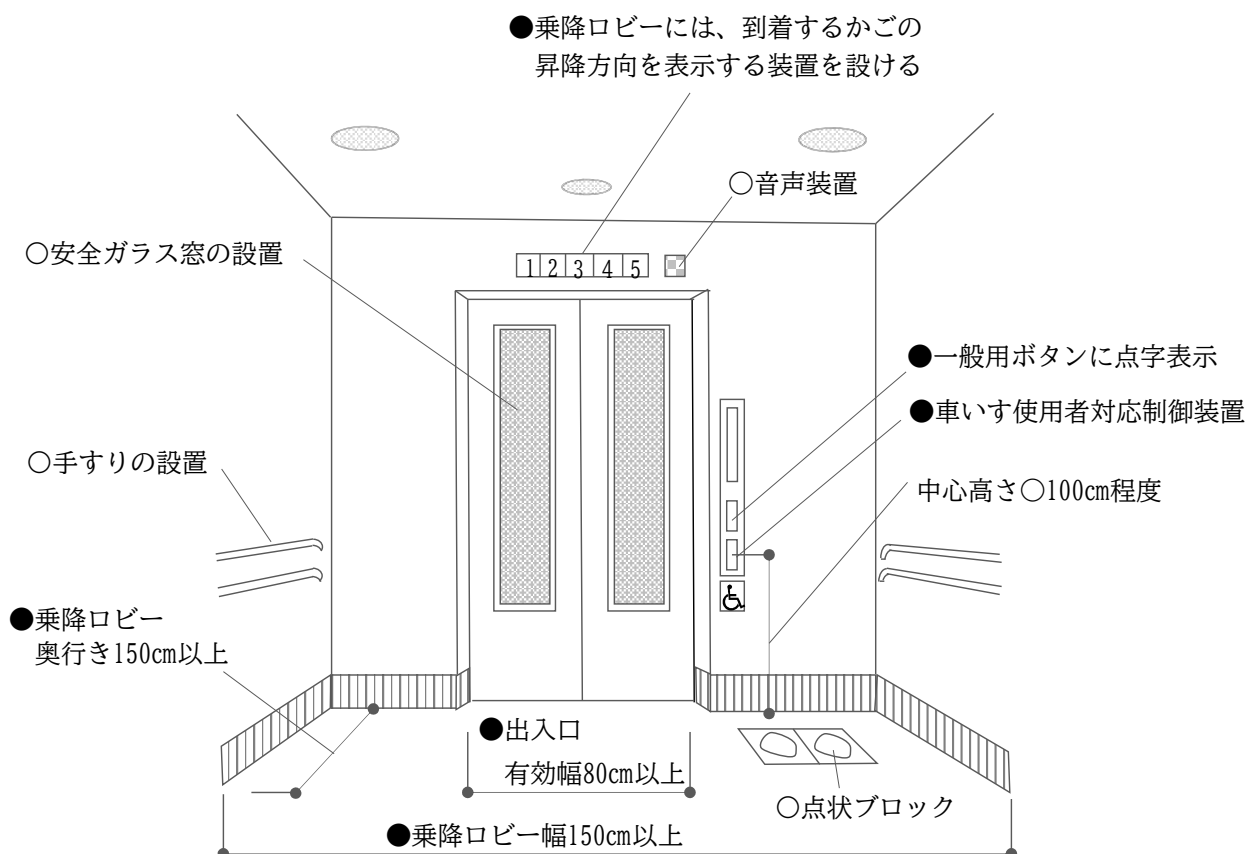
ル かご内の側面には、手すりを設けること。

ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

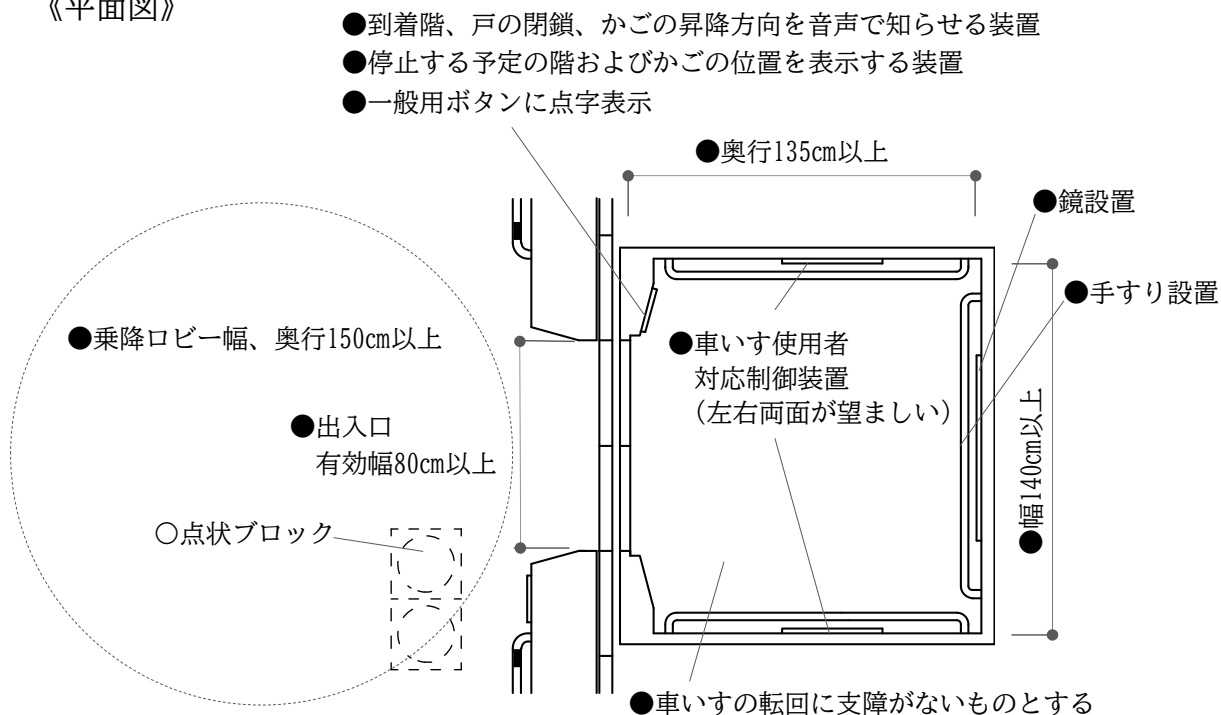
※ 視覚障がい者に対して音声による情報を提供することが必要となります。

エレベーター出入口の例



エレベーターかご内の例

《平面図》

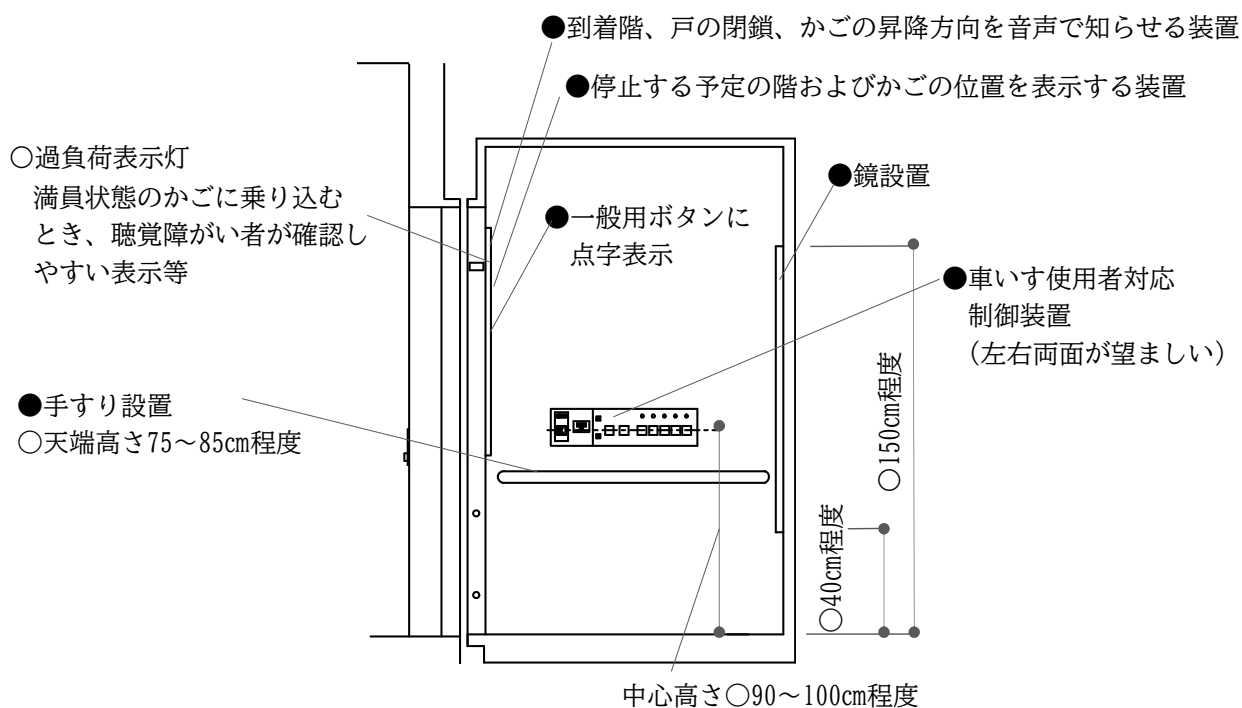


※一般に車いすの転回には、直径150cmの円の面積が必要とされているため、現基準によるエレベーター内で、すべての車いすが転回できるとは限りませんが、小型なものなど転回が可能なものもあることから、壁面からの突出物やその位置等について配慮を求めています。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

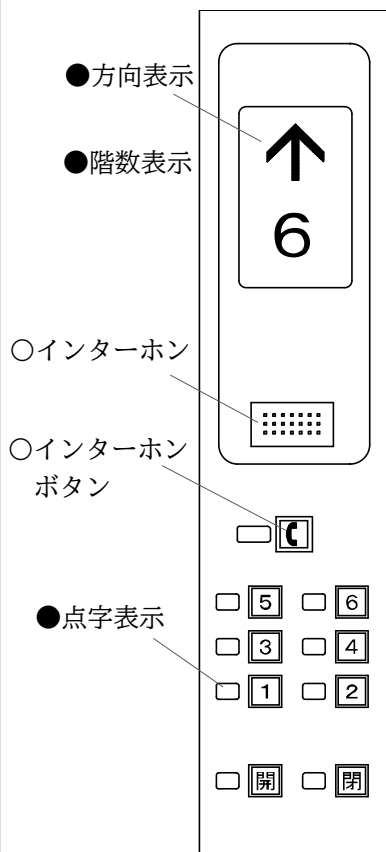
エレベーターかご内の例

《断面図》

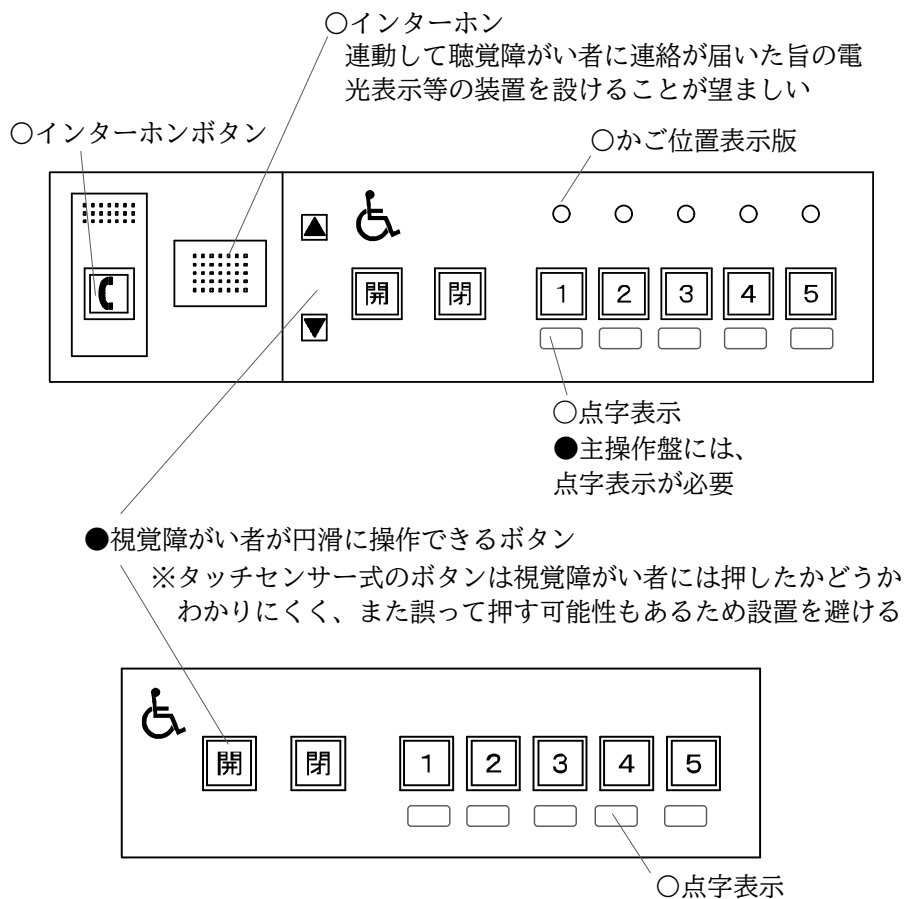


エレベーターのかご内制御装置の例

《主操作盤》



《副操作盤：車いす使用者対応制御装置》



5. 便所

整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第14条第2項の規定により同項の車椅子使用者用便房を便所に設ける場合は、当該すべての便所について、次に定める構造及び設備を有すること。

※ ただし書きは、バリアフリー法の移動等円滑化基準に基づき設置される車椅子使用者用便房のすべてが次のイ～ホの基準に適合することを求めています。

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。

ただし、用途面積が300㎡未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」とすることができる。

※ 長時間車いすを使用する者は、褥瘡を防止するためシートを使用することが多いため、その厚みにも配慮した高さとするのが望ましいと考えられます。

※ 「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」は、「コンパクトタイプ」と呼ぶこととします。

- ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

- ハ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 戸は車いす使用者などの利用に配慮して、自動扉、手動引き戸など円滑に開閉して通過できる構造とすることが必要です（コンパクトタイプで戸袋のスペースが取れない場合などは、外開き戸、引き込み戸などが考えられます。外開き戸とするときは、利用者の衝突の危険がないよう便房の位置を便所の奥側にするなどの配慮が必要です）。また、緊急時の救出のため外部から鍵を開けることができる構造としてください。

- ニ 車椅子使用者用便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。

※ 建物のどの位置にどのような便所、便房が設けられているかの適切な情報提供が必要です。

- ホ 車椅子使用者用便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。

- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。

※ 高齢者等の利用に配慮した手すり付き腰掛便器のある便房の設置を求めています。

- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。

※ 子供や高齢者等の利用に配慮した両側手すり付きの受け口の低い小便器の設置を求めています。

- (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。

イ カウンター埋め込み式とするか又は手すりを設置すること。ただし、車椅子使用者用便房内に設けられた洗面器については、この限りではない。

ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。

※ 障がい者等の利用に配慮した構造の洗面器を設けることを求めています。

※ 整備基準の洗面器には、手洗器を含みます。

- (5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000㎡以上のものに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）のある便房を1以上設けること。

ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。

ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定める設備のある便房を1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

イ 人工肛門又は人口膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。

ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

便所、便房の基本的な考え方

従来、多様なニーズに応えるために車椅子使用者用設備、オストメイト対応設備、乳幼児用設備等の個別の設備、機能を集約して整備されてきた「多機能トイレ」は、利用者も集中する傾向にあり、また、だれでも自由に利用できるという認識も広がり、本来の用途で利用したい人が使えないことがあります。

このことから、個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるよう、機能を集約するのではなく、できるだけ分散して配置するよう配慮し、図記号（ピクトサイン）等により設備と機能を表示することが望ましいです。

なお、国では各種便房を総称して「バリアフリースイレ」と位置づけています※。

【表示】

- 便房の設備及び機能を図記号（ピクトグラム）等により、わかりやすく表示し、必要とする人が必要な時に利用できるよう配慮します。
- 男女共用である場合は、図記号（ピクトグラム）と文字によりわかりやすく示します。
- 車椅子使用者用便房の名称は、利用者の集中を避けるため「多機能トイレ」「多目的トイレ」等、誰でも利用できるような名称は避けます。
（日常的な利用者がある程度決まっている等、施設の用途や利用実態を考慮すると、だれでも利用できるような名称のほうが、周囲の目を気にせず利用しやすい場合もあるため、一律に妨げるものではありません）

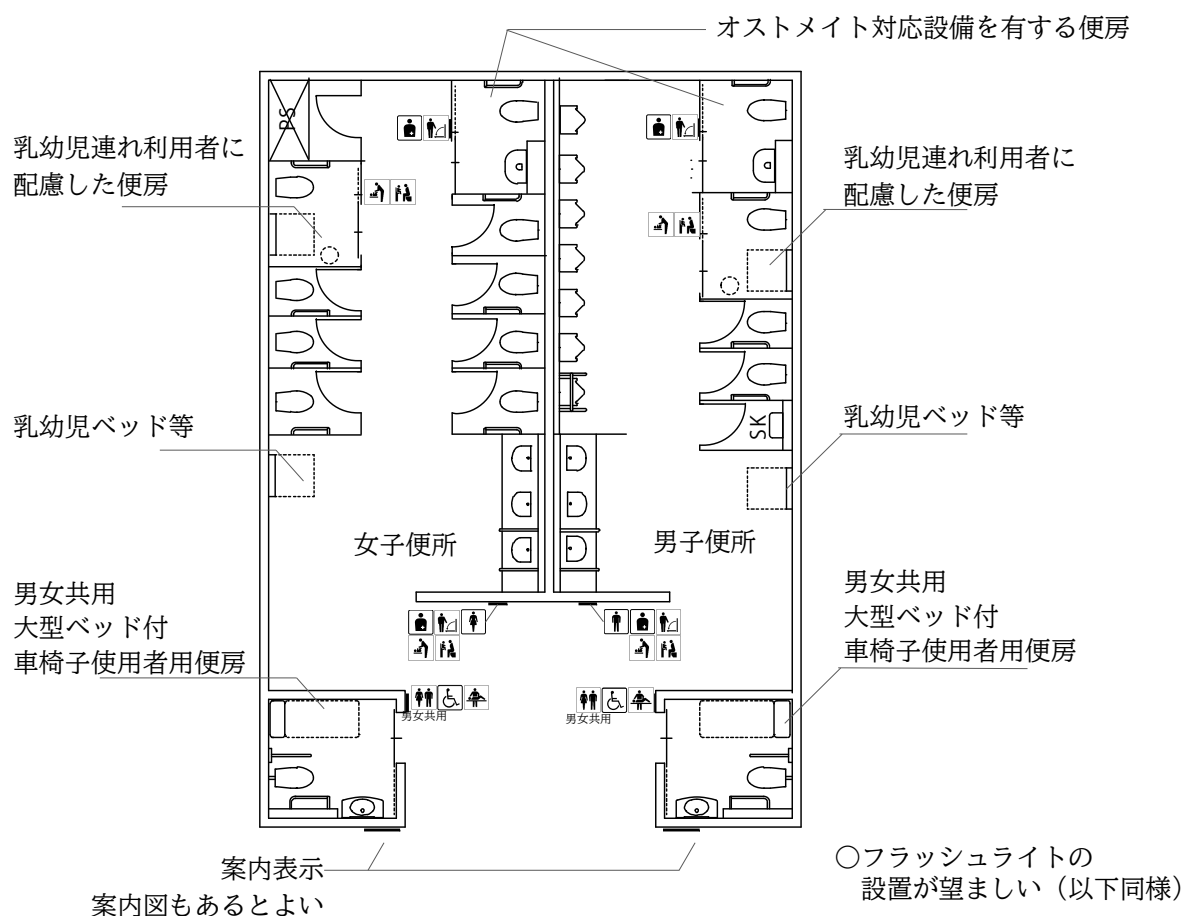
【便房の位置】

- 乳幼児連れ、高齢者、視覚・知的・発達障がい者と異性による介助・同伴での利用、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人の利用など男女共用便房のニーズに配慮する。
- 車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）、乳幼児用設備付き便房などは男女共用とすることが望ましい。
- オストメイト用設備を有する便房は、男女別に設置することが望ましい。
- 施設用途や規模により設備・機能の分散配置が困難で、集約することも想定されます。集約する場合でも、利用者の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望まれます。

※「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」

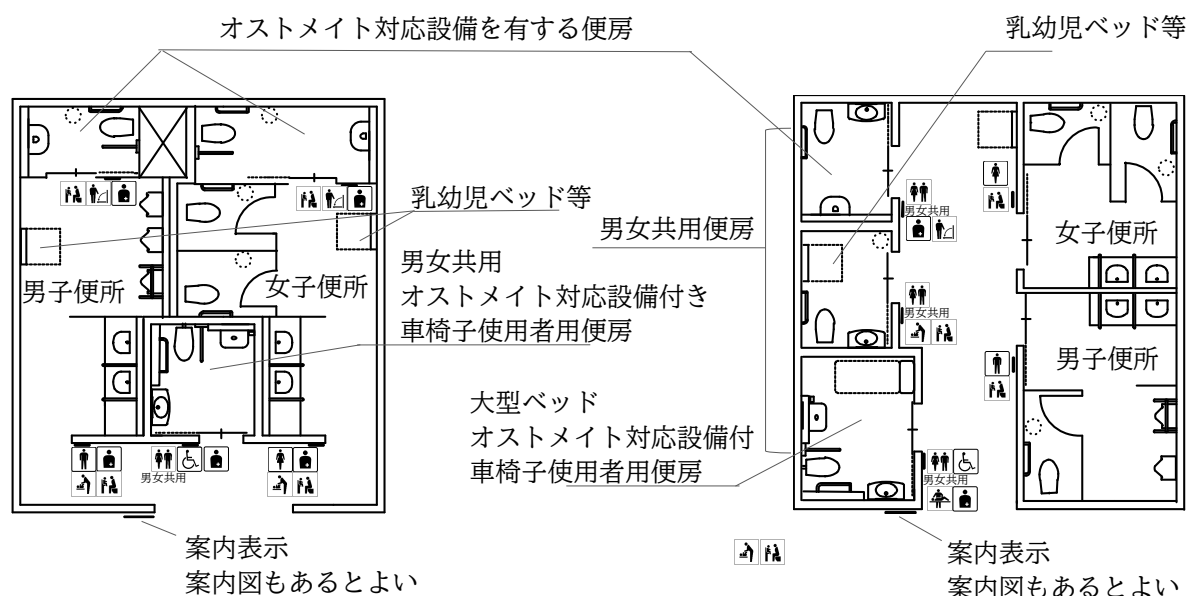
車椅子使用者用便房等の配置について

【機能分散して配置した事例】



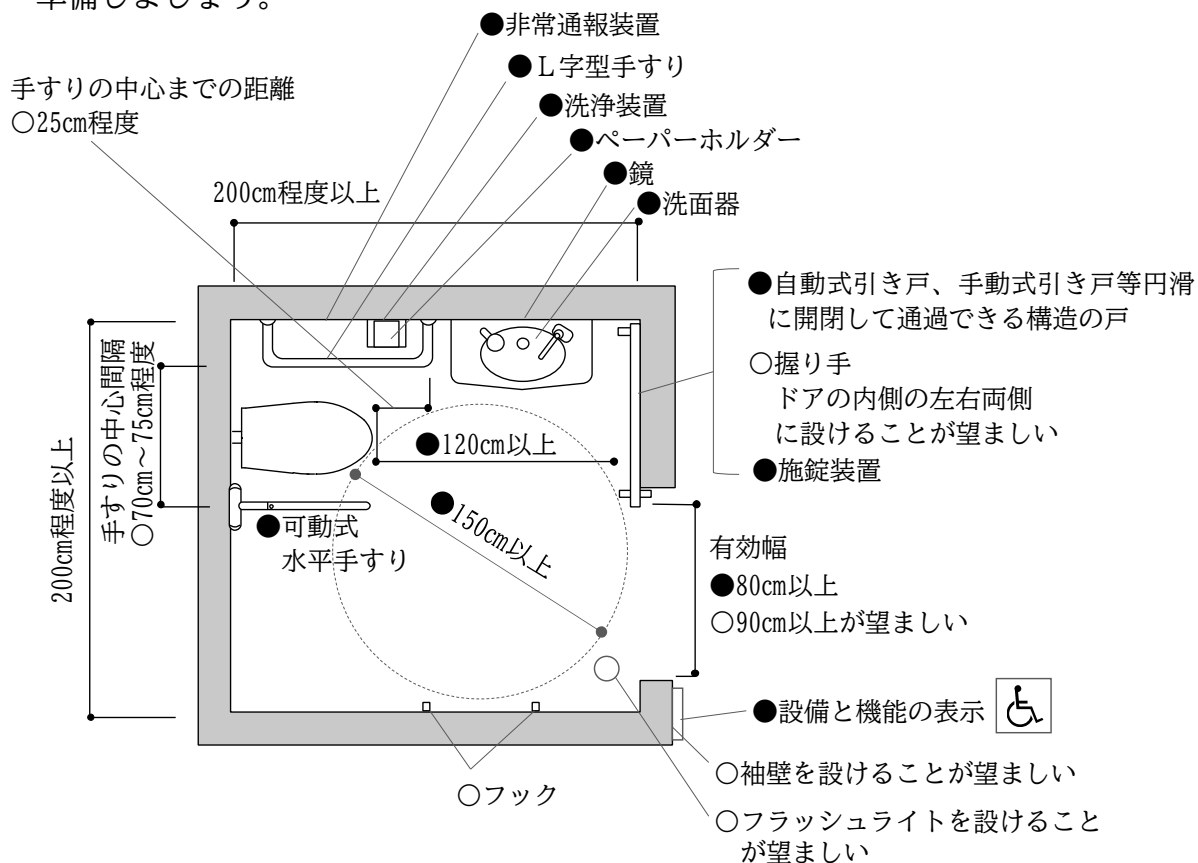
【機能分散して配置した事例】

【男女共用便房を配置した事例】



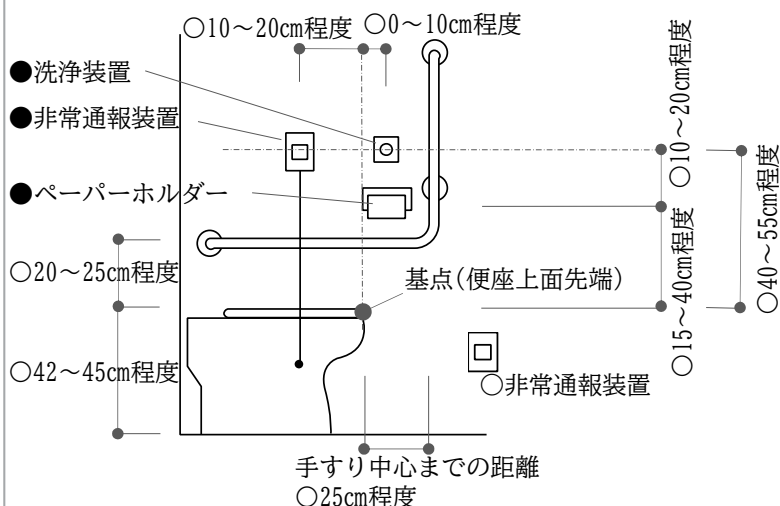
車椅子使用者用便房整備例 基本プラン

- 車いすが転回できるよう十分な空間を確保しましょう。
- 複数の車椅子使用者用便房を設置する場合は、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設けるなど、多様なプランを準備しましょう。

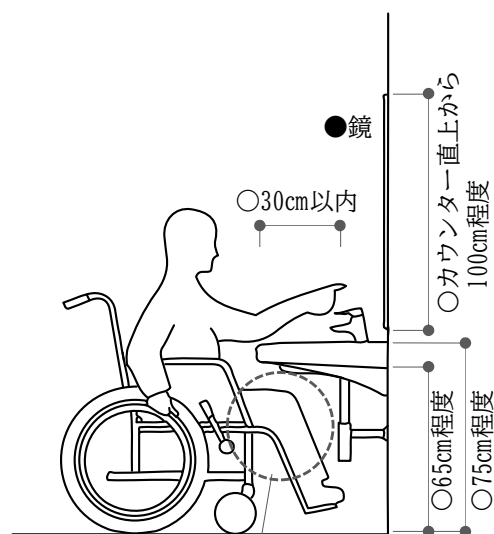


付属設備 標準配置例

- 非常通報装置は、転倒時の利用に配慮して、ひも付きとするか、または低い位置にもう1ヶ所ボタンを設置することが望まれます。



ペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置の配置等の詳細は、JIS S 0026をご参照ください。

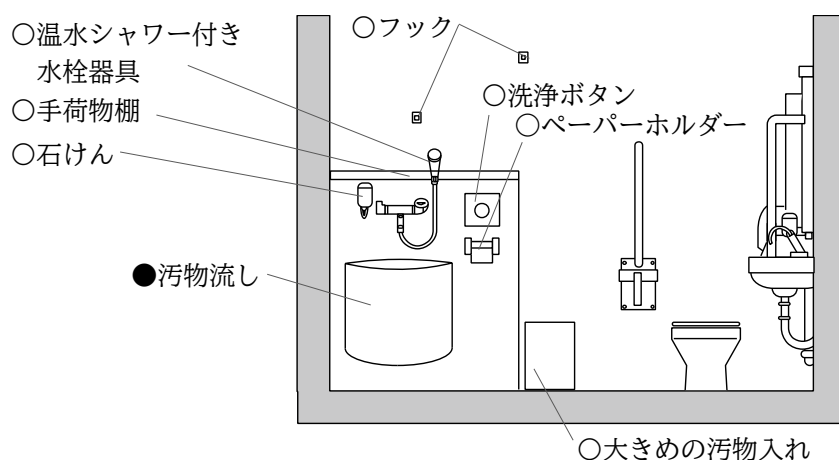
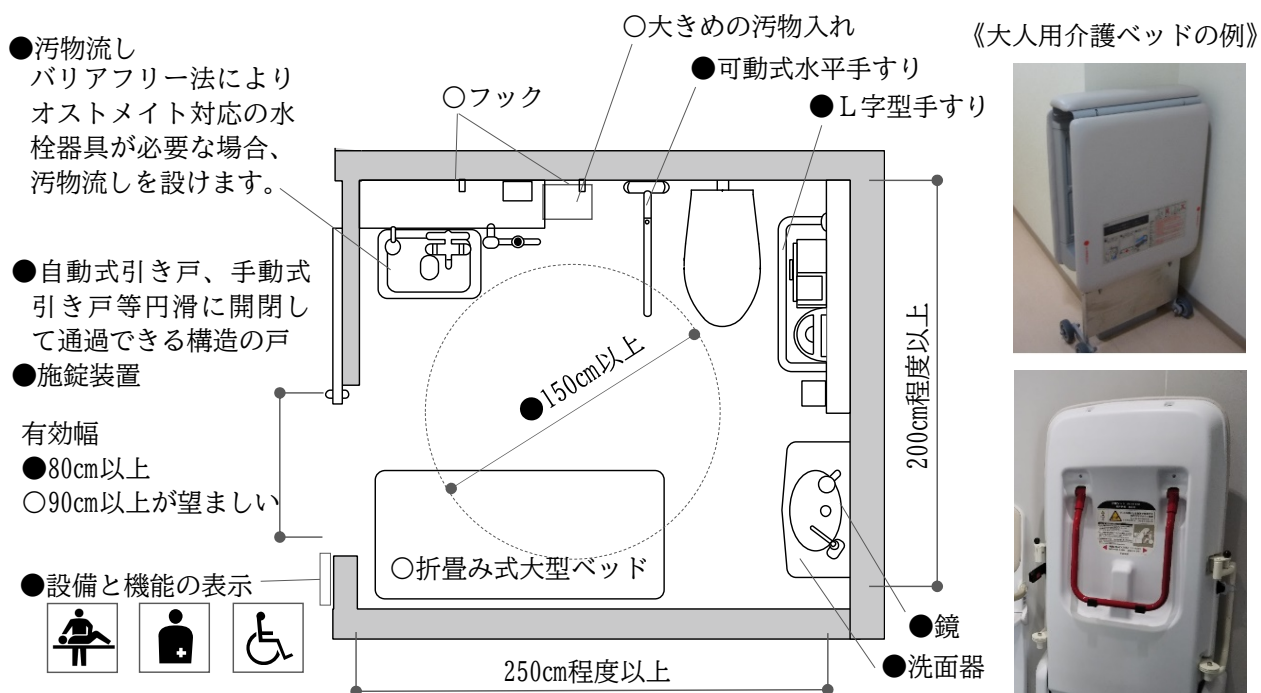


- ひざより下が入ることに配慮する
- 傾斜鏡は、近年車いす使用者の座高の多様化に対応できず使用しにくい状況にあるため避ける。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

車椅子使用者用便房整備例 基本プラン+オストメイト対応設備

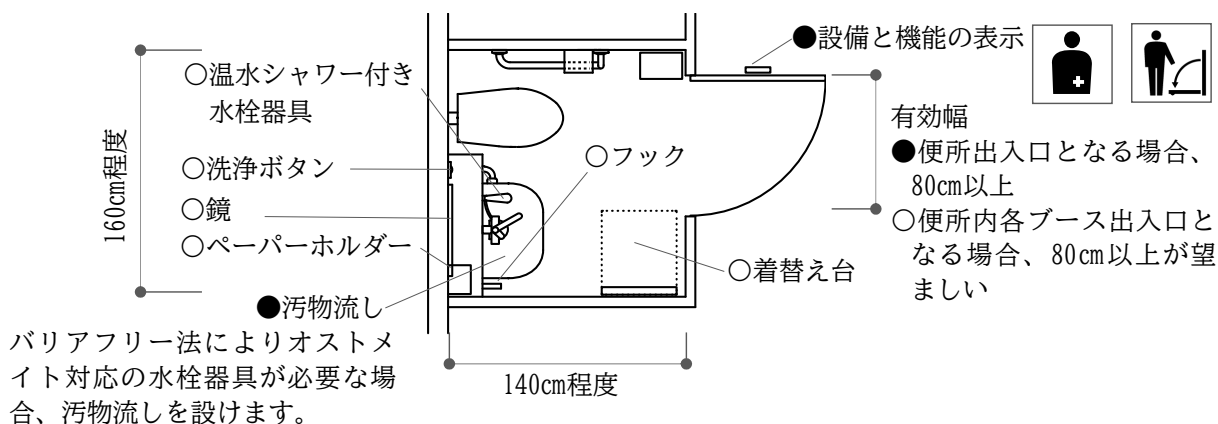
車椅子使用者用便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを備え付けた事例です。
バリアフリー法によりオストメイト対応の水栓器具が必要な場合、汚物流しの設置が必要となります。



《オストメイト対応設備の例》

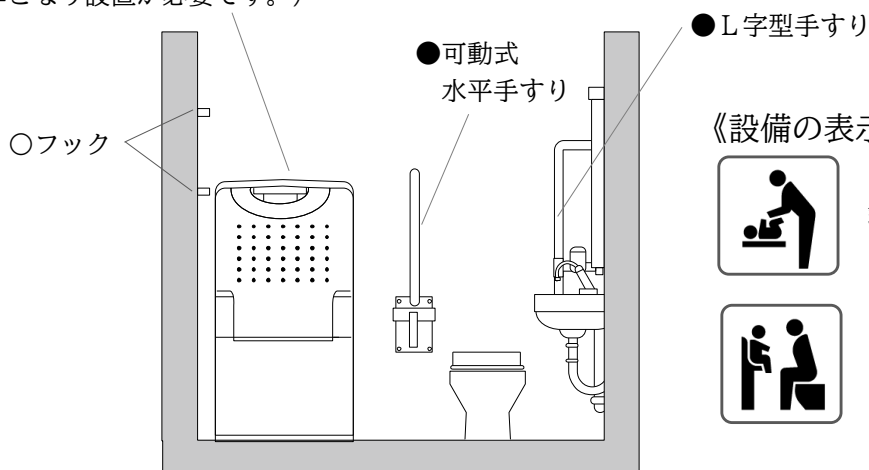
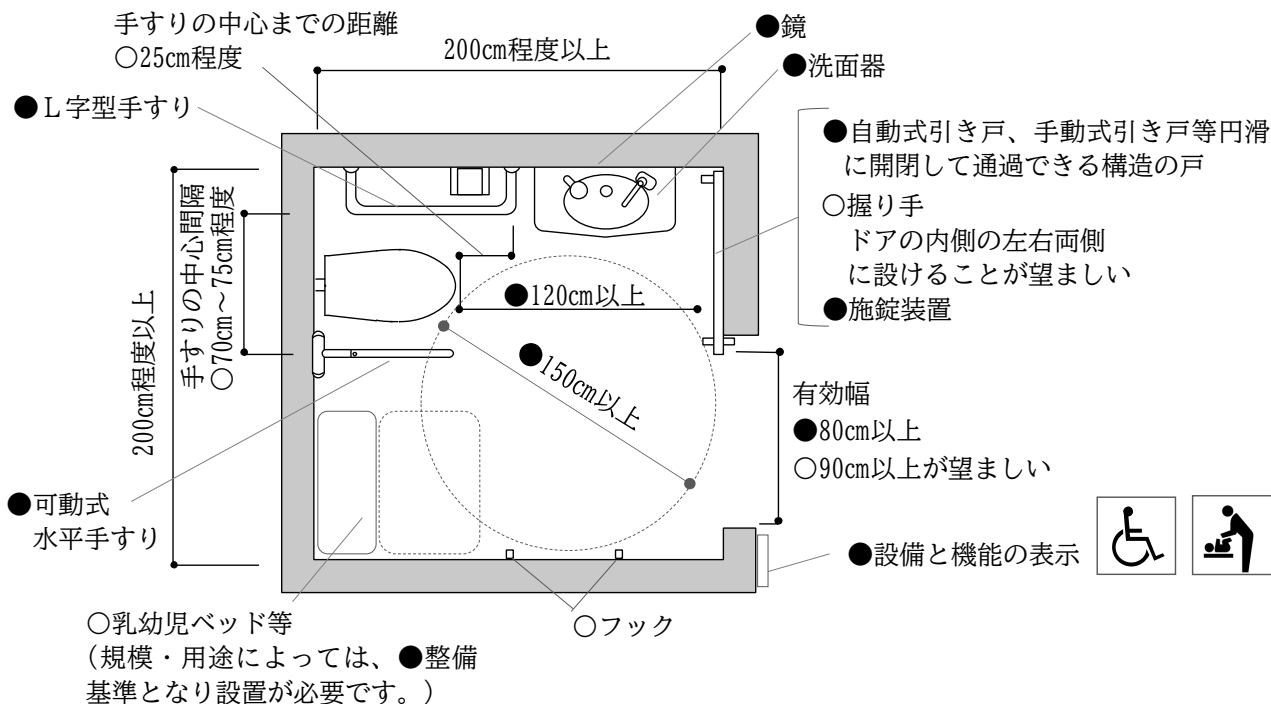
一般便所内にオストメイト対応設備の便房を設けた例

車椅子使用者用便房と分けて配置することにより、利用の集中を避けることができます。



車椅子使用者用便房整備例 基本プラン+乳幼児ベッド等設備

車椅子使用者用便房に乳幼児ベッド等を備え付けた事例です。



《設備の表示例》



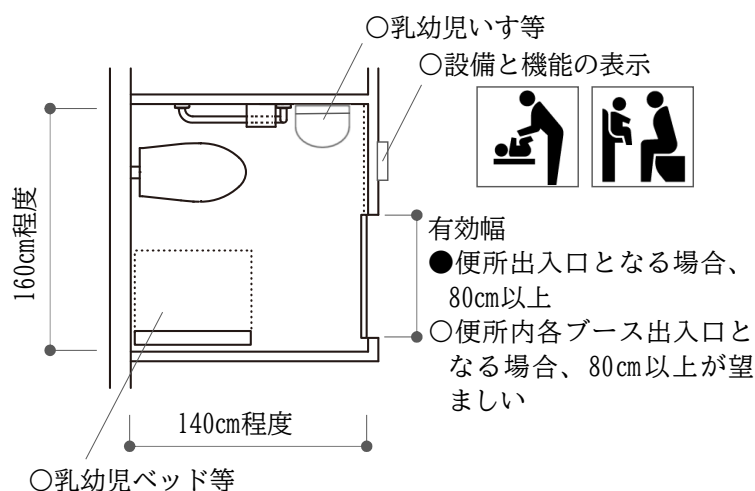
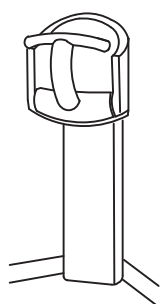
おむつ替えのための乳幼児ベッド等があることを示します。



乳幼児いす等があることを示します。

一般便所内に乳幼児連れに配慮した便房を設けた例

《乳幼児用設備の例》



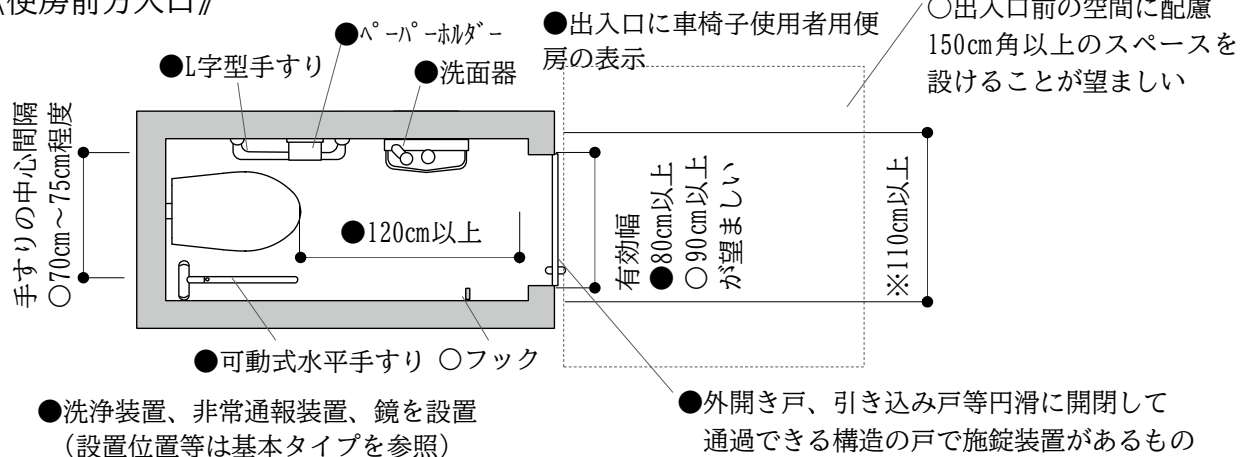
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

車椅子使用者用便房整備例 コンパクトタイプ

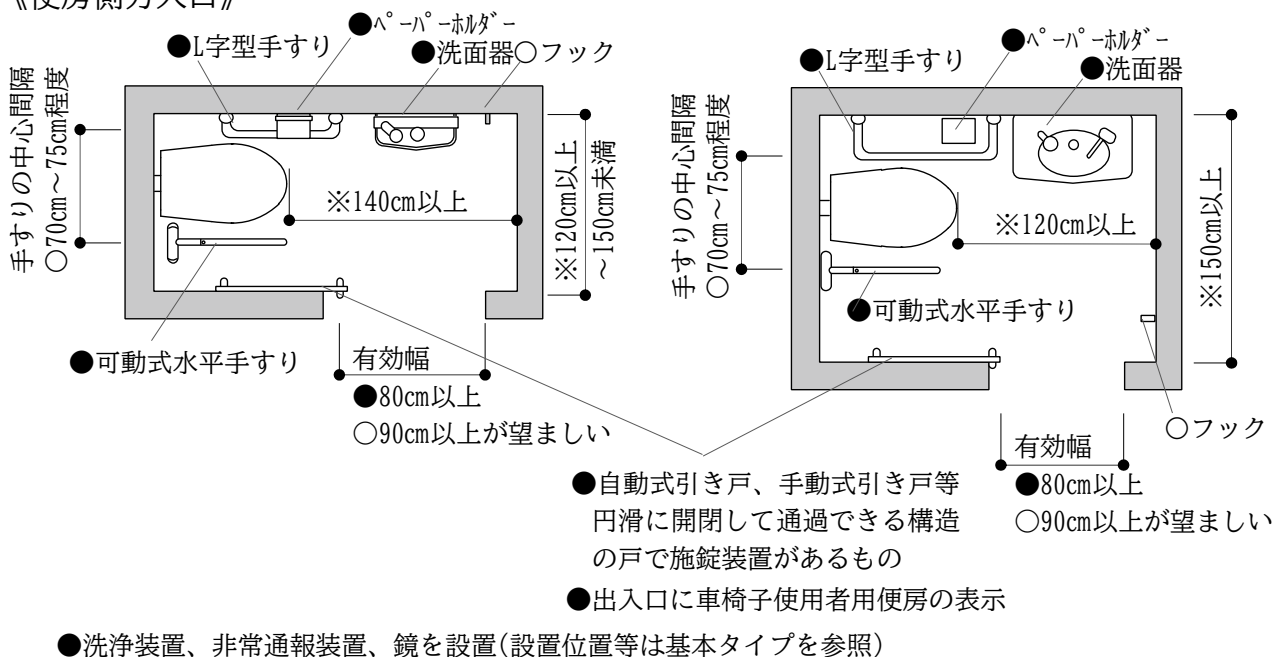
コンパクトタイプの形状や出入口の位置等により必要となる内部の寸法が異なりますので、整備例を参考にしてください。

《便房前方入口》 ●出入口は直轄る使用者目録 ○出入口前の空間に配慮

《便房前方入口》



《便房側方入口》



①②のいずれかを満たす広さが必要ですが、独自のデータ等の根拠がある場合などは個別に審査機関にご相談ください。

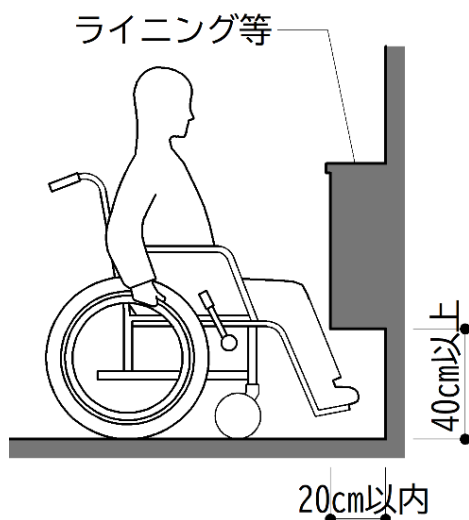
①便器前方距離をA、奥行（幅）寸法をBとし、
 $A+B \geq 260\text{cm}$ 、 $A \geq 110\text{cm}$ 、 $B \geq 120\text{cm}$ の広さを満たすもの。

②内接円150cm以上の空間が確保されたもの。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

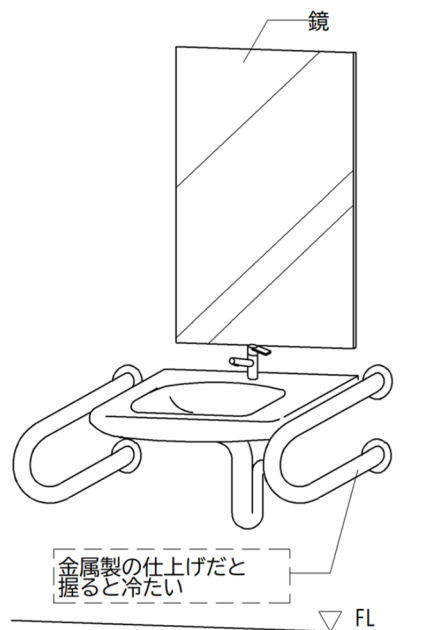
便房の有効なスペース

設備等の下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上40cm以上)が確保されていれば、その部分の奥行20cmまでは便房内の有効なスペースとします。
(バリアフリー法と同様)



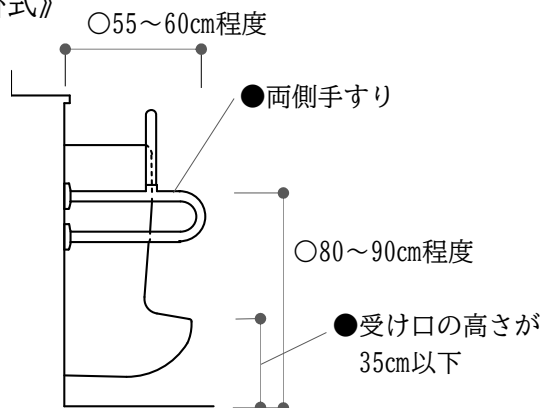
洗面器 整備例

- カウンター埋め込み式又は手すりを設置する
- 水洗器具はレバー式、光感知式等の容易に操作できるものとし高さにも配慮します。

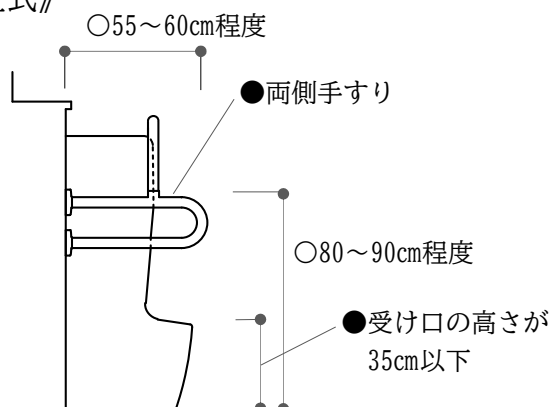


小便器 整備例

《壁掛式》



《床置き式》

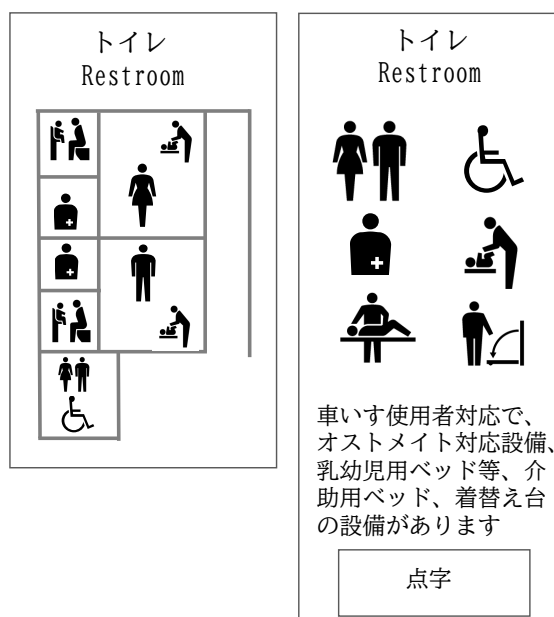


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

案内板 整備例

出入口に、内部の配置等をわかりやすく示した案内図を設けることが望まれます。

車椅子利用者用便房には、備えられた設備、機能を示した表示板を設置します。



車いす利用者対応で、オストメイト対応設備、乳幼児用ベッド等、介助用ベッド、着替え台の設備があります

点字

6. 敷地内の通路

整備基準

- (1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - (2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとする。
【3の規定】
 - イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。
 - ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
 - ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。
※ 開口部分が小さなものや間隔等が狭い溝ふたを設置するようにしてください。
 - (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
※ 敷地内通路（建物出入口から道等に通ずる通路、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路）のそれぞれ1以上の通路の構造を定めたものです。ただし書で基準の適用が除外されるのは、建物出入口から道等に通ずる車路を設けた場合の通路であり、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路は除外されていません。
- イ 有効幅員は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
 - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

※ 屋外の傾斜路は、雨天等を考慮し勾配を1/15以下とすることが望まれます。

ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

(5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

※ 自動車販売施設等の自動車関連施設に視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

イ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

※ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置が求められるのは、建物の各出入口から道等に至る通路のうち、1以上の通路とします。

ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。

※ 視覚障がい者の安全確保のため視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設を求めています。

※ 車路に接する部分は、車寄せの乗降場所、横断歩道の手前等を示します。

(イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分

(ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分

(ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

※ (イ)から(ロ)を満たしても、車路に接する部分への敷設は必要です。

(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。

※ 傾斜路とは、勾配が1/20を超えるものをいいます。

イ 2の(5)のイからニまで及びヘに定める構造とすること。

【2の(5)の規定】

イ 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。

ロ こう配は、1/12（高さが16cm以下の場合にあっては、1/8）を超えないこと。

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ロ 高さ80cm程度の手すりを設けること（高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下又はこう配が1/20以下の傾斜路を除く。）。

ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

7. 駐車場

整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設に、自動車の駐車のために供する区画が30台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。ただし、令第18条第1項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設について次に定める構造とすること。この場合において、次のニからヘまでの規定の適用については、「車いす使用者用駐車区画」とあるのは「車椅子使用者用駐車施設」とする。

※ ただし書きは、バリアフリー法の移動等円滑化基準に基づき設置される車椅子使用者用駐車施設のすべてが次のイ～への基準に適合することを求めています。

イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。

※ 車いす使用者等の移動距離をできるだけ短くして、安全の確保と利便に配慮して設けてください。

※ 車いす使用者用駐車区画のほか、建物出入口付近に乗降用の車寄せがあると、運転者が別にいる場合、車いす使用者等が円滑に施設を利用することができません。

ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。

※ 車いす使用者等は、車の乗降の際、ドアを全開とする必要があるためです。

ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。

ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

※ 立て看板等を設置することで運転席から駐車区画の位置が認識しやすく、車いす使用者等の円滑な誘導を図るためです。

ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

※ 車いす使用者や松葉杖使用者等、雨天時、傘をさして歩行することが困難な人にとっては、車いす使用者用駐車区画から、建物出入口までの間に屋根やひさしがかかっていると大変有効です。

- (2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。

※ 駐車区画に通じる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路は、車いす使用者が通行できる構造とすることが必要です。

車いす使用者用駐車区画・おもいやり駐車区画を設けた駐車場の例

※敷地内に段を設けざるを得ない場合の例

○屋根または底をつける

※雨天時、傘をさすことが困難な人にとって、車いす使用者用駐車区画から建物出入口までの底があると大変便利です。

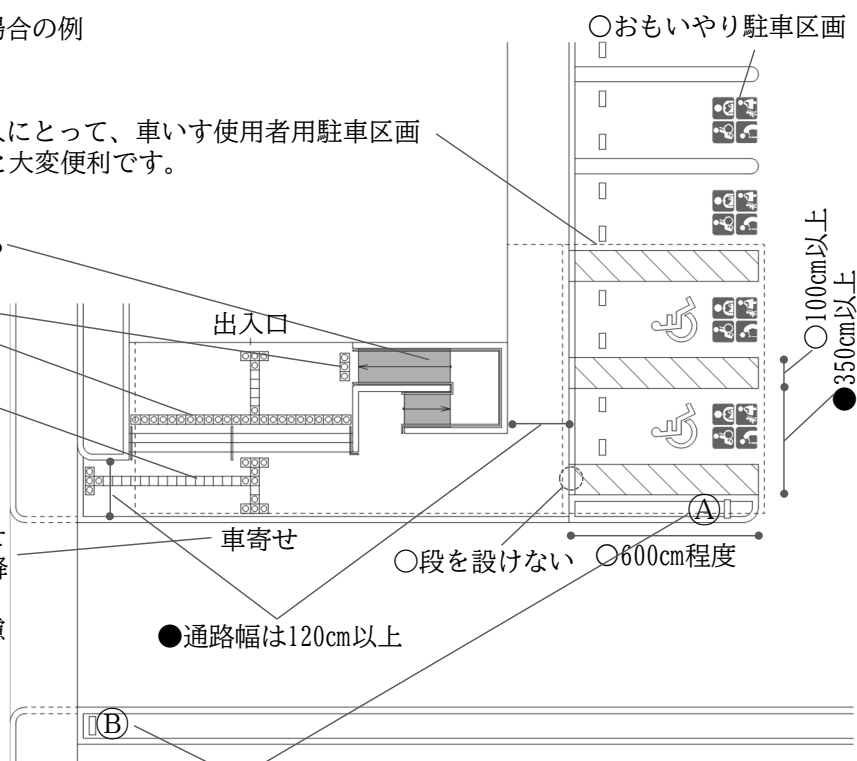
●段差がある場合、傾斜路を設ける

●上端に点状ブロック

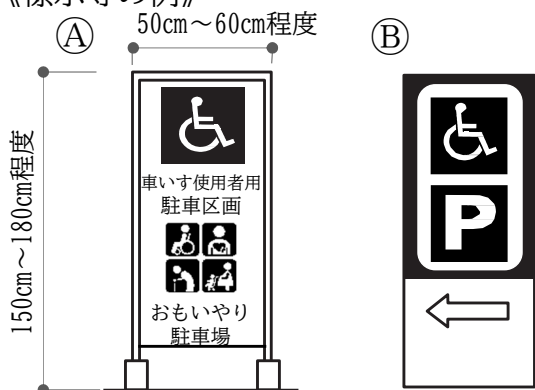
●点状ブロックおよび線状ブロックの設置等
(用途面積2,000㎡未満の公共施設を除く)

※建物出入口付近に乗降用の車寄せがあると、歩行が困難な人の乗降が円滑にできます。

※車寄せは、福祉車両の寸法に配慮し、幅、長さ、高さを検討しましょう。



《標示等の例》



●車いす使用者用駐車区画であることを示す標示等
(用途面積2,000㎡未満の施設で30台未満の駐車場の場合を除く)

○Aは車後部からの乗降に配慮して区画の後ろに配置しない

※寸法は参考です。
わかりやすい適切なサイズのものを設置してください。

駐車場の表示について



『国際シンボルマーク』

障がい者が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。

バリアフリー法において、車椅子使用者用駐車施設に表示することが義務付けられています。



『三重おもいやり駐車場』

歩行が困難な方の外出を支援するため利用対象者や利用方法を明確にした「三重おもいやり駐車場利用証制度」を表すマークです。

施設は駐車区画を登録し、区画にマークを表示します。

利用対象者は利用証を申請のうえ取得します。

駐車時に利用証を車外から見えるよう掲示して適正な利用であることを示します。

詳細は「三重おもいやり 区画登録」で検索。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

8. 浴室

整備基準

用途面積が1,000㎡以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造とすること。

イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。

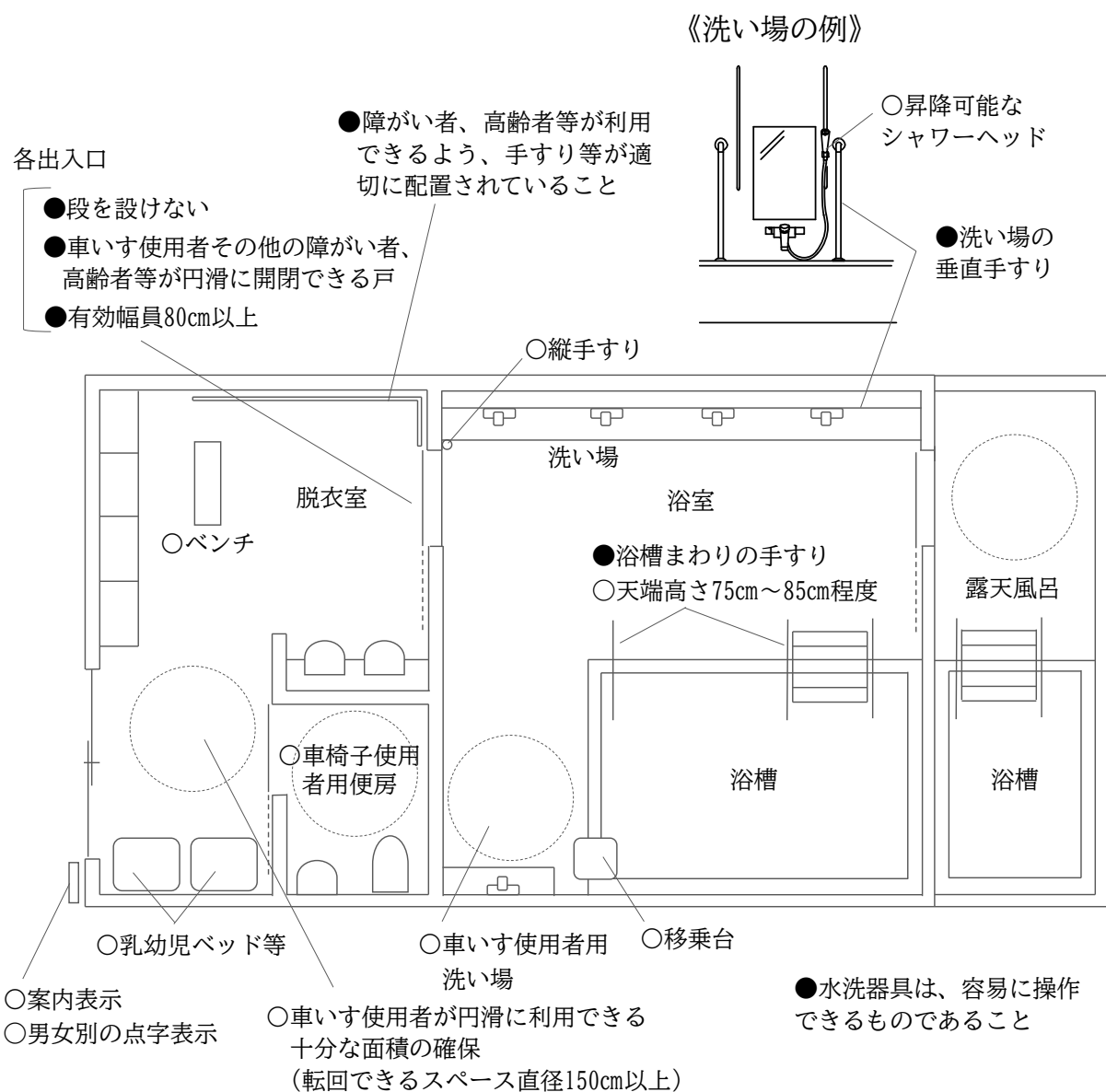
ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

※ 浴槽への出入りに利用する手すりを取り付けるとともに、洗い場には、立ち上がる動作を補助する垂直の手すりを取り付けてください。

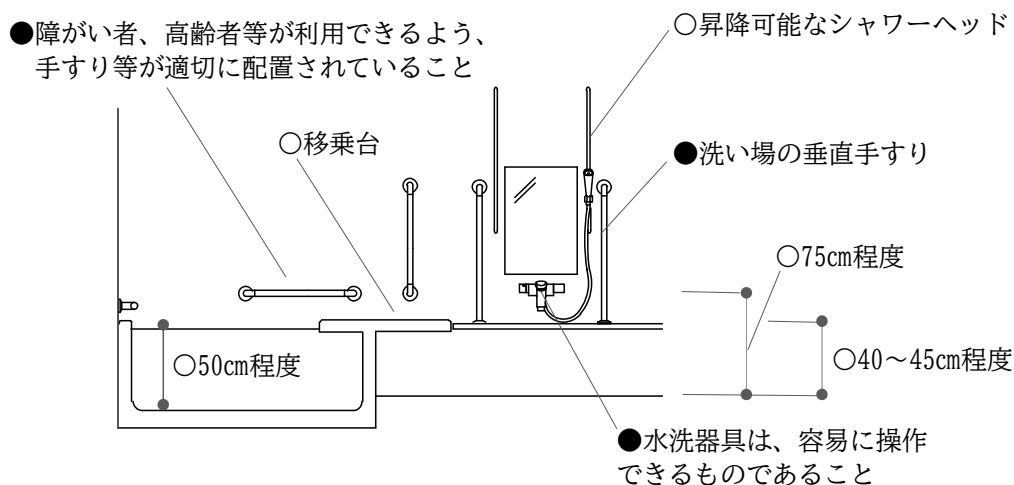
ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとしてシャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮してください。

脱衣室・浴室の整備例



《車いす使用者用洗い場の例》



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

9. 更衣室又はシャワー室

整備基準

用途面積が1,000㎡以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。

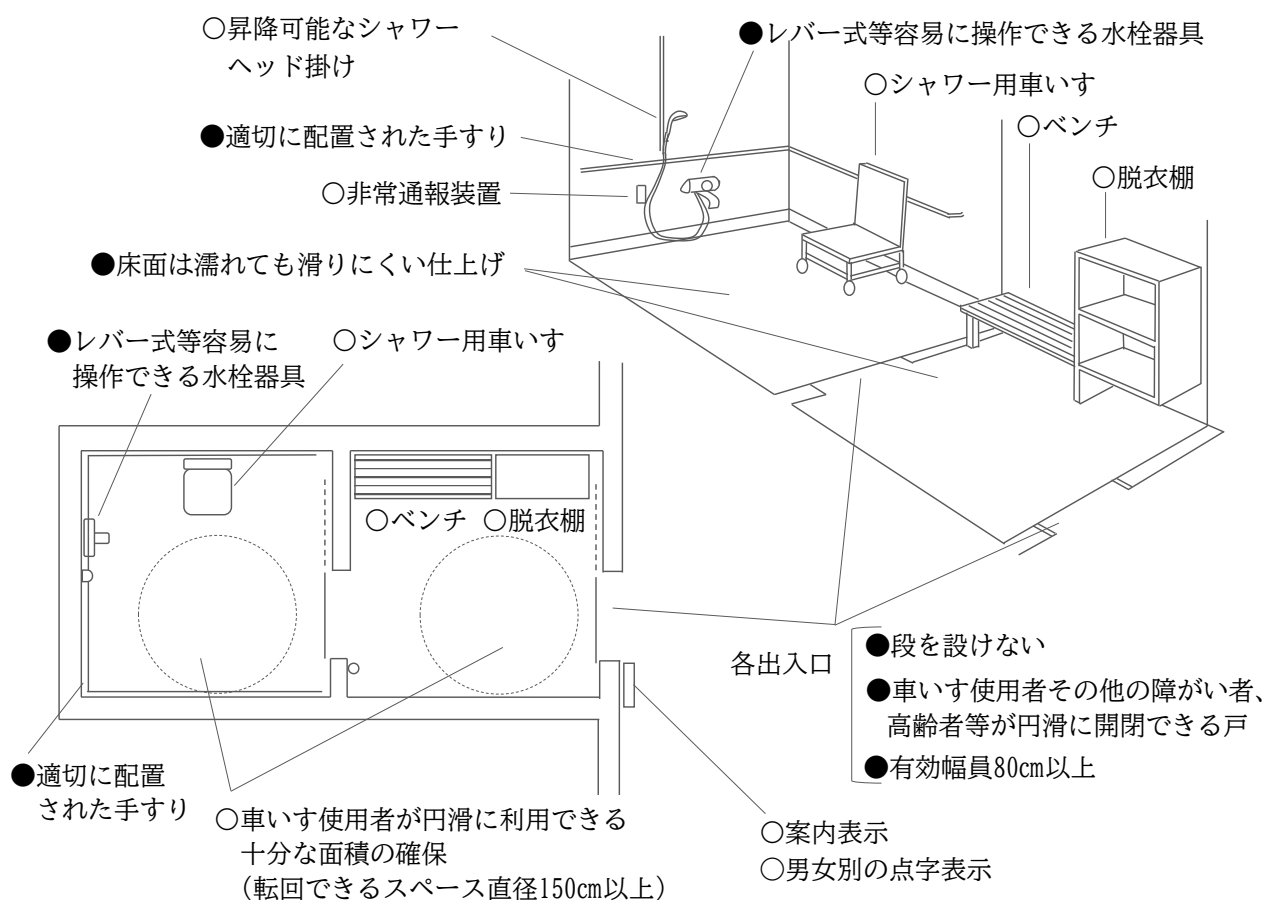
ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

※ シャワーブース内での利用が支障なくできるように手すりを水平及び垂直に取り付けるようにしてください。

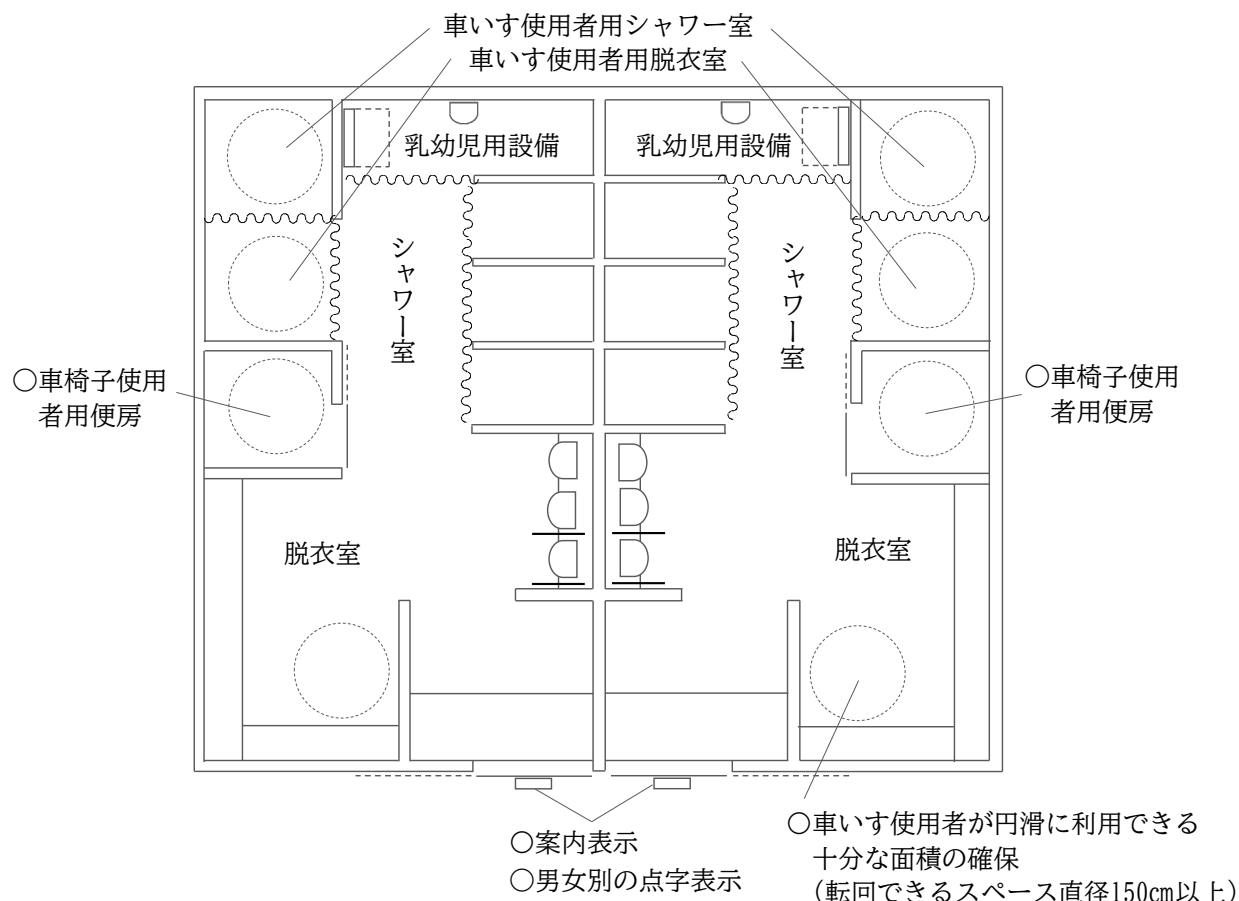
ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとしてシャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮してください。

車いす使用者用シャワー室の整備例



更衣室・シャワー室の配置例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

10. 客室

整備基準

50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数の百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。

※ 50室以上100室以下の場合 1室以上、101室以上200室以下の場合 2室以上の設置が求められます。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 引き戸が望ましいものの構造上等により設けられない場合は、開き戸とし、戸の前後に車いす使用者が転回できるスペースを設けてください。なお、取っ手は、レバー等とし、取っ手側に袖壁等を設けるなど操作しやすいようにしてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。

【5の(1)のイ～ハの規定】

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている車椅子使用者用便房 が設けられていること。（略）

ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

ハ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。

(イ) 非常通報装置を設けること。

(ロ) 8に定める構造とすること。

【8の規定】

イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

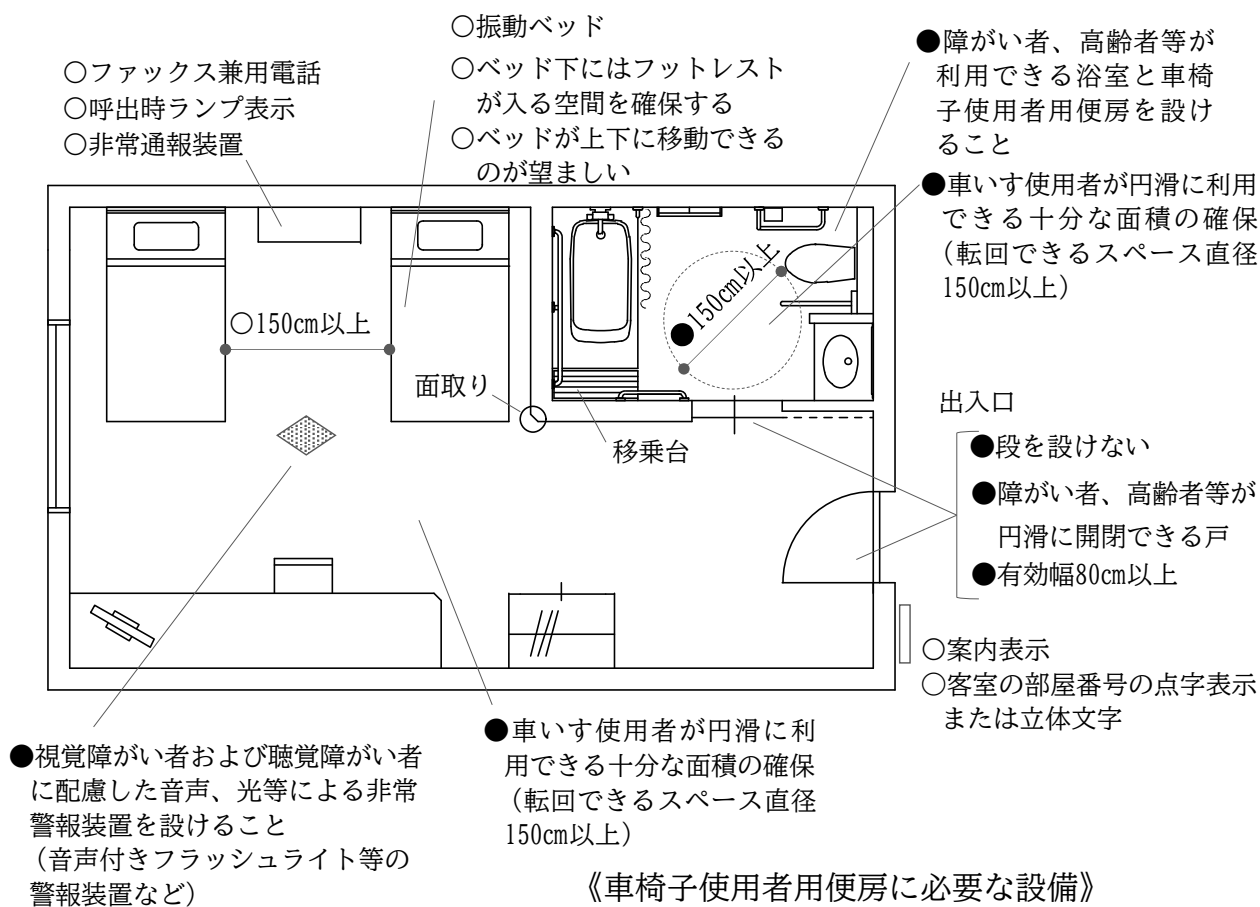
ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。

ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。

※ 非常警報の伝達に有効な手段として視覚又は振動による伝達装置（光の点滅、文字表示）などを設けてください。

客室の整備例



《車椅子使用者用便房に必要な設備》

「5. 便所」の規定参照してください

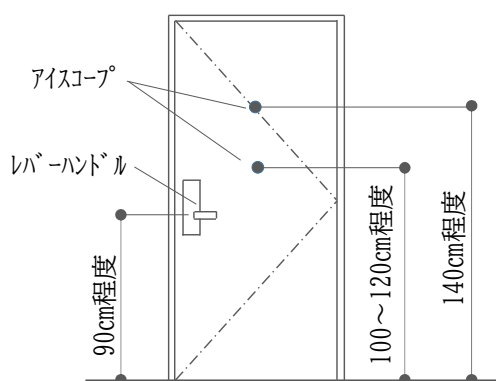
- 腰掛便座
- 鏡
- ペーパーホルダー
- L字型すり
- 洗面器
- 施錠装置
- 可動式水平手すり
- 容易に操作できる水栓器具
- 洗浄装置
- 非常通報装置

《浴室に必要な設備》

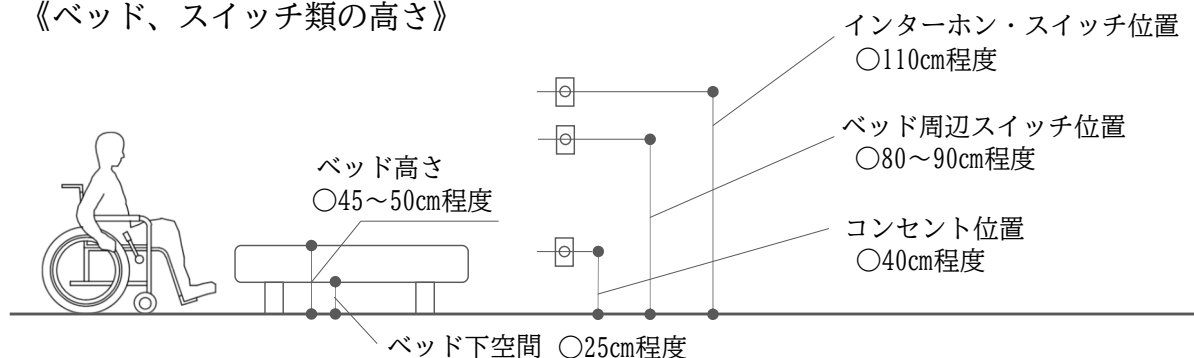
「8. 浴室」の規定参照してください

- 滑りにくい床とすること
- 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること
- 容易に操作できる水栓器具

《出入口扉の例》



《ベッド、スイッチ類の高さ》



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

11. 授乳場所等

整備基準

公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。

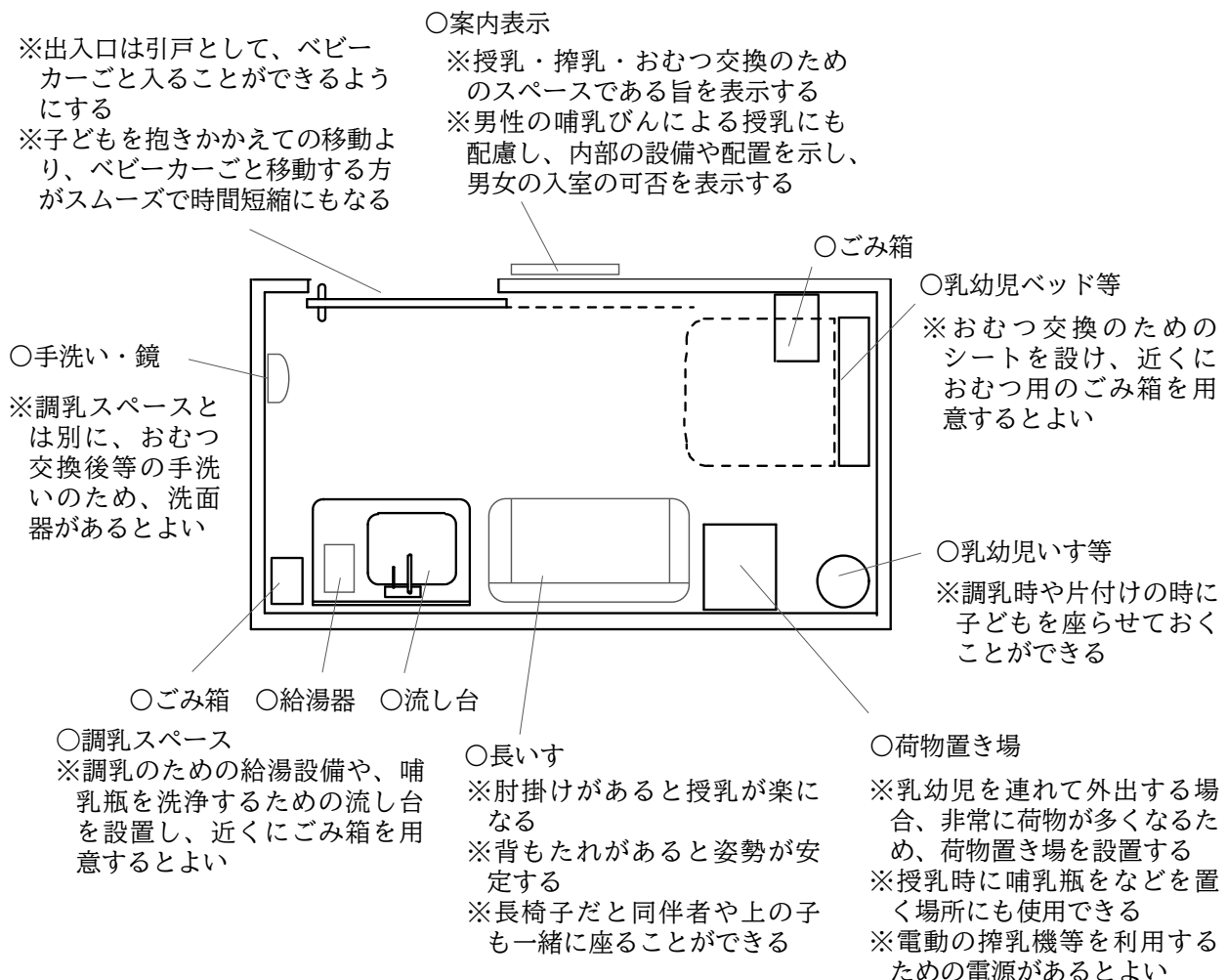
※ 少子化に伴う子育て支援の観点から、授乳・搾乳・おむつ交換のためのスペースの設置に努めるよう求めています。

授乳・搾乳のためのスペースは、区切られた空間とし、プライバシーの確保に配慮する必要があります。男性による哺乳瓶での授乳もできるように配慮する必要があります。

授乳・搾乳用のいす、荷物置き場、給湯設備、哺乳瓶の洗浄のための設備などを設けることが望ましく、おむつ替え用のスペースにも配慮します。

なお、出入口には授乳・搾乳・おむつ交換のためのスペースである旨の表示を行い、男女の入室可否を表示します。

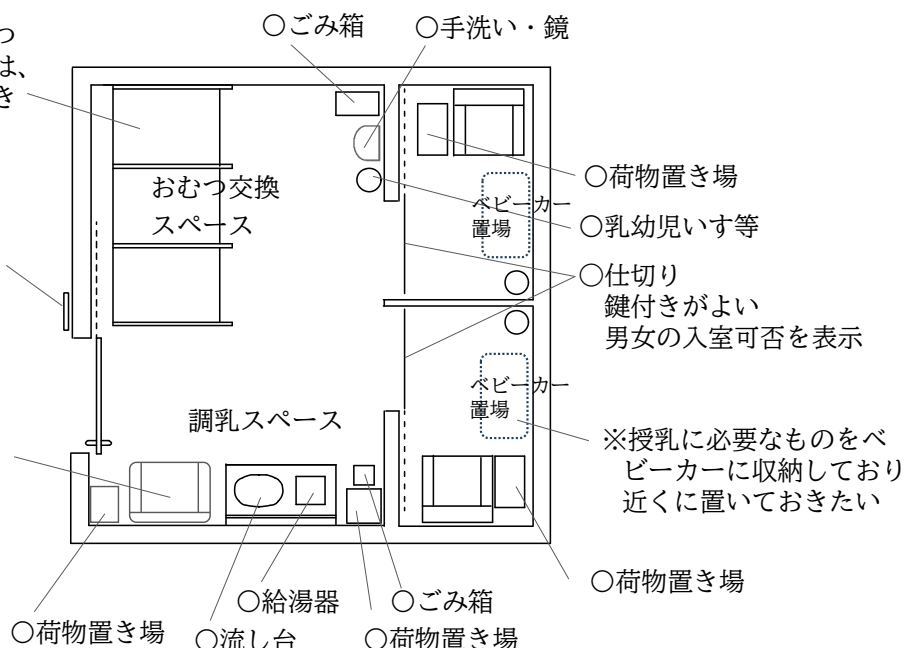
授乳場所等の整備例



小規模な授乳場所等の整備例

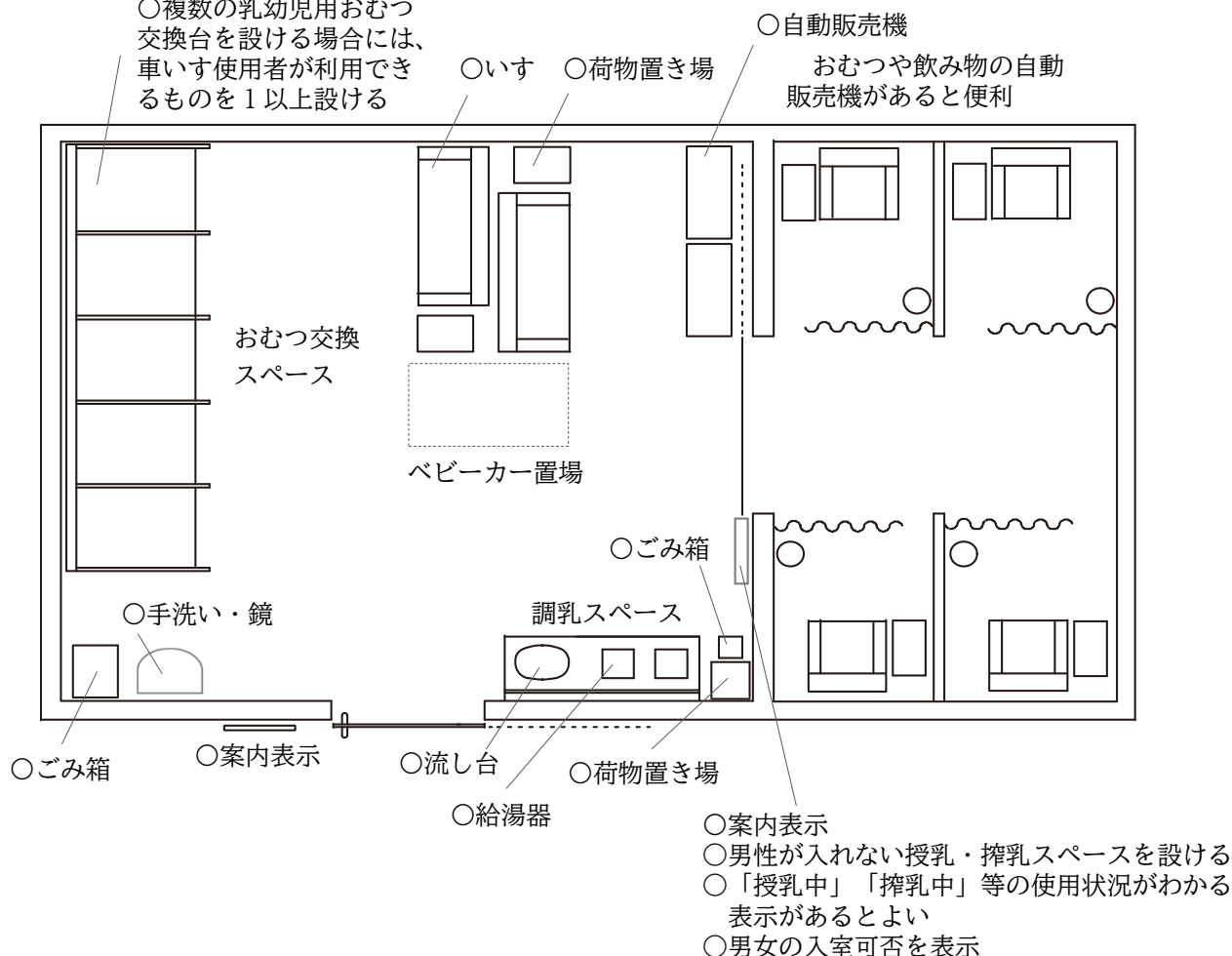
○複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車いす使用者が利用できるものを1以上設ける

○いす
哺乳瓶で授乳できるように共用部分に設置する



大規模な授乳場所等の整備例

○複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車いす使用者が利用できるものを1以上設ける



12. 観覧席及び客席

整備基準

娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1席を加えた席数（その席数が10席を超える場合は10席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。ただし、令第15条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分について、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。この場合において、次のロ及びハの規定の適用については、「車いす使用者用観覧席等」とあるのは「車椅子使用者用部分」とする。

- ※ 100席未満でも、1席以上設けることが望ましいです。
- ※ 車いす使用者の観覧席は、舞台などを観覧しやすく、避難口に容易にアクセスできる位置に複数箇所設けられるよう客席の配置に配慮してください。
- ※ ただし書きは、バリアフリー法の移動等円滑化基準に基づき設置される車椅子使用者用部分のすべてが次のイ～ハの基準に適合することを求めています。

イ 1席につき、幅90cm以上、奥行き135cm以上とすること。

- ※ 車いす使用者の観覧席など1席当たりのスペースです。

ロ 周囲より高い位置にある車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。

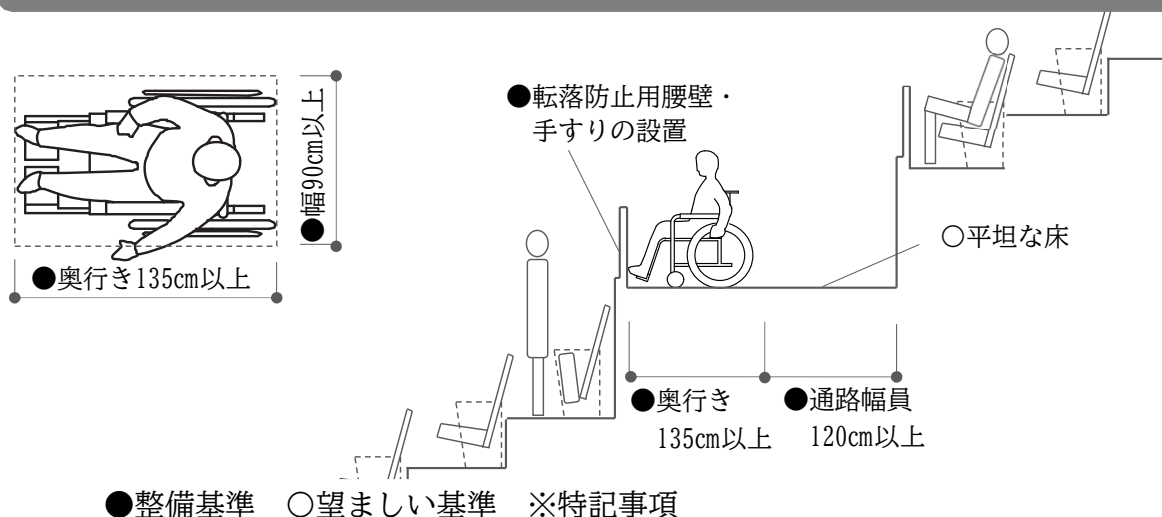
- ※ 転落等を防止するために腰壁、手すり等を設けてください。

ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。

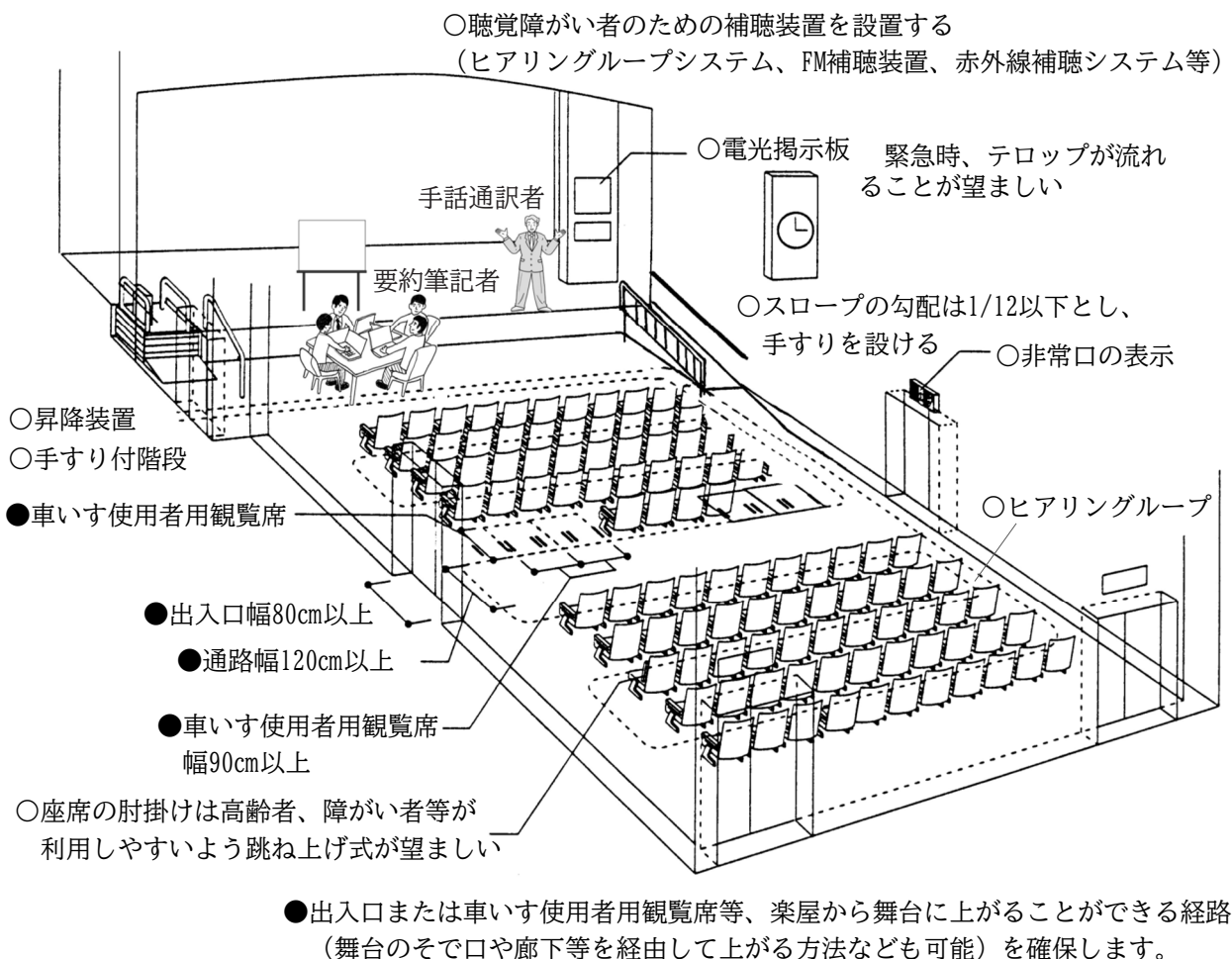
- ※ 出入口から観覧席等への経路及び出入口又は観覧席等から舞台や楽屋への経路について、車いす使用者が円滑に利用できることを求めています。

舞台など高低差がある部分への経路は、スロープや昇降機などによる円滑な経路の確保を求めています。ただし、車いすで客席から直接舞台へのアプローチが困難な場合は、客席外の廊下等を経由する経路であっても構いません。

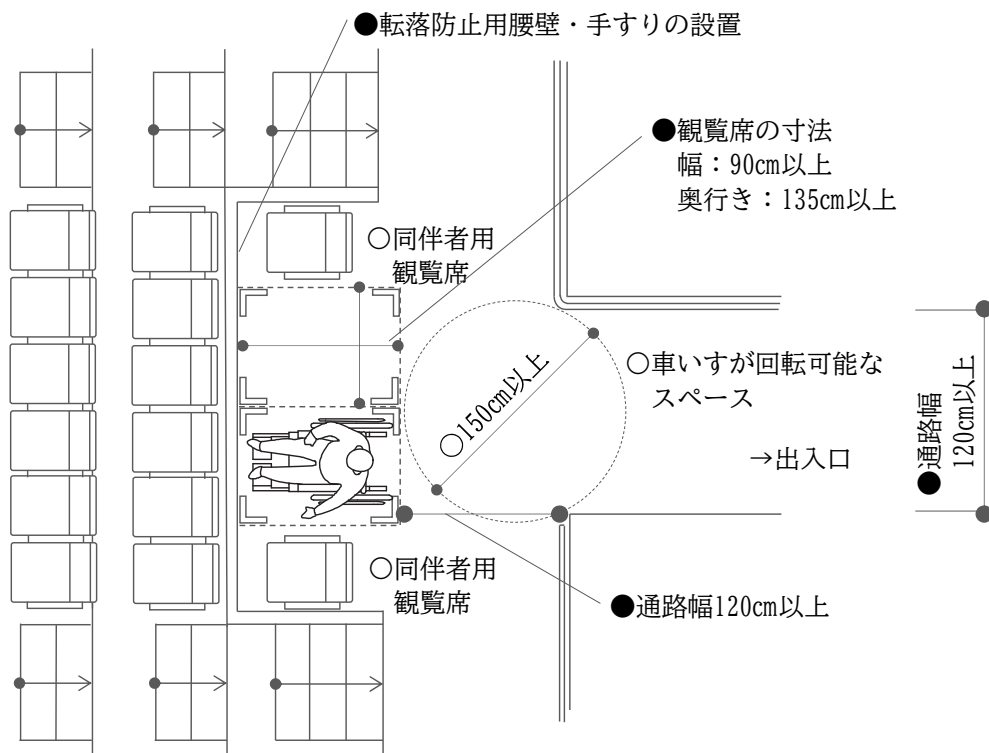
車いす使用者用観覧席の寸法



車いす使用者用観覧席配置の例



○100席未満でも1席以上は設けることが望ましい



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

13. カウンター、記載台、公衆電話等

整備基準

- (1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。

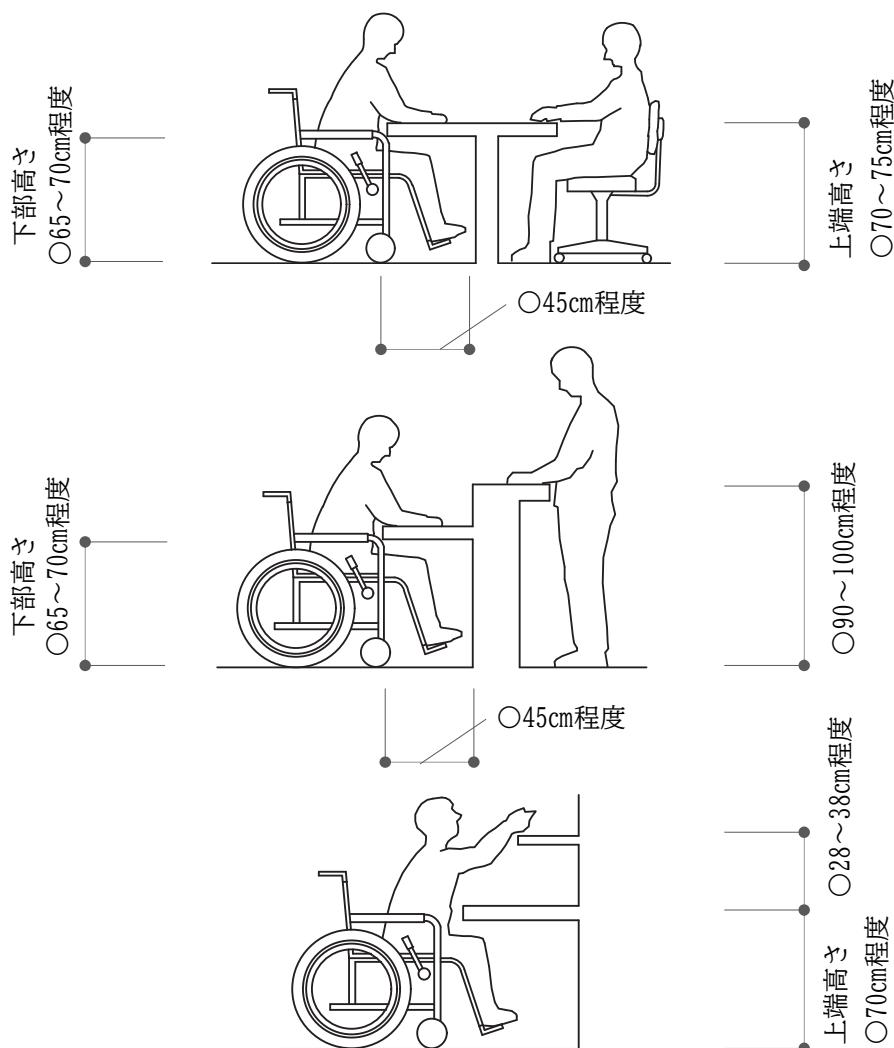
※ 車いす使用者が利用できるカウンター等は、下部に床面から65cm程度、間口80cm程度、奥行き45cm程度の、車いす使用者がカウンターに寄りつけることができるスペースが必要です。

- (2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。

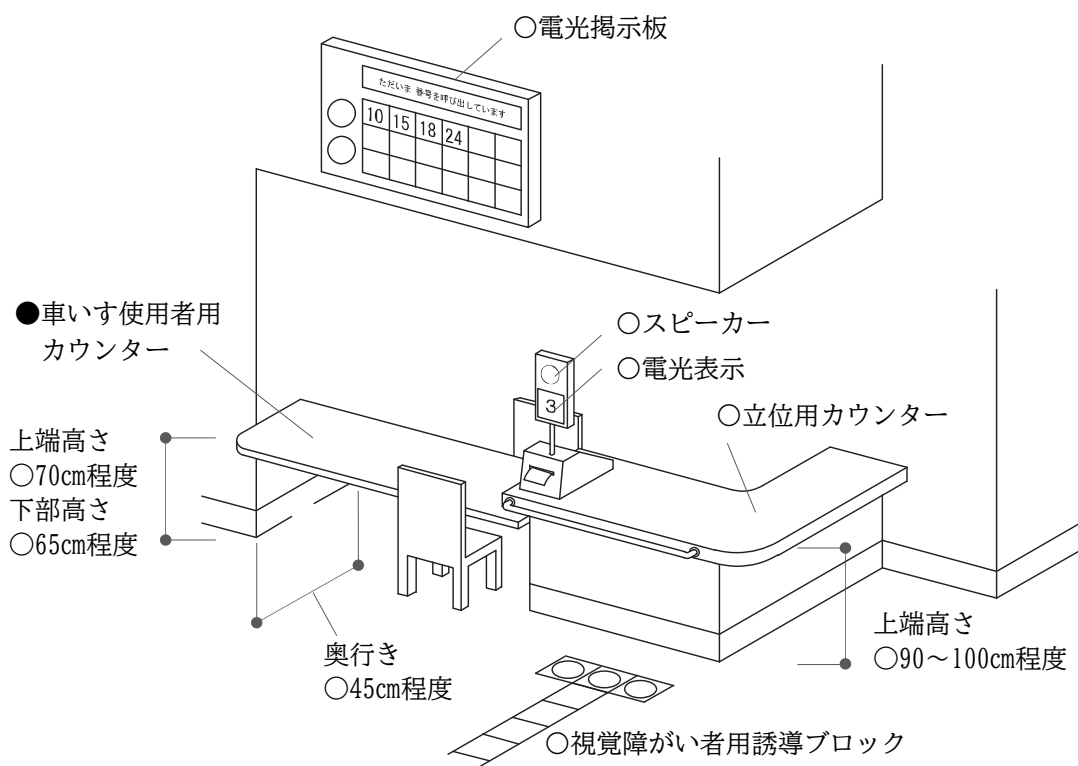
イ 有効幅員は、80cm以上とすること。

ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

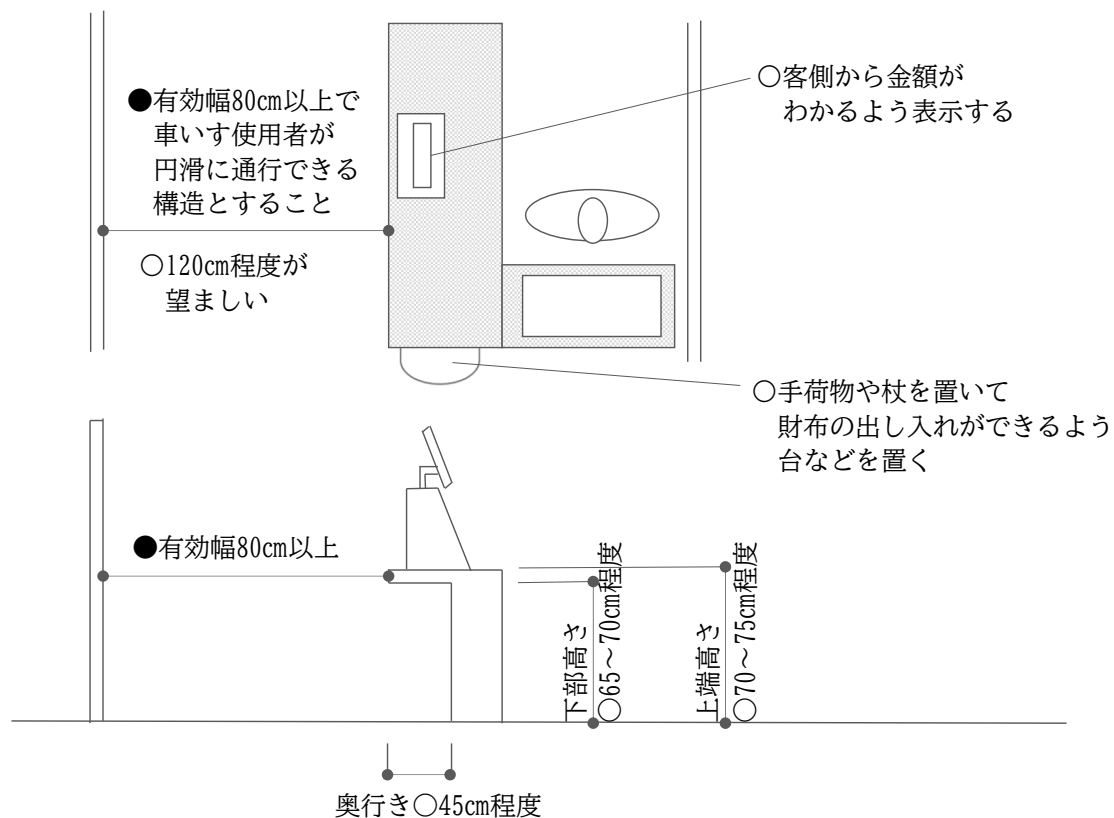
カウンターの寸法



呼出カウンターの例



レジカウンターの例



14. 改札口

整備基準

改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

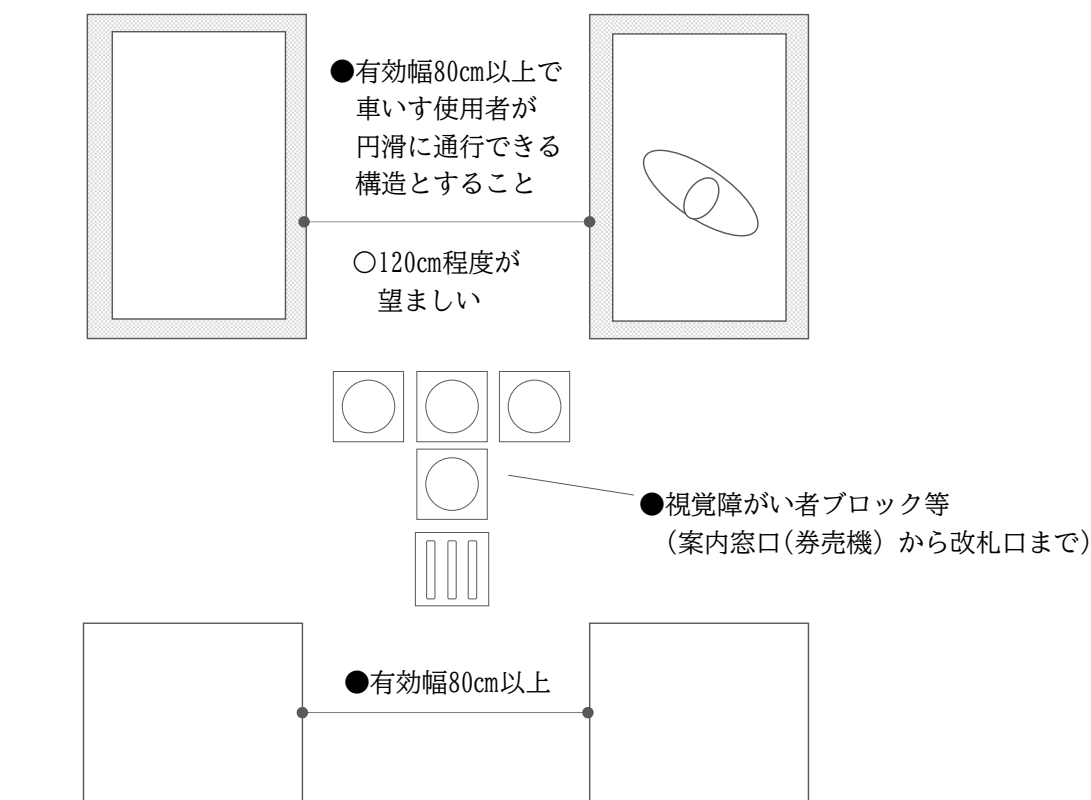
ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導ブロック等を敷設すること。

※ 視覚障がい者を案内窓口から改札口まで円滑に誘導するため、通路上に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する必要があります。

※ 建築物の整備基準における改札口は、施行規則別表第2第2「公共交通機関の施設」の適用を受けるもの以外で設けられるもの（映画館、劇場、体育施設等）が対象となります。

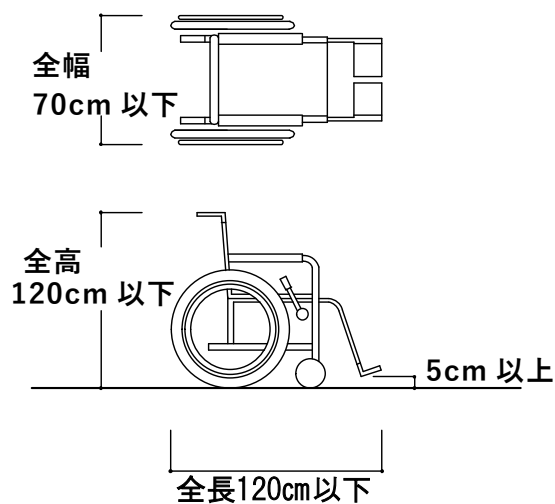
改札口の整備例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

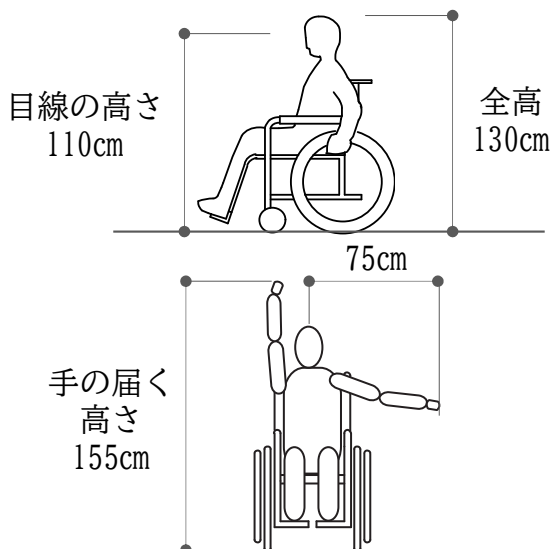
参考資料：基本寸法

《車いすの寸法》



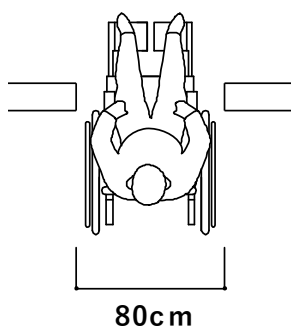
《人間工学的寸法》

※車いすの大きさや障がいの種別により異なりますので、参考としてください

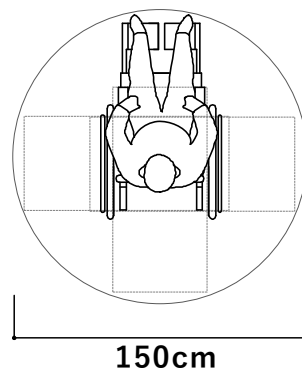


《主要寸法の考え方》

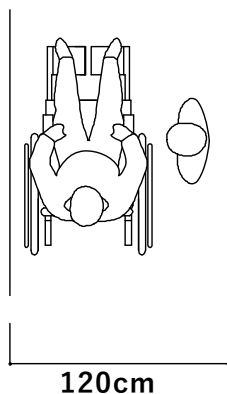
80cm
車いす使用者が
通過できる寸法
※通りやすいのは90cm



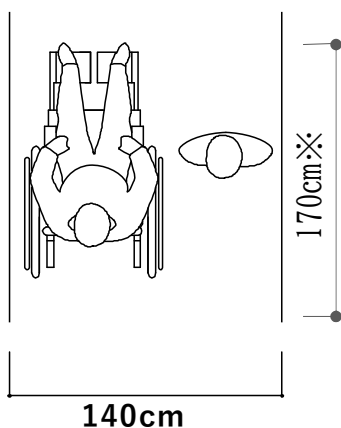
150cm
車いす使用者が
転回(360度)できる寸法
※転回しやすいのは180cm



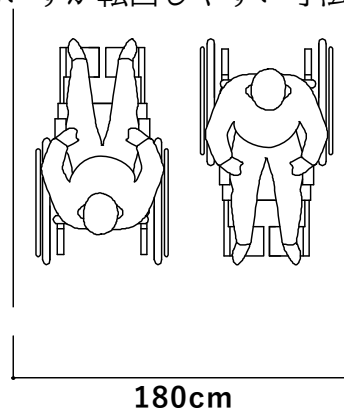
120cm
車いす使用者と横向
きになった人がすれ
違うことができる寸
法



140cm
車いす使用者と人が
すれ違うことができ
る寸法
※長さが170cm以上
あれば、車いすが転
回できます



180cm
車いす使用者同士が
すれ違うことができる寸法
車いすが転回しやすい寸法



15. 避難設備（緊急時の設備）

整備基準

- (1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。
※ 非常警報装置には、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光、文字などの設備を併設して火災報知機と連動させることが必要です。
- (2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。
※ 避難階において、主要な避難通路においては避難上支障となる段差を設けないでください。
- (3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。
※ 主要な避難経路上における防火戸のくぐり戸下部の構造で、避難の際に支障とならないような措置が必要です。

緊急時の避難を考慮した計画の考え方について

緊急時には、まず非常事態発生を適切に伝達することが重要となり、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に情報提供を行うための配慮が必要となります。

そのため、音声と光等による非常警報装置を適切に組み合わせて設置することが整備基準で求められています。

円滑な避難のために、わかりやすい動線計画とし、避難方向等を適切に示します。

避難に支援や時間を必要とする人のために、一時的に待避し、安全に救助を待つためのスペースを設けることが望ましいでしょう。

子どもや外国人への情報提供のため、漢字にはふりがなをつけ、外国語による放送や表示も行うことが望ましいです。

なお、各種装置設置にあたっては、消防機関と十分調整を行い、指導に従ってください。

参考：火災時における考え方

■連続した移動を可能とする避難経路

避難行動とは・・・

火災情報確認 → 避難方向認識 → 避難開始 → 移動 → 安全な場所に到達

■避難経路の円滑化

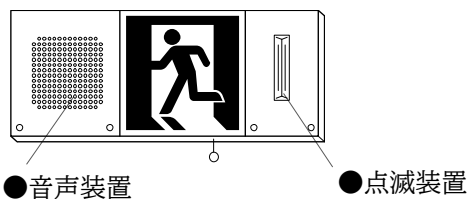
1. すべての在館者が円滑に避難できる避難経路
2. 避難方向が表示等により明確
3. 火災時でも運行可能な昇降機による経路が望ましい
4. 上記昇降機がない場合は傾斜路、傾斜路がない場合は階段からの人的対応
5. 階段による人的対応の場合、人的対応が開始されるまでの待避所の設置
6. 階段の上端の踊場に待避区画

■避難経路の並列化

1. 火煙によって、同時に避難不能とならないよう2方向以上の避難経路の設置
2. 各階の平面上を防火戸でブロックに分割

非常警報装置の例

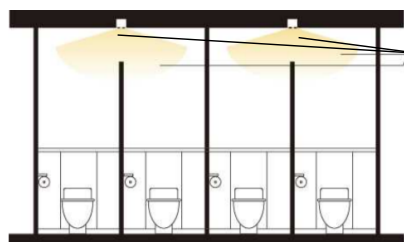
《点滅式誘導音付加型誘導灯》



《既設誘導灯に追加取付する方法》



《光警報装置》

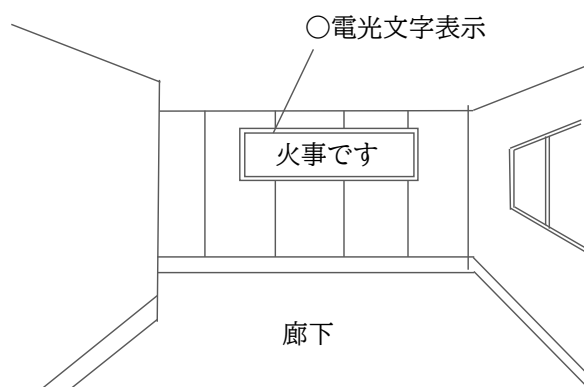


戸を閉じた便房内で点滅（白色）を十分認識できる位置に設置する。

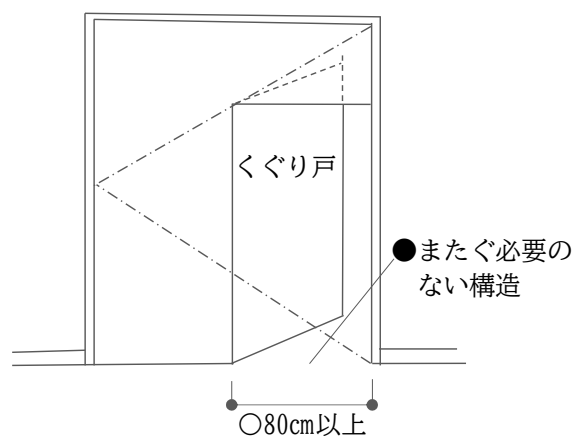


光警報装置（火災用）
（光警報装置の設置に係るガイドライン2025.1.30改訂参照）

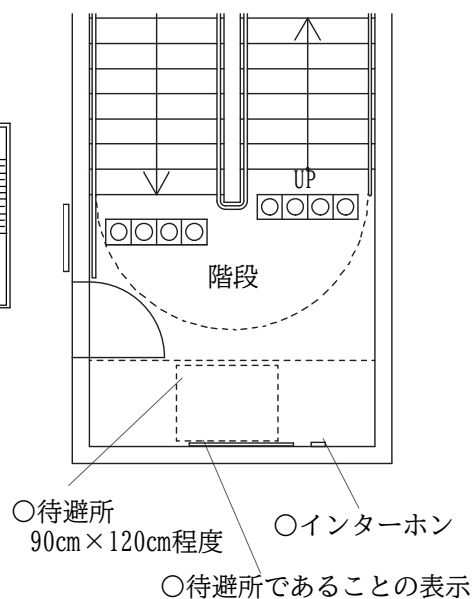
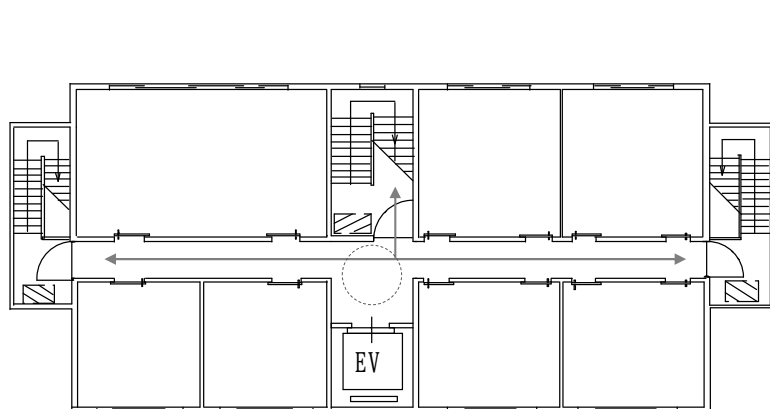
非常用文字表示装置の例



防火戸の構造



待避所の例



16. 案内板

整備基準

案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。

※ 施設全体を配置図や平面図で表し、位置関係を案内したものを対象とし、階ごとの簡易な案内や文字のみの案内は対象としません。

イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。

※ 文字は、大きく太い文字書体（角ゴシック体）が望まれます。

サイン計画では、図色と地色の明度差、彩度差を大きくするとともに、色覚に特性がある人や白内障の人にも見やすい色の組み合わせに配慮してください。

【見分けにくい色の組み合わせの例と見分けやすくする改善方法の例】

- ・ 赤と黒 → オレンジ又はオレンジに近い赤に
- ・ 赤と緑 → 赤と青、赤と水色の組み合わせに
- ・ ピンクと水色 → 赤と青の組み合わせに
- ・ 黄色と明るい黄緑、オレンジと黄緑 → 黄緑の代わりに青みの強い緑に
- ・ 茶色と赤、茶色と緑 → 焦げ茶色と明るい緑など、明度差を大きく
- ・ 青と黒、白と黄も、見分けにくい組み合わせ
- ・ 色の変更ができない場合は、図と地の境目に、白又は黒で細い線を入れると見分けることができます。

※ 案内板の掲出高さは、車いす使用者、視覚障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けるように配慮してください。

ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。

ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。

※ 点字表記や文字等の浮き彫り、音声等により視覚障がい者が利用できるように配慮してください。音声等の案内装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」など、分かりやすい言葉を用いて、簡単、明瞭に施設等の方向を示してください。

ハ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画又は令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示すること。

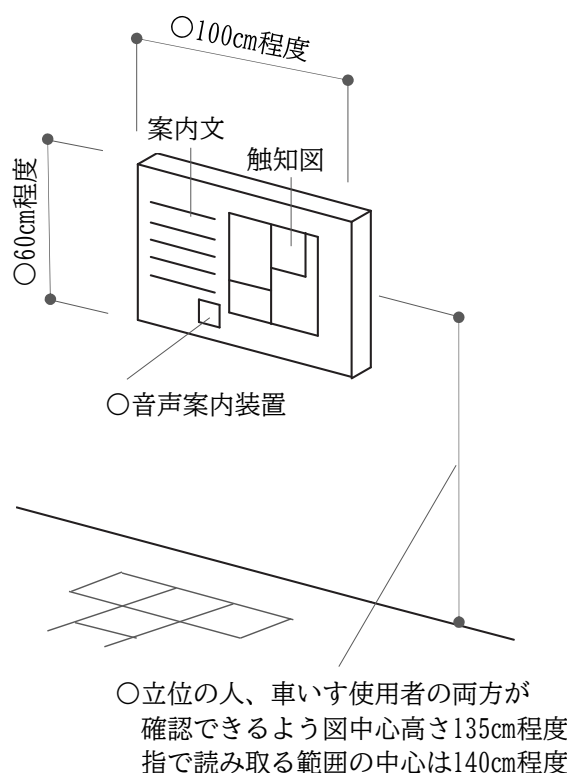
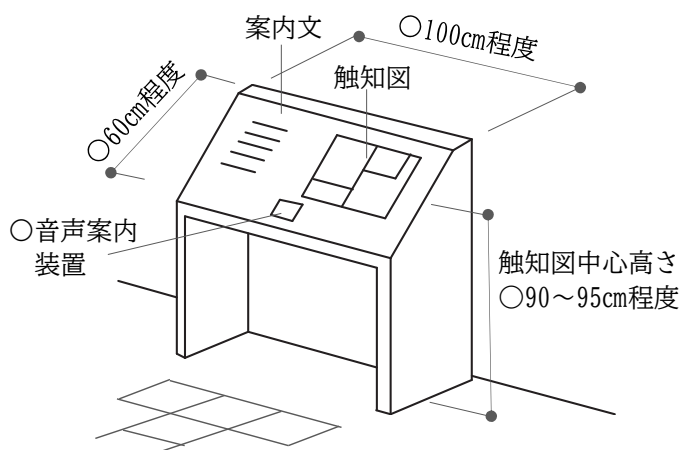
ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

※ JIS Z 8210 で、案内用図記号が定められているものは、これを使用することが望まれます。

また、英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用します。固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや、～Riverなど、意味が伝わる英語を補足します。地域ごとの来訪者事情などにより、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましいです。

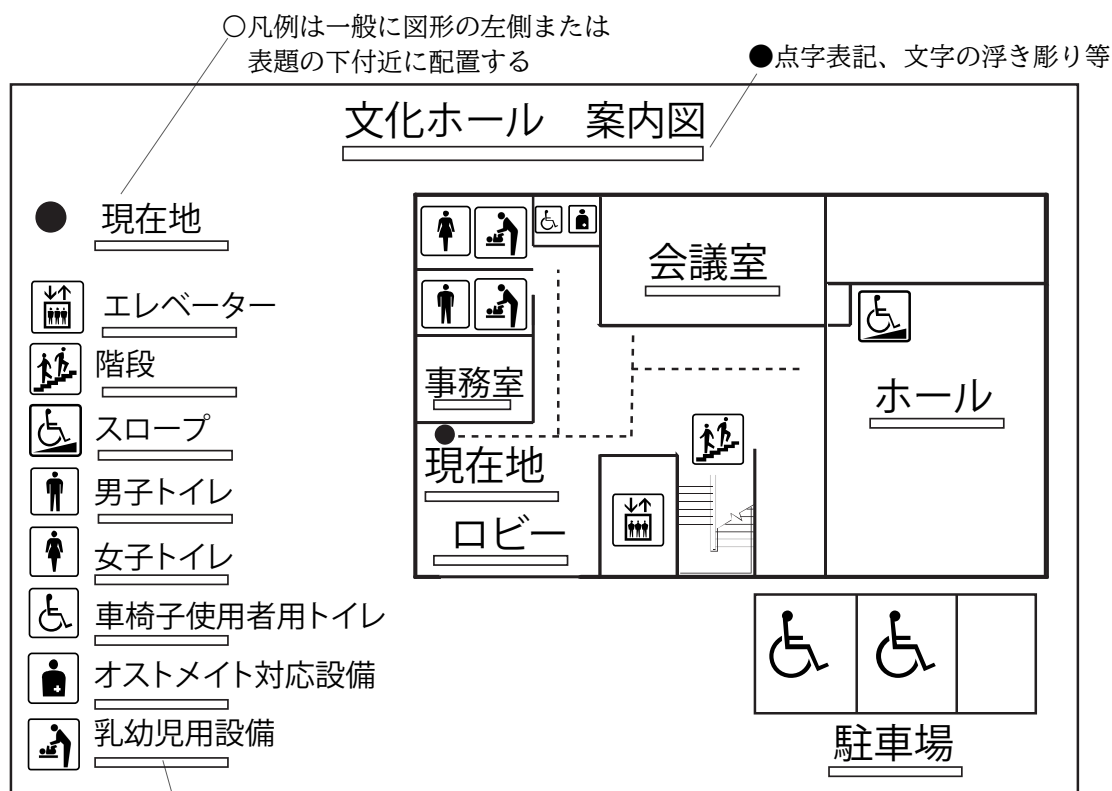
案内板の例

- 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等に配慮すること
- 点字、文字の浮き彫り、音声等により視覚障がい者が円滑に利用できること
- 車椅子使用者用便房、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示



※触知図については、JIS T 0922も参考にしてください
案内用図記号については、JIS Z 8210も参考にしてください

表示内容の例



○必要に応じて、ふりがなや外国語表記を行う

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

案内用図記号の例

《JIS Z 8210 抜粋》



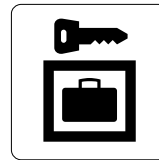
Information
案内



Question & answer
案内所



Check-in /
Reception
チェックイン / 受付



Coin lockers
コインロッカー



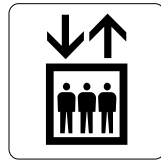
Tickets /
Fare adjustment
きっぷうりば / 精算所



Slope
スロープ



Stairs
階段



Elevator
エレベーター



Escalator
エスカレーター



Parking
駐車場



Toilets
お手洗



All gender toilet
男女共用お手洗



Children's toilet
こどもお手洗い



Men
男性



Women
女性



Accessible facility
障がいのある人が
使える設備



Prams / Strollers
ベビーカー



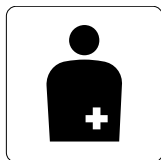
Care bed
介助用ベッド



Diaper changing table
おむつ交換台



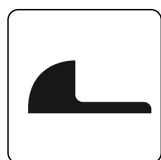
Baby chair
ベビーチェア



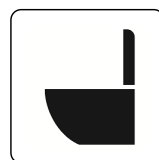
Facilities for Ostomy
オストメイト用設備



Changing board
着替え台



Squatting Style toilet
和風便器



Sitting Style toilet
洋風便器



Spray seat
温水洗浄便座



Calm down /
Cool down
カームダウン
クールダウン



Nursing room
(for men and women)
授乳室
(男女共用)



Nursing room
(for women)
授乳室
(女性用)



Baby care room
ベビーケアルーム

整備基準の解説

【公共交通機関の施設】

■対象施設

公共的施設	特定施設
鉄道駅、船舶の発着場およびバスターミナル等の施設で旅客の乗降または待合の用に供するもの	すべてのもの

■留意事項

公共交通機関の施設と用途上不可分の関係にある建築物については、公共交通機関の施設として事前協議または通知等を行いますが、建築物の基準も適用します。（この場合は、建築物の整備基準の適合表も添付してください。）

原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とするのが望ましいです。

公共交通機関の施設

1. 整備基準

1. 移動円滑化経路

- (1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。

- 線路によって地域が分断されている場合などは、各方面への主要出入口から移動円滑化経路を確保することが望ましいです。
- 同一業種で事業者の異なる路線相互の乗り換え経路についても、旅客の移動が最も一般的な経路を移動円滑化経路とします。
- 他の業種の交通機関への乗換え経路の確保についても配慮することが望まれます。

- (2) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のもの）をもってこれに代えることができる。

- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に定める構造のものに限る。）又はエレベーター（(7)に定める構造のものに限る。）を利用することにより障がい者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

- 隣接する施設にエレベーター等があり、それを活用する場合は十分な案内設備を設置します。

- (4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。
イ 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

- ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
(イ) 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

1. 移動円滑化経路 続き

- 公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域および施行区分が異なることによる段差が生じないように配慮します。

※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。

(5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

- イ 有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設けた上で、120cm以上とすることができる。

○ 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると180cm以上の有効幅員を確保することが望まれます。

- ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ (4)の出入口と同様に、120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。

- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ニ 照明設備が設けられていること。

(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とすること。

- イ 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。

○ (5)と同様に、180cm以上の有効幅員を確保することが望まれます。

- ロ 勾配は、12分の1（高さが16cm以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。

- ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

※ 勾配のある通路の場合、下り時に加速がついて危険であり、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平な部分が必要となります。

1. 移動円滑化経路 続き

(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。

イ かごの幅は、内のを140cm以上とし、奥行きは135cm以上とすること。

ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

※ かごの出入口が複数あるエレベーターとは、貫通型や直角2方向型のことです。

ロ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ハ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。

○ 車いすで通過しやすい寸法である90cm以上の有効幅の確保が望まれます。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

● 操作盤は、操作盤中心高さが90cm～100cm程度に設置します。

○ かご内に設置する操作盤は、左右壁面に設置するのが望ましいです。

ヘ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ホに規定する制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

● 一般操作盤、インターホン等には、ボタンに点字表示を行い、誤って押しはいけないボタンにはそのすぐ近くに点字表記を行います。

ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

チ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。

○ 電動車いすが回転できる広さ（180cm×180cm以上）の確保が望まれます。

リ かご内の側面には、手すりを設けること。

● 手すりの天端高さは、75cm～80cm程度とし、握りやすい形状とします。

ヌ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。

ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

ヲ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

1. 移動円滑化経路 続き

- (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。
ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
- ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- ホ くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- 点状ブロックを設置すること。
 - 点状ブロックは2列に設置するのが望ましいです。
- ト 有効幅員は、80cm以上とすること。
- チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ、車止めを設けること。

2. 通路

通路は、次に定める構造とすること。

イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ロ 段を設ける場合において、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

※ 移動円滑経路を構成する通路の場合は「公共交通機関の施設 1. 移動円滑化経路（5）」も参照して下さい。

移動円滑化経路を構成しない通路であっても、移動円滑化経路を構成する経路と同等の整備が望ましいです。

※ 歩行に制約のある利用者に配慮して、手すりを設置することが望ましいです。手すりは2段とすることがな望ましいです。

手すりの構造等については「建築物 2. 廊下」を参照してください。

3. 傾斜路

傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

イ 両側に高さ80cm程度の手すりを設けること。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

※ 手すりの形状、設置方法については「建築物 2. 廊下、3. 階段」を参照してください。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

○ 立ち上げの高さは5cm以上が望ましい。

※ 側面が壁面である場合はこの限りではありません。

※ 移動円滑経路を構成する傾斜路の場合は「公共交通機関の施設 1. 移動円滑化経路（6）」も参照して下さい。

移動円滑化経路を構成しない傾斜路であっても、移動円滑化経路を構成する傾斜路と同等の整備が望ましいです。

4. エスカレーター

エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

※ 移動円滑経路を構成するエスカレーターの場合は「公共交通機関の施設 1. 移動円滑化経路（8）」も参照して下さい。

5. 階段

階段は、次に定める構造とすること。

- イ 両側に高さ80cm程度の手すりを設けること。
ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ※ 手すりの形状、設置方法については「建築物 2. 廊下、3. 階段」を参照してください。
 - 階段の幅が、4mを超える場合には、中間にも設置するのが望ましい。
- ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - 点字には、その内容を文字で併記することが望ましい。
- ハ 回り段を設けないこと。
ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ※ 「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す、また、方向がわからなくなる恐れがあるからです。
- ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
 - 立ち上げの高さは5cm以上が望ましい。
- ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - ※ 「建築物 3. 階段」を参照してください。
- ト 照明設備が設けられていること。
 - 高さ3m以内ごとに踊り場を設置するのが望ましい。なお、踊り場の長さは120cm以上が望ましい。

6. 視覚障がい者用誘導ブロック等

- (1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格T9251に適合するものに限る。）をいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格T9251に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置を設けること。

ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

※ 視覚障がい者に対して、視覚障がい者誘導用ブロック等、音響音声案内装置、点字等による案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置して、誘導案内のための情報提供を行います。

※ ただし書きにより、視覚障がい者用誘導ブロックを敷設しない場合は、インターホン等により視覚障がい者から常駐するものへ連絡する設備が必要です。また、当該設備までの案内設備も必要となります。

- (2) (1)の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と 1の(7)のへに規定する乗降ロビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。

※ 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設した経路上から、移動円滑化のための主要な設備であるエレベーター、便所、乗車券等販売所（券売機を含む）および旅客施設の構造、主要な設備の配置を視覚障がい者に示すための設備へ分岐する経路上にも敷設します。この分岐する経路では、往経路と復経路を別としません。

- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。

※ 視覚障がい者誘導用ブロック等は、歩行できるスペースが確保できるよう、壁面、柱等から適度な距離に配置します。

※ 視覚障がい者用誘導ブロック等の標準色は黄色となります。敷設方法等については「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（交通エコロジー・モビリティ財団）も参考としてください。

- (4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

7. 案内設備

- (1) 公共車両等の運行に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

※ 表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報となります。

- (2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。

- (3) (2)に定める標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものでなければならぬ。

- (4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備（1の(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- (5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。

※ 出入口と改札口が離れている場合に出入口付近、改札口付近にそれぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を点字等でわかりやすく示した案内板等を設置します。

- 点字による案内板等は、指先で読み取りやすい外形寸法、高さ及び表示面の傾きとします。

- 点字による案内板等にスピーカーを内蔵し、押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましいです。この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」など、わかりやすい言葉を用いて、簡単、明瞭に施設等の方向を掲示してください。

8. 便所

便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

イ 便所の出入口付近には、男女用の区別（当該区別がある場合に限る。）及び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。

※ 車いす使用者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れた人等の使用に配慮した便所であることを表示します。

ロ 第1の5の(1)（同号イただし書を除く。）から(4)までに定める構造とすること。

ハ 1の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。

ニ 一日の平均乗降客が5,000人以上の公共交通機関の施設については、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(イ) 乳幼児いす等のある便房を1以上設けること。

(ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。

(ハ) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

ホ 次に定める設備を有する便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(イ) オストメイトのための汚物流しを設けた洗浄設備を設けること（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは簡易洗浄装置とすることができる。）。

(ロ) (イ)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

9. 乗車券等販売所、待合所及び案内所

乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

イ 移動円滑化経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうちそれぞれ1以上は、1の(5)に定める構造とすること。

ロ 出入口を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。

1 有効幅員は、80cm以上とすること。

2 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望ましいです。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

ハ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

※ 「建築物 13. カウンター、記載台、公衆電話台等」を参照してください。

二 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

10. 券売機

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。

- 障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造の券売機付近には点字運賃表を設置します。
- ※ 点字運賃表は大きな文字でその内容を示します。
- ※ 券売機の運賃等を表示するボタンには点字を表示します。
点字の表示位置は、縦方向に並ぶボタンの場合はその左側、横方向に並ぶボタンの場合はその上側が望ましいですが、スペース上やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ※ ボタンの料金表示は、周辺との明度の差が大きいこと等により容易に識別できるようにします。
- ※ タッチパネル式の場合は点字表示付きのテンキーを設置します。
テンキーを設置した券売機には音声案内を設置します。

11. 休憩施設

障がい者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- ※ 大規模な旅客施設においては、高齢者や身体障がい者、妊産婦、乳幼児連れの旅客等が休憩できるための設備が必要です。
- 旅客の移動を妨げないように配慮しつつ、主要な経路上に休憩のためのベンチ等を設けます。
水飲み台を設置する場合も旅客の移動を妨げないように配慮します。
- ベンチの形状は、はねあげ式や折りたたみ式を避け、背もたれ付きの固定式とし、腰掛の高さは40cm程度とします。
- 水飲み台は車いす使用者が使いやすいよう飲み口の高さ75cm程度、壁付きの場合は奥行き45cm程度とします。

12. 改札口

- (1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、そのうち1以上の改札口の有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた旅客等が一般の旅客同様に改札口を利用できるよう配慮する必要があります。

自動改札機の利用が困難な場合もあるため、有人改札口を併設するのが望まれます。その場合、改札口への線状ブロックの敷設経路は有人改札口が望ましいです。

- 80cmとは車いすが通過できる有効幅員です。車いすが通過しやすい90cm以上の有効幅員とするのが望ましいです。

- (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示すること。

13. 乗降場

(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。

イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。

ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。

ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。

ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

※ 1%とは車いす使用者等の線路内への転落防止に配慮した勾配です。

ホ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック（日本産業規格 T9251に適合するものに限る。）その他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること（発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。）。

ト プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

リ 照明設備が設けられていること。

ヌ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。

ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。

13.乗降場 続き

(2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。

イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。

※ 視覚障がい者を車等から守るために設置するものです。

ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。

※ 車いす使用者の円滑な移動により、安全を確保します。

(3) 旅客船ターミナルにおいて旅客船に乗降するためのタラップその他の設備を設置する場合は、次に定める構造とすること。

イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

ロ 有効幅員は、90cm以上とすること。

ハ 高さ80cm程度の手すりを設けること。

ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ホ 視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けること。

※ 連絡橋、ボーディングブリッジは「旅客船に乗降するためのその他の施設」に含まれます。

※ 連絡橋、タラップ、ボーディングブリッジの勾配は潮位がH.W.L～L.W.Lの間にて1/12以下とするのが望ましいです。

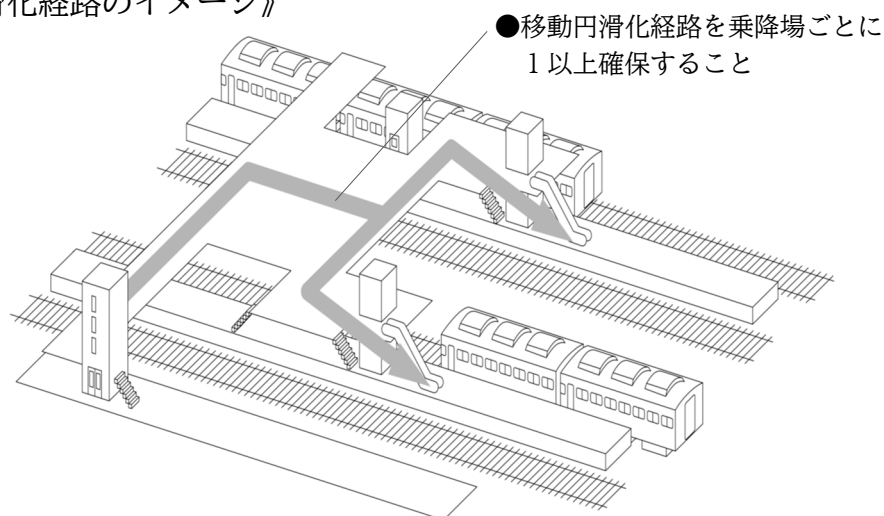
2. 整備例

1. 移動円滑化経路の例

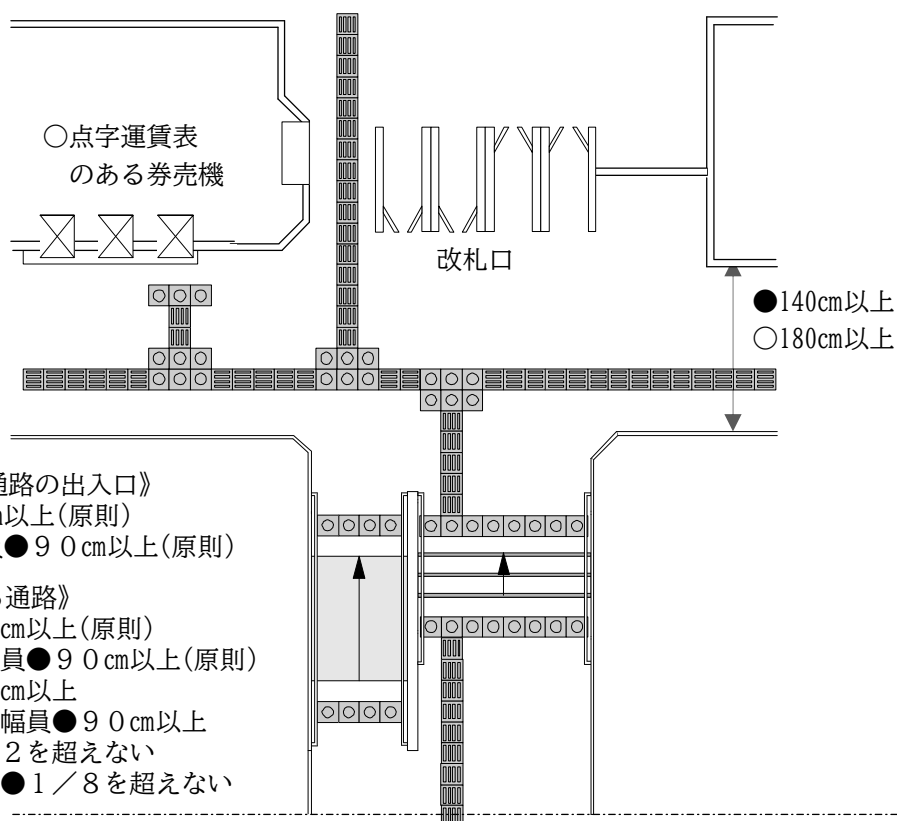
《基本的な考え方》

- 高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等すべての人が可能な限り単独で、駅前広場や公共用通路などの旅客施設の外部から施設内へ移動し、車両等へスムーズに乗降できるよう、連続性のある移動経路を確保する必要があります。
旅客の移動が最も一般的な経路について、乗降場ごとに移動円滑化経路を1以上確保することが必要です。
- 他の経路についても可能な限り移動の円滑化に努めることが必要です。

《移動円滑化経路のイメージ》



《移動円滑化経路と出入口の例》



《移動円滑化経路と公共用通路の出入口》

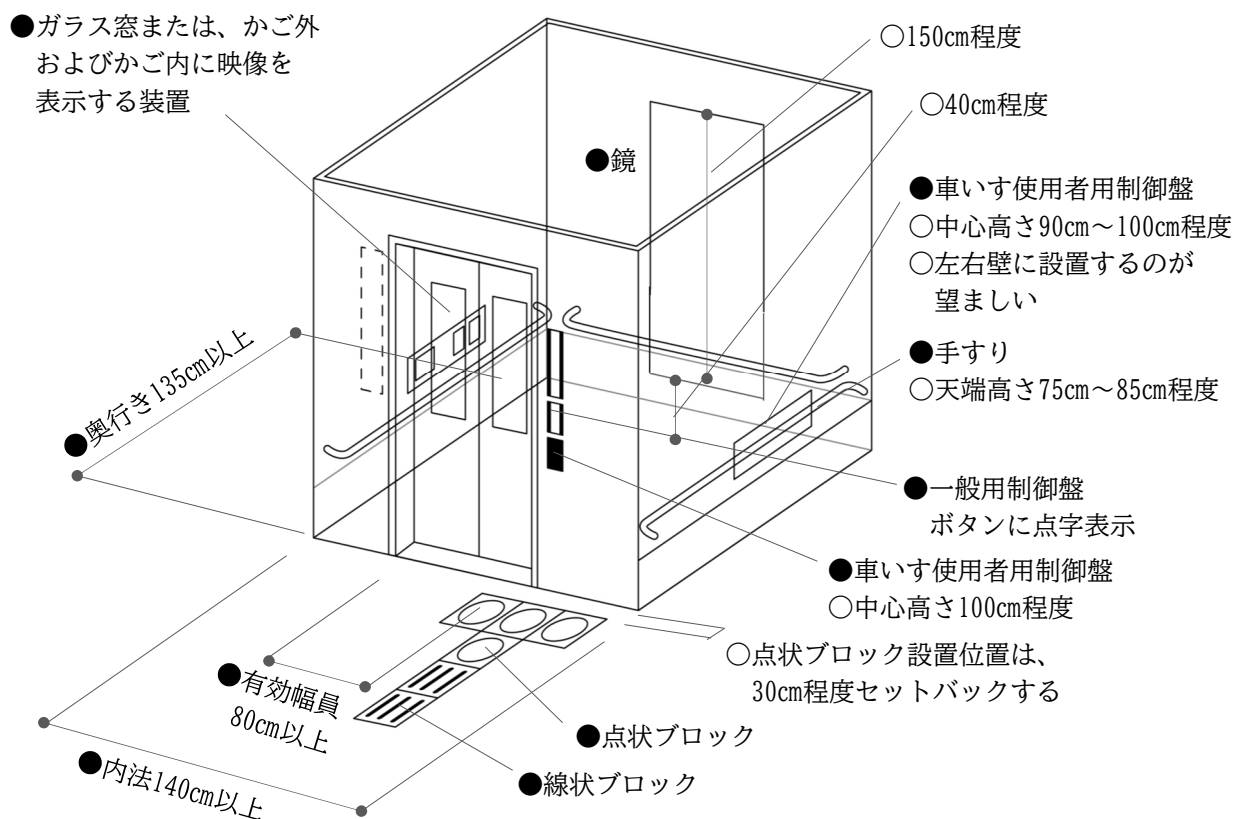
出入口 有効幅員●90cm以上(原則)
戸を設ける場合：有効幅員●90cm以上(原則)

《移動円滑化経路を構成する通路》

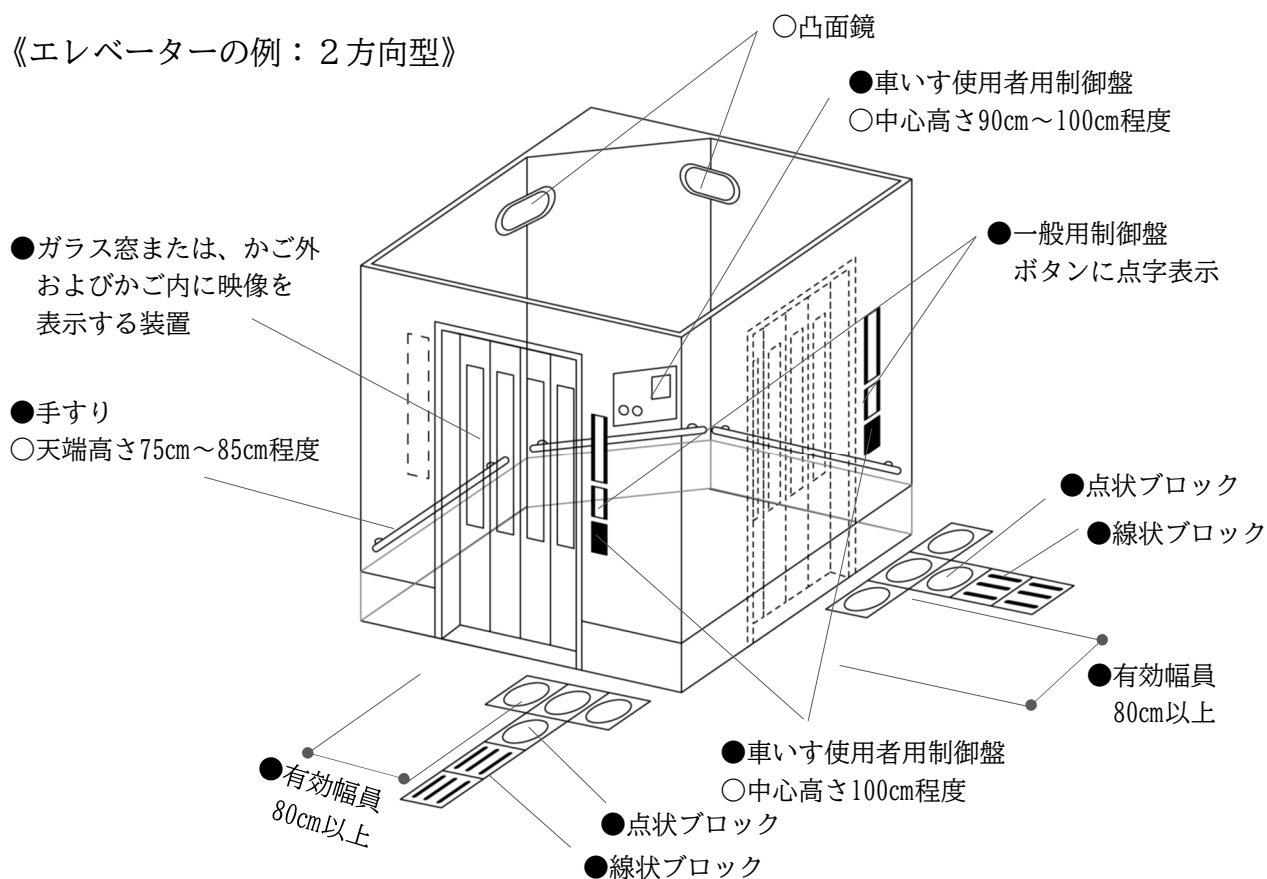
通路 有効幅員●140cm以上(原則)
戸を設ける場合：有効幅員●90cm以上(原則)
傾斜路 有効幅員●120cm以上
段を併設する場合：有効幅員●90cm以上
傾斜路の勾配 ●1/12を超えない
高さ16cm以下の場合 ●1/8を超えない

1. 移動円滑化経路の例

《エレベーターの例》



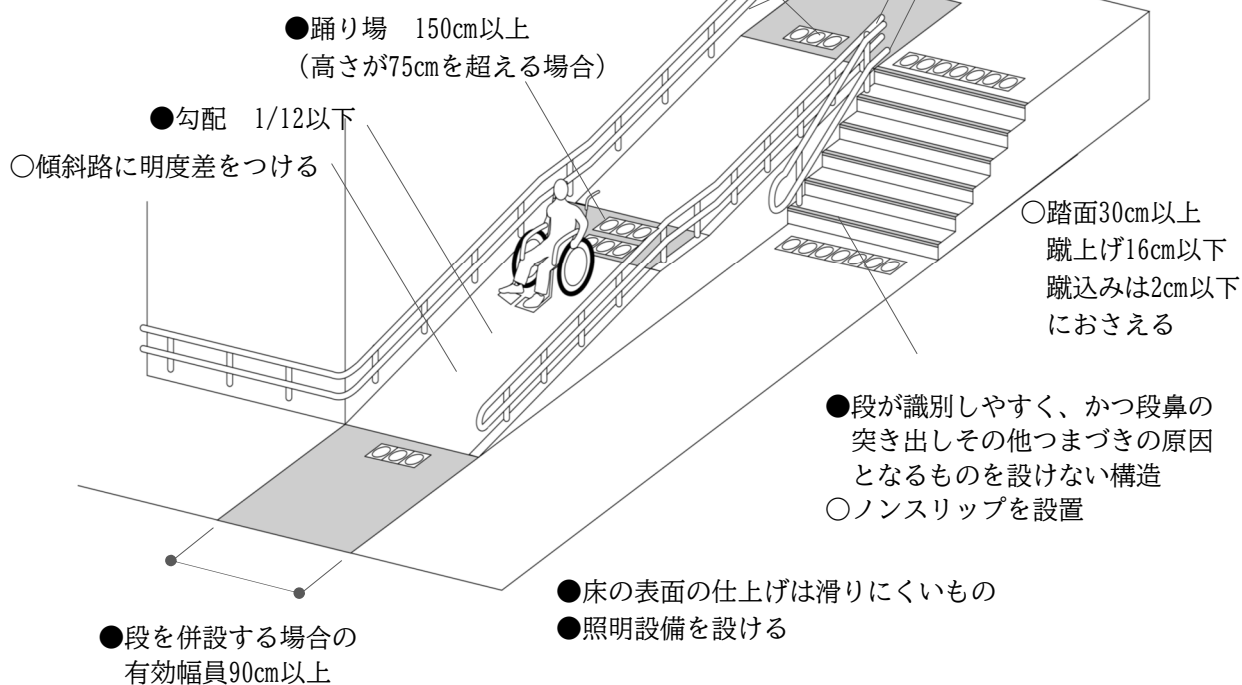
《エレベーターの例：2方向型》



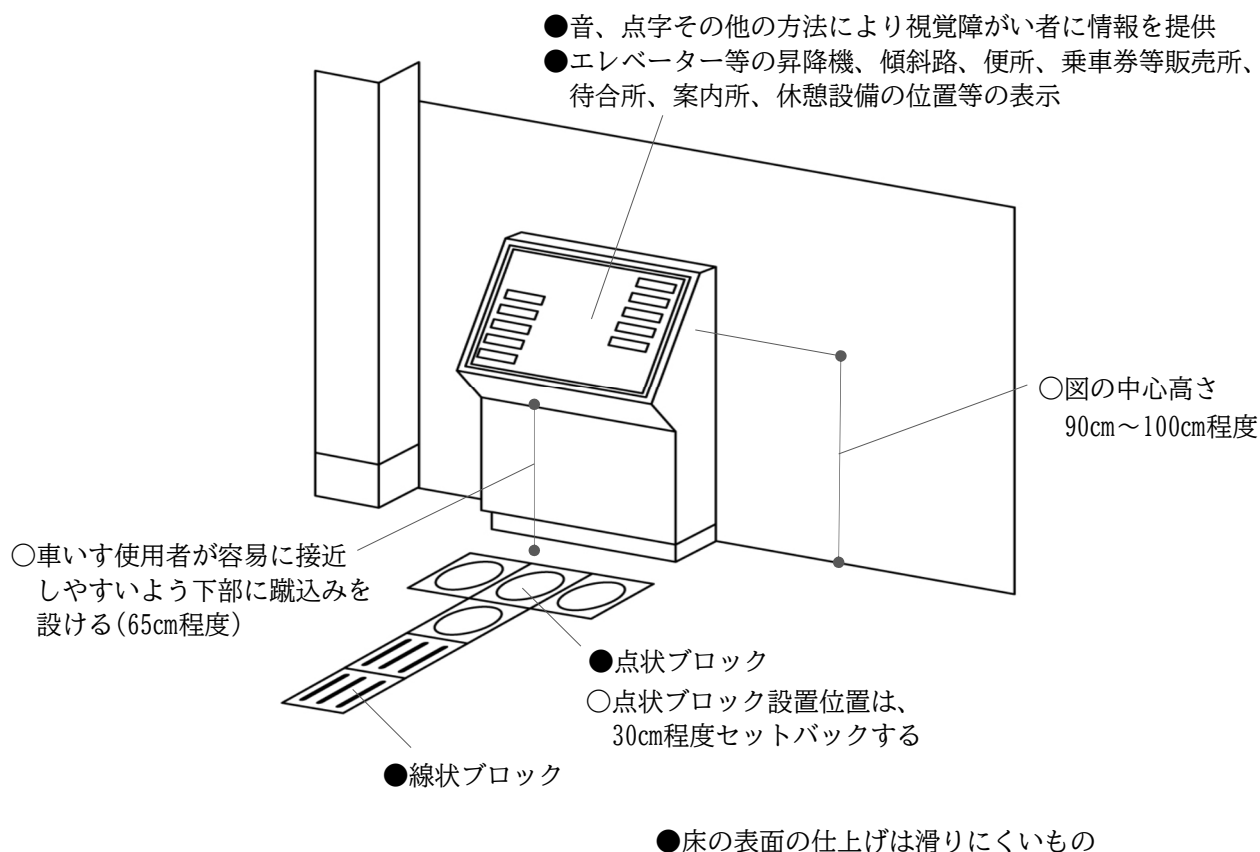
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

2. 通路、3. 傾斜路、5. 階段の例

- 階段、傾斜路およびエスカレーターの上端と下端には点状ブロックを敷設する
- 点状ブロックは、2列に配置するのが望ましい
- 点状ブロック設置位置は、30cm程度セットバックする



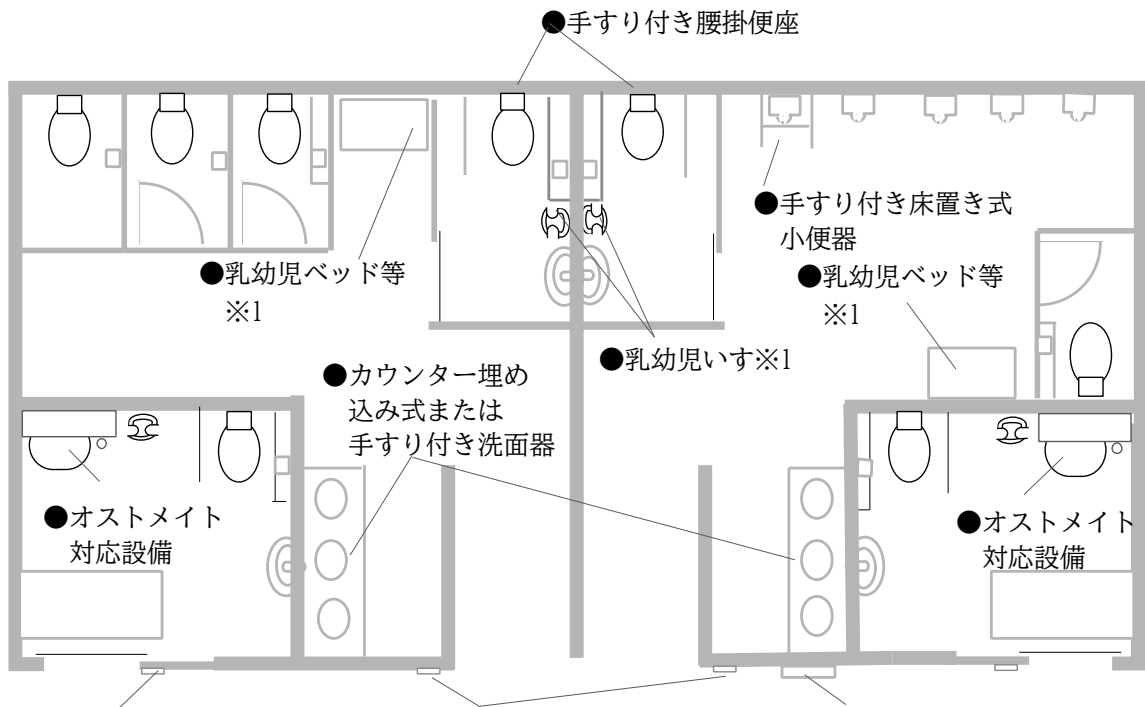
7. 案内設備の例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

8. 便所の例

●第2の1(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられ
の間の経路のうち1以上は、第2の1(5)に定める構造とすること。



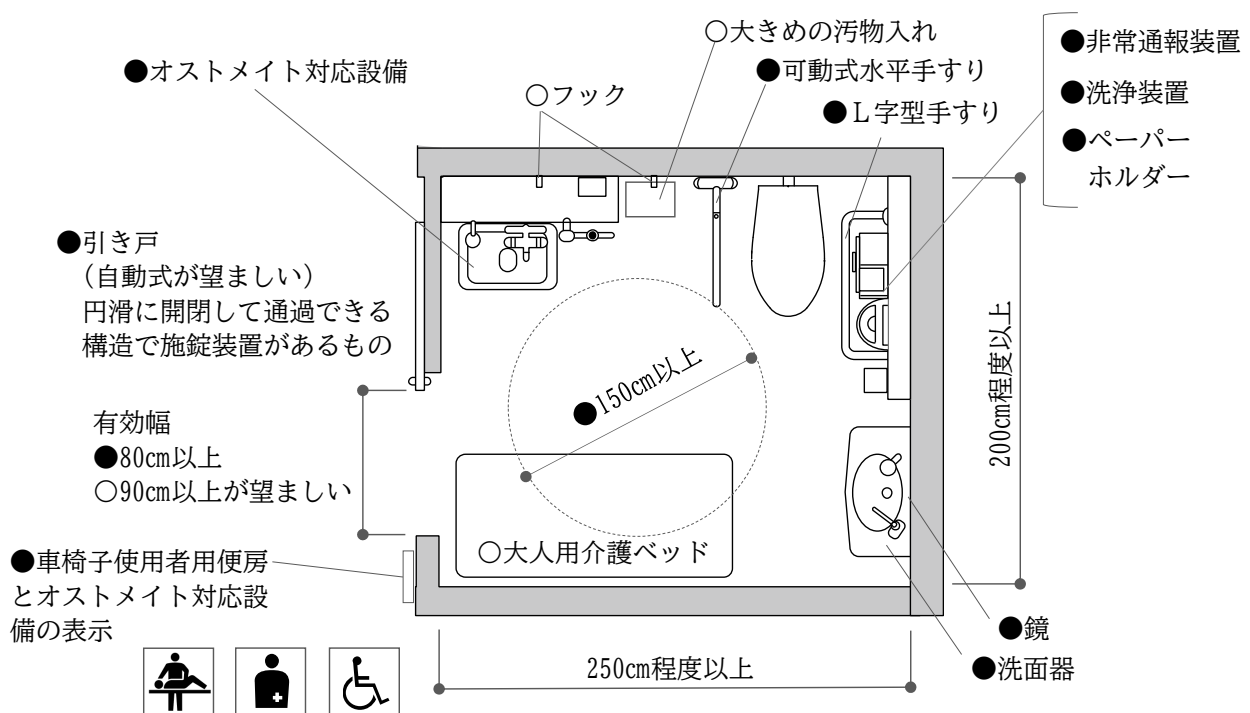
●車椅子使用者用便房、
オストメイト対応設備の表示

●乳幼児いす、乳幼児ベッド等が
設置されていることを表示 ※1

●便所の構造等を音、点字その他の
方法により視覚障がい者に示す設備

※1 乳幼児いす、乳幼児ベッド等については、平均乗降客5,000人以上/日の公共交通機関の施設には必ず設置する。

《車椅子使用者用便房の整備例：オストメイト対応設備と大型ベッドを備え付けた事例》



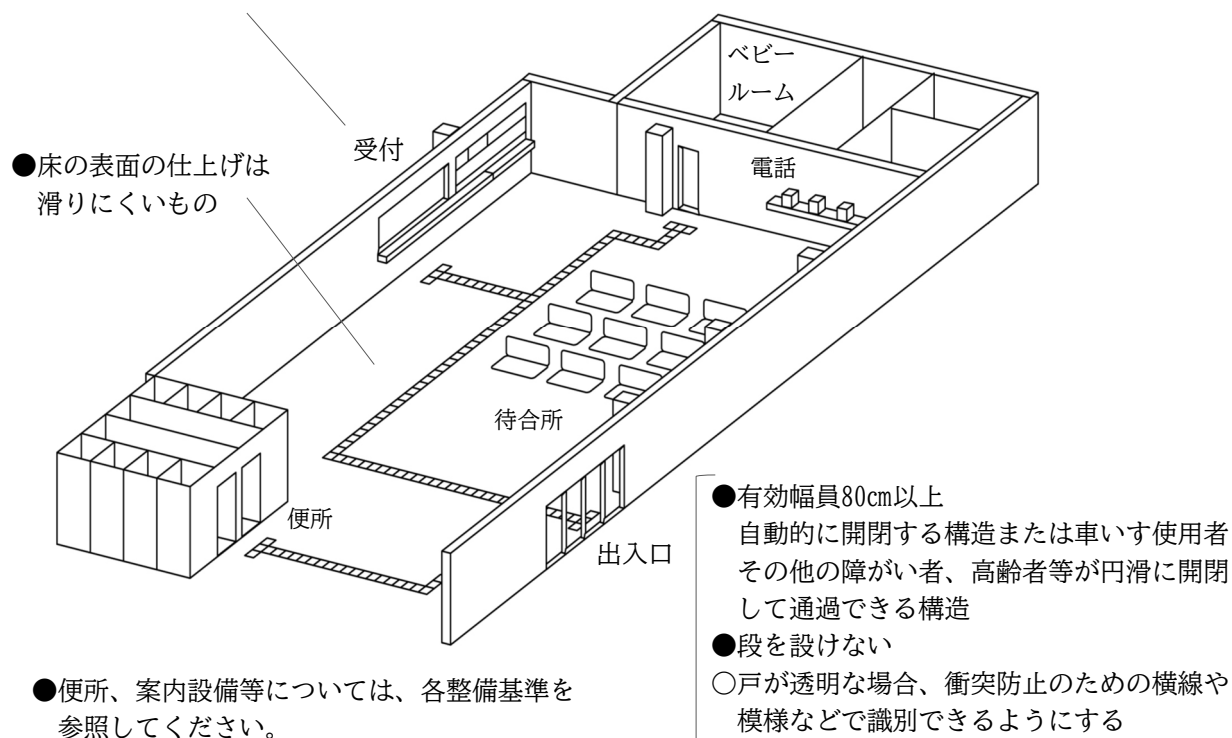
※第1 建築物 5. 便所の整備基準も参照してください。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

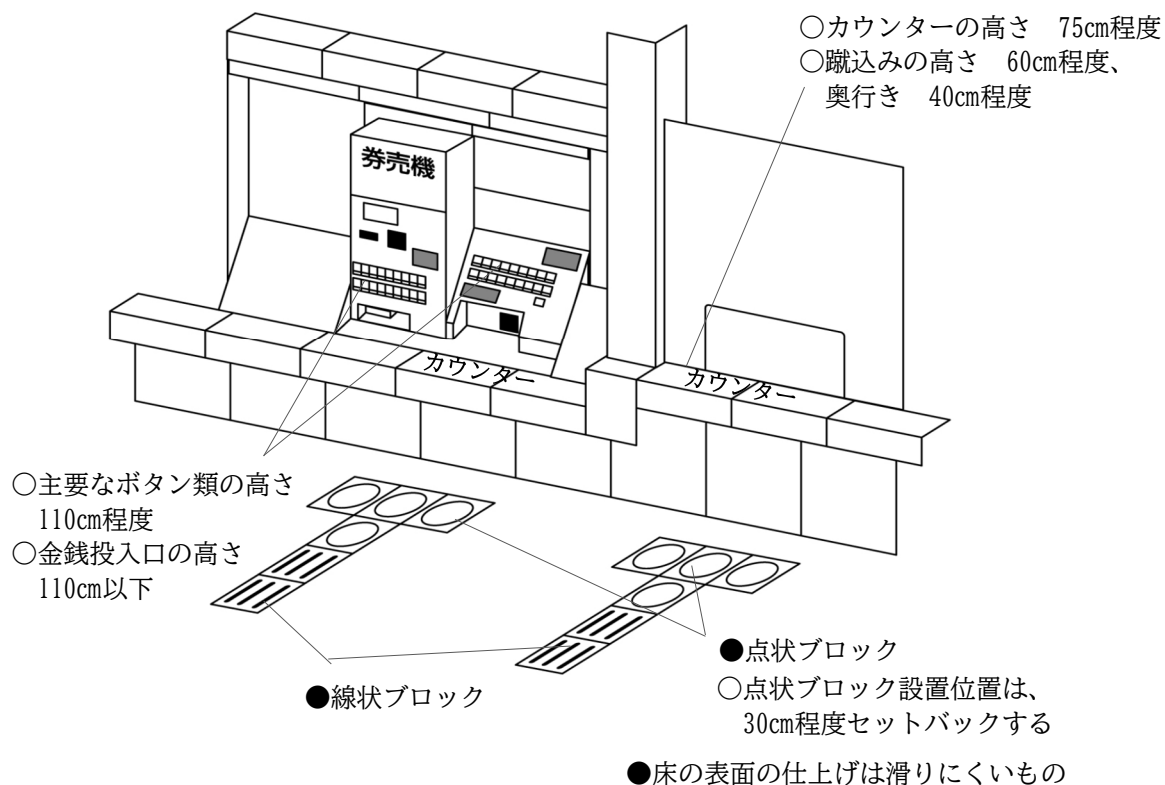
9. 待合所の例

受付

- カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は車いす使用者に適した構造とする
(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出てきて対応できる場合はこの限りではない)
- 乗車券販売所または案内所には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、その旨を表示する

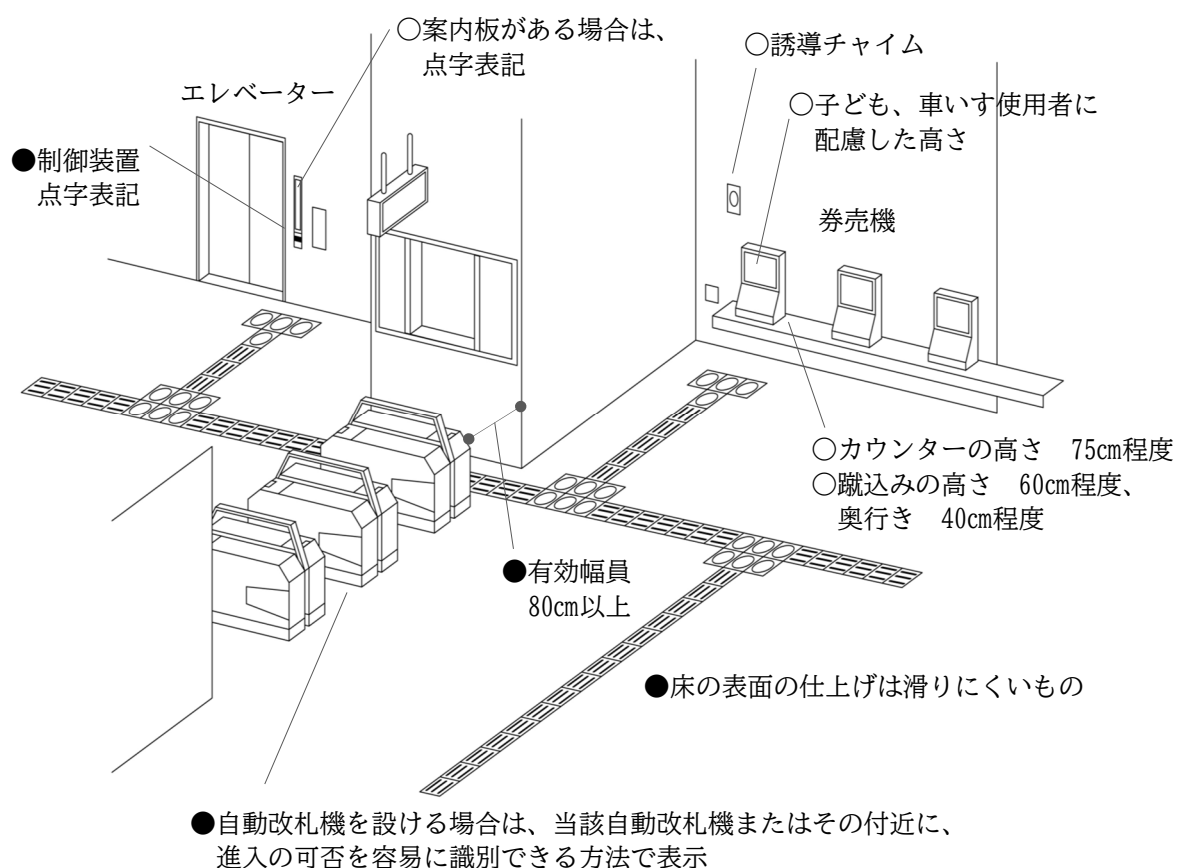


10. 券売機の例



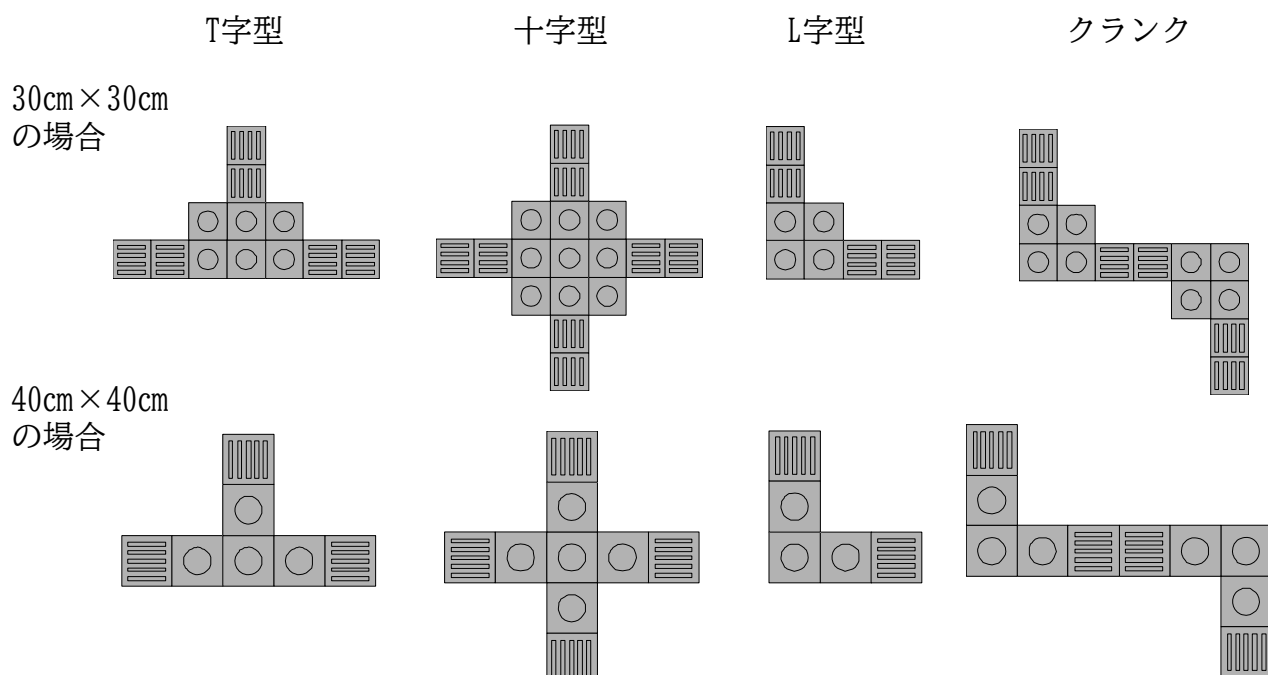
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

12. 改札口の例



6. 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法

《分岐部・屈曲部の例》



●視覚障がい者誘導用ブロック等はT9251に適合するものとする。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

13. 乗降場の例

●エスカレーターが移動円滑化経路の場合

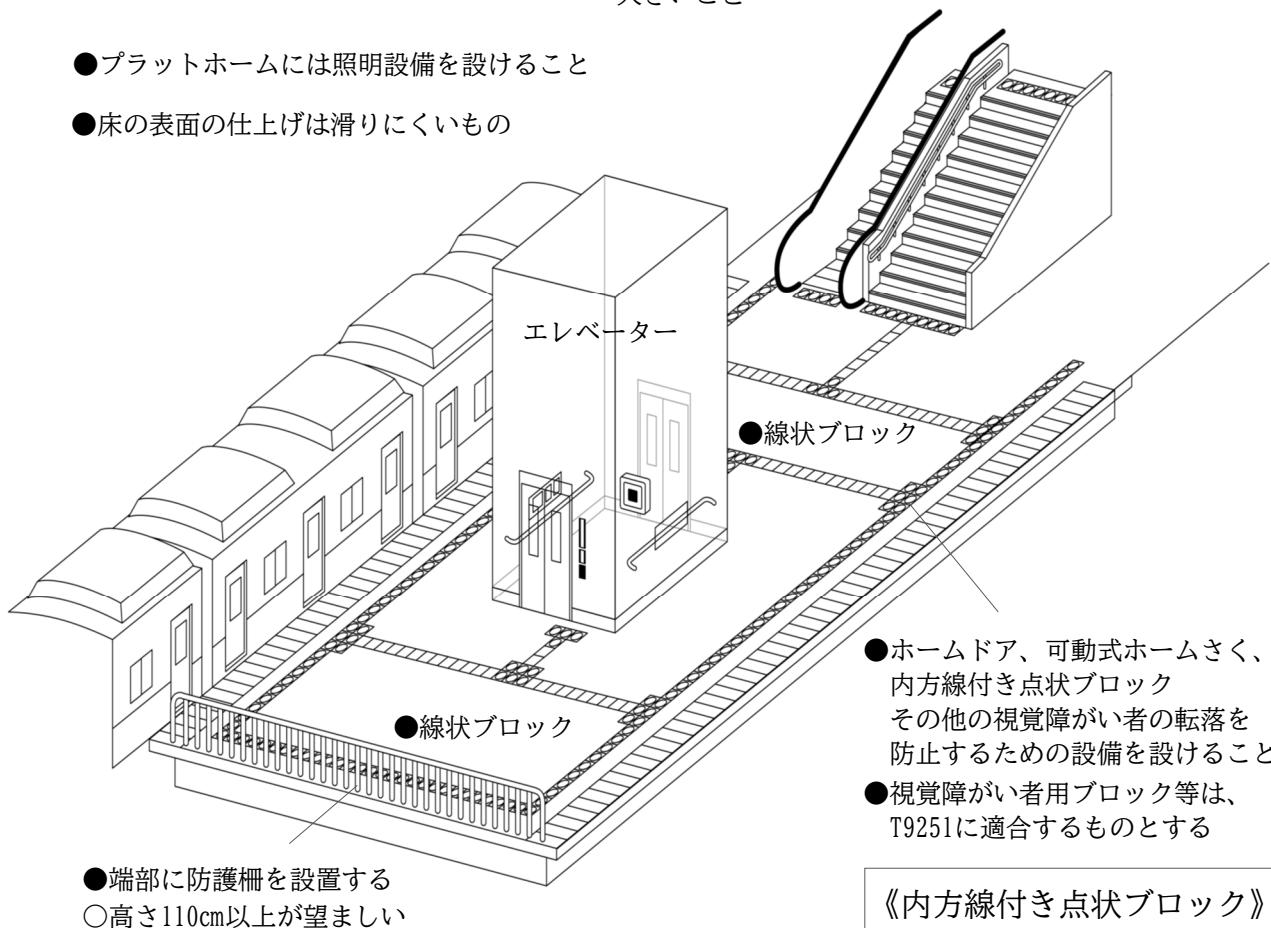
有効幅員80cm以上

昇降口において3枚以上の踏み段が同一平面上にあること
踏み段の端部とその周囲の明度、色相または彩度の差が大きいこと

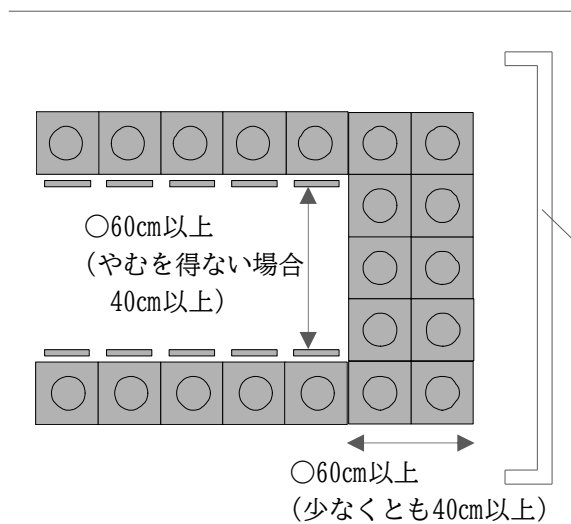
くし板の端部と踏み段との明度、色相または彩度の差が大きいこと

●プラットフォームには照明設備を設けること

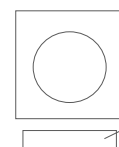
●床の表面の仕上げは滑りにくいもの



《ホーム始末端部の敷設例》



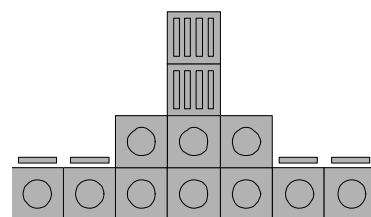
《内方線付き点状ブロック》



内方線

内方線がホームの内側であることを示す。

《T字部における敷設例》



整備基準の解説

【道路】

■対象施設

公共的施設	特定施設
一般の道路（自動車のみの交通の用に供する道路は除く。）	歩道等を新設し、または改築するもの

■「特定道路」の整備基準の適用について

道路の整備基準は、「特定道路以外の道路」（別表第2 第3）と「県の特定道路」（別表第2 第4）の2つの基準に分かれています。

「特定道路」とは、市町が作成する基本構想等に基づき、多数の高齢者、障がい者等の通行のあるもので、国土交通大臣が指定した道路のことです。

「特定道路」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定道路	県の特定道路	市町の特定道路
UD条例 （別表第2 第3） + バリアフリー法省令	UD条例 （別表第2 第4） 「県の特定道路」	UD条例 （別表第2 第3） + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

■留意事項

道路とは一般交通の用に供する道で、現在から将来に至る間において地方公共団体の長が認定又は国が政令にてその路線を指定するものをいいます。

原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

道路：県の特定期道路以外の道路

1. 整備基準

1. 歩道 原則として、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、原則として200cm以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。

※有効幅員とは歩道等の幅員から縁石、手摺り、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれのある工作物、物件若しくは施設（照明灯、標識等）を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいいます。

ロ 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5cmを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。

ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15cmを標準とする。

ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。

ニ 横断勾配は、2%以下とすること。

ホ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2cm以下とすること。

※縁石は、車いす使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みをもたせます。

ト ヘの段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

リ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。

※歩道等に排水溝を設ける場合のふたについては、以下の構造とします。

- ・コンクリートふたの場合は、手掛けが片方のもの。
- ・グレーチングふたの場合は、細めタイプ、すべり止め付きのもの。

2. 立体横断施設 次に定める構造とすること。

イ 横断歩道橋の有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、地下横断歩道については、300cm以上とすること。

ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること（昇降装置等の施設を設置する場合は除く。）

※車いす等の円滑な通行を考えると、昇降装置等の設置が好ましいが、多額の費用を要することから設置が困難な場合は、傾斜路又は傾斜路付き階段とする。この場合の、傾斜路及び傾斜路付き階段の勾配は、それぞれ12%、25%を超えないようにします。

ハ 階段又は傾斜路付きの階段（以下「階段等」という。）の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。

ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。

3 視覚障がい者誘導用ブロック等

（1） 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。

イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。

ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。

ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該通路、歩道及び踊り場に敷設すること。

（2） 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。

※周囲の面との色の明度の差が大きいことが前提となります。

なお、黄色によりがたい場合は、周囲の面との色の明度の差が大きい色彩を選択してください。

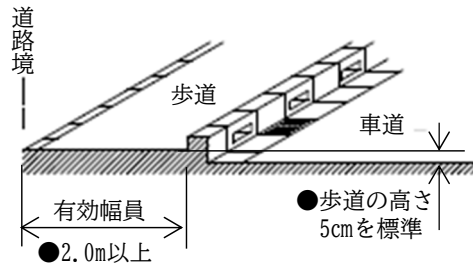
○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、JIS T 9251に合わせたものとします。

※線状ブロックは誘導の方向と線状突起の方向を平行にして、原則連続して設置します。

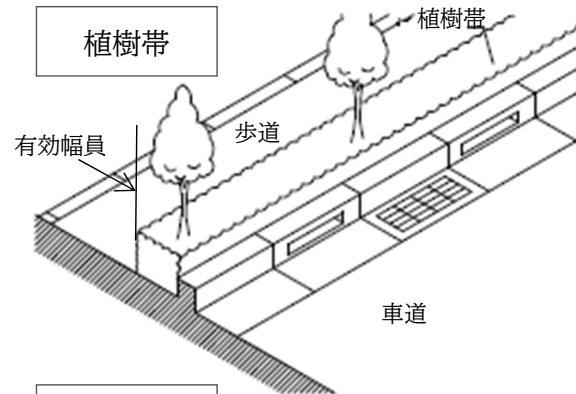
2. 整備例

歩道と車道の分離方法

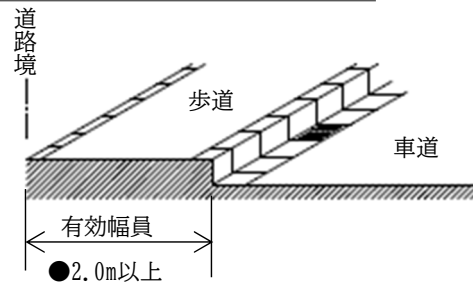
セミフラット形式



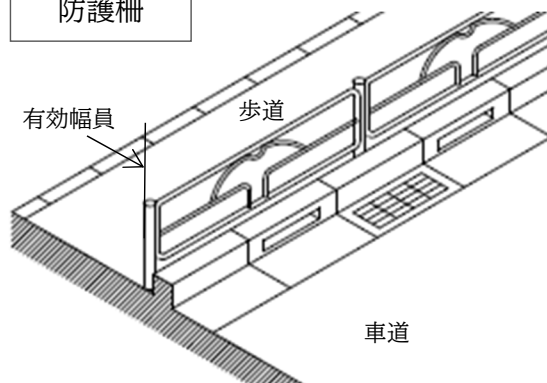
植樹帯



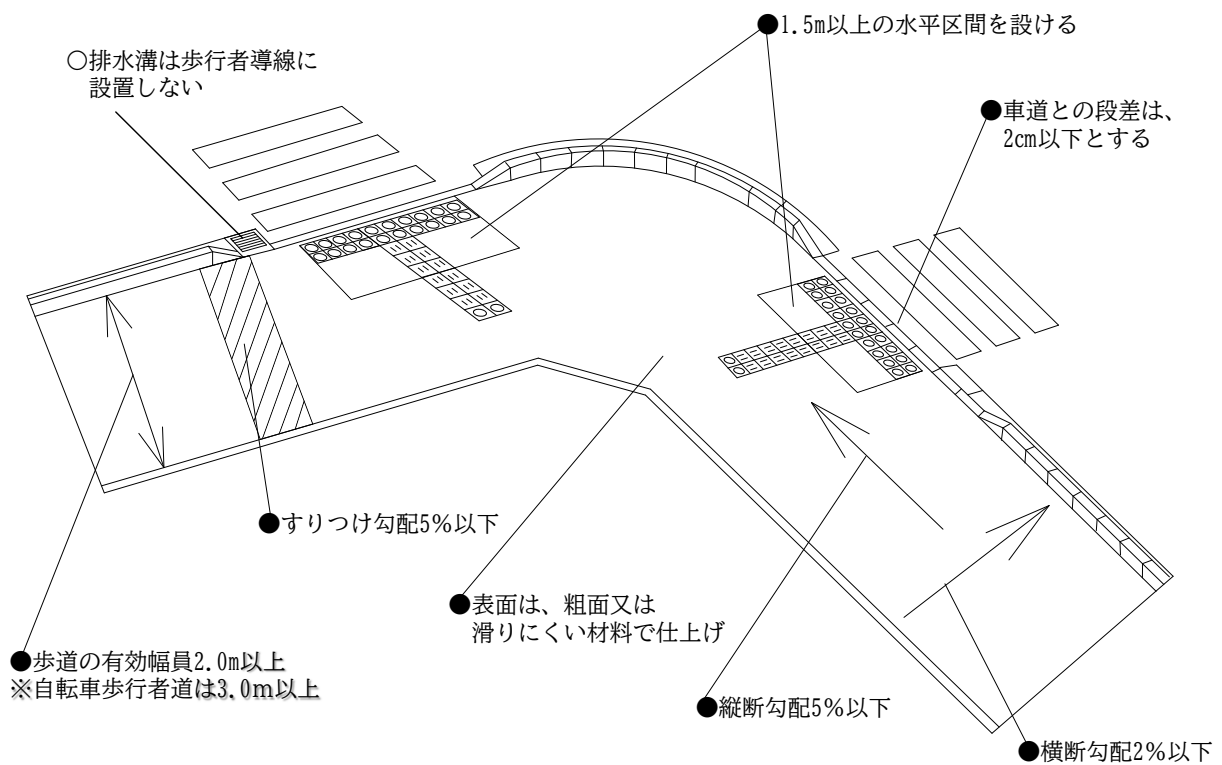
マウントアップ形式



防護柵

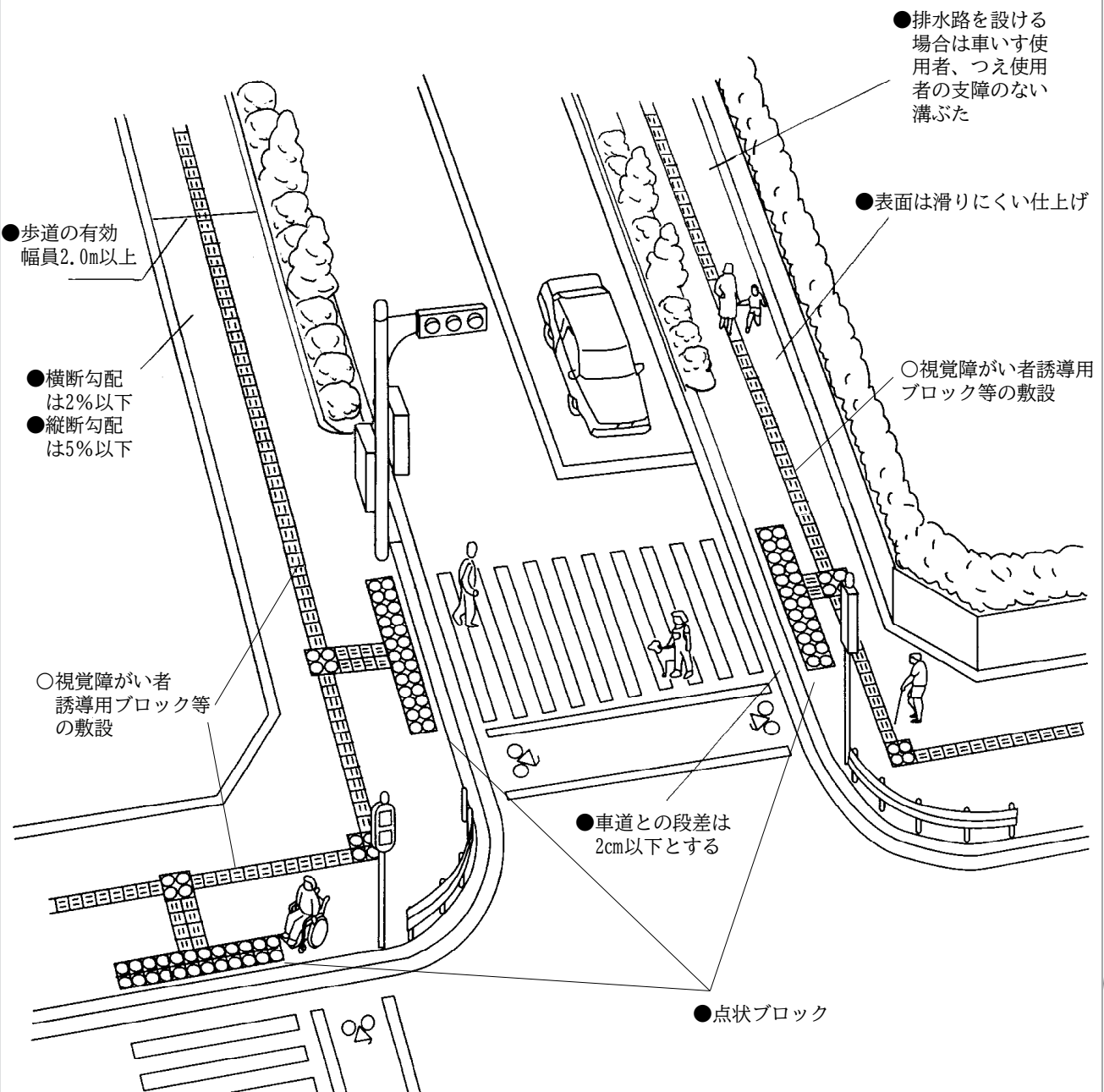


交差点部の整備例

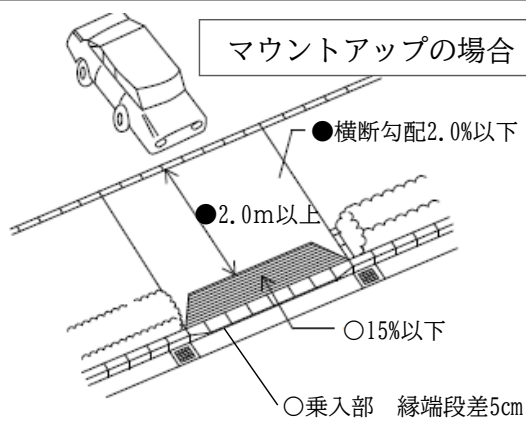


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

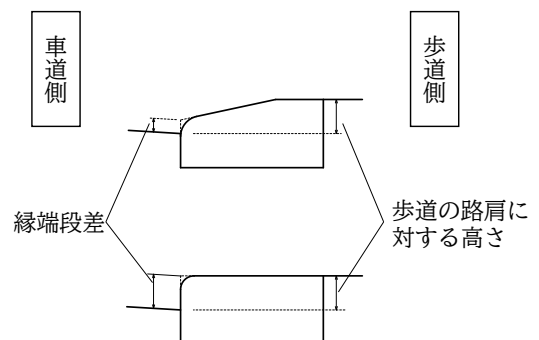
歩道の整備例



車乗入部の整備例

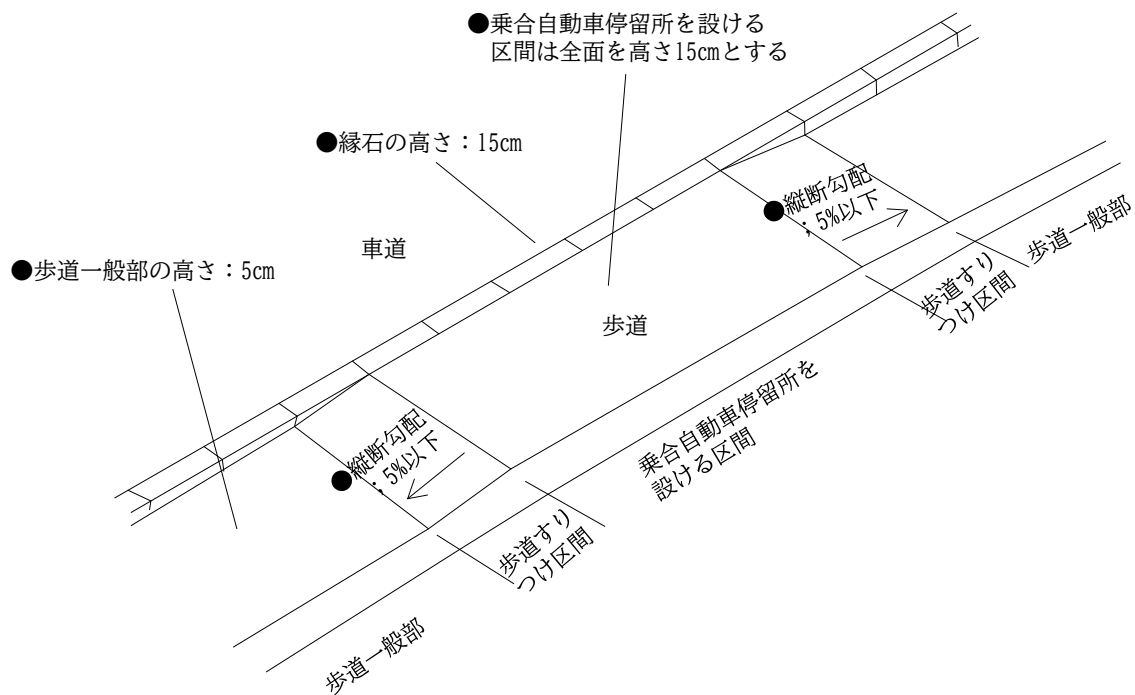


歩道の高さ、縁端段差の考え方

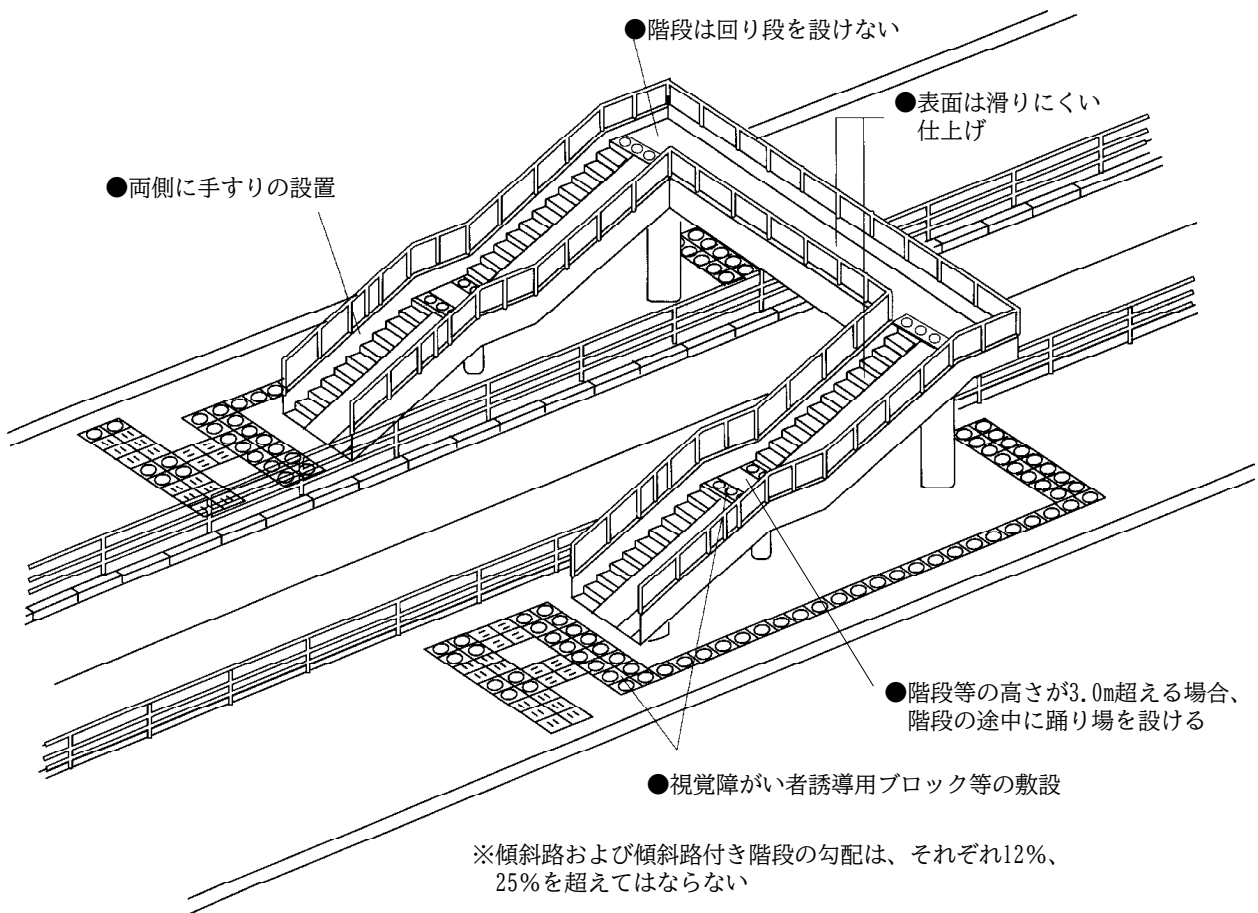


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

乗合自動車停留所部分の整備例



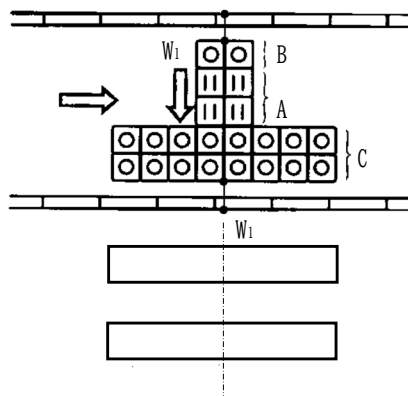
横断歩道橋の整備例



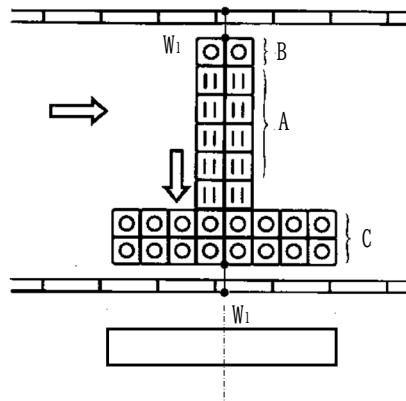
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

視覚障がい者用誘導ブロックの整備例

歩道幅員が広い場合

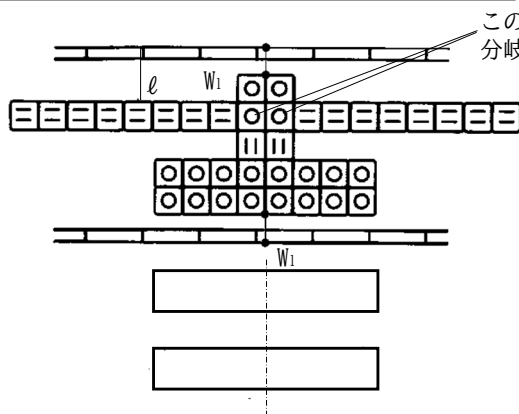


W_1 : 30cm 程度



さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲がひろくなることとなる

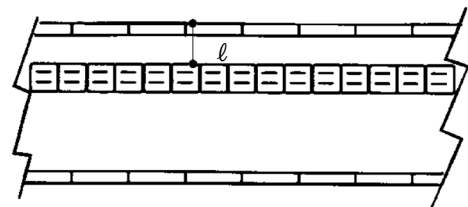
継続的に直線歩行を案内している場合



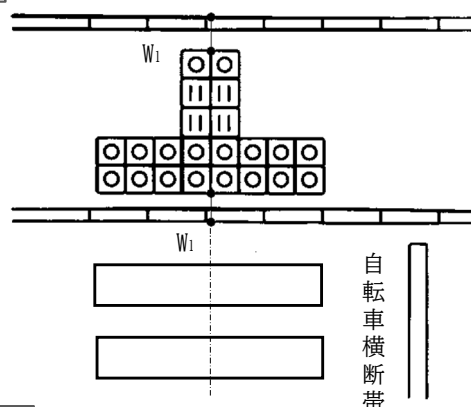
W_1 : 30cm 程度

l : 60cm 程度 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない)

※線状ブロックの設置にあたっては視覚障がい者の歩行空間の確保のため、線状ブロック左右端から60cm程度の空間が必要です



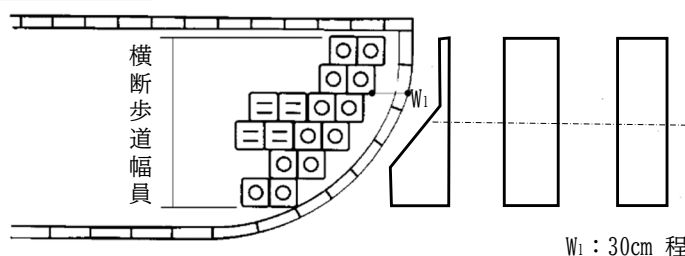
自転車横断帯がある場合



W_1 : 30cm 程度

自転車横断帯

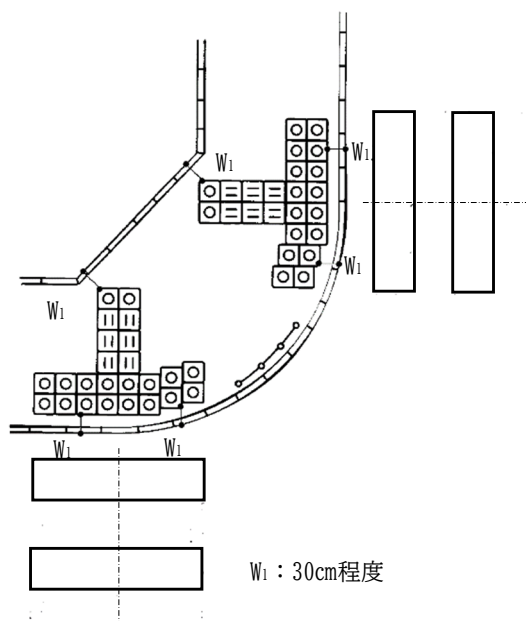
点状ブロックの設置する幅



W_1 : 30cm 程度

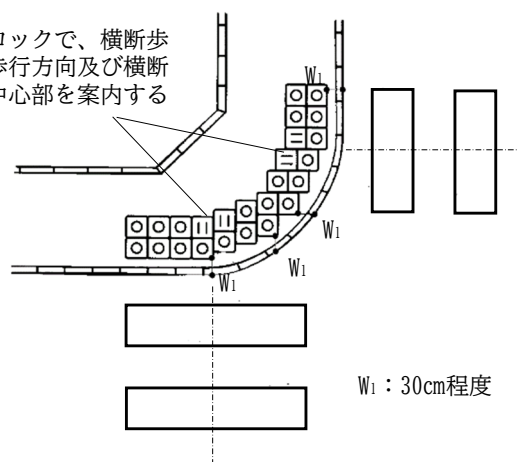
視覚障がい者用誘導ブロックの整備例

2方向に横断が生じる場合



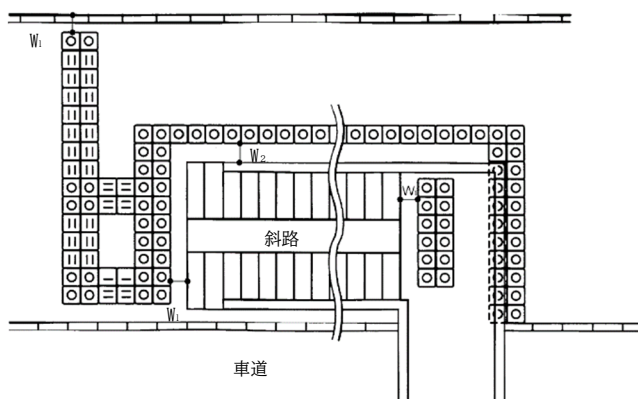
横断歩道が近接している場合

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する

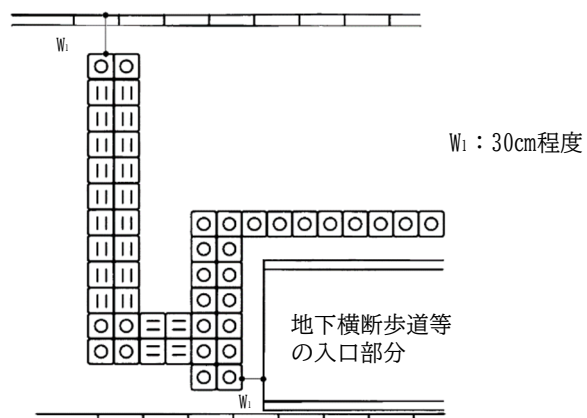


斜路付き階段のある横断歩道橋の例

※前後に線状ブロックによる誘導がない場合



地下横断歩道等の入り口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合



3. 整備基準

1. 歩道等

- (1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。
- (2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。
イ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。
ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (3) 舗装は、次に定める構造とすること。
イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。
イ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1%以下であること。
ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (5) 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。
イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
ロ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。
ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。
- (6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。
イ 高さは、原則として、5cmを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

1. 歩道の続き

- (7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。
- イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cm以下とすること。
 - ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。
- (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)のロに規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200cm以上とすること。
- (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。

2. 立体横断施設

- (1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。
- (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- イ かごの内り幅は150cm以上とし、内り奥行きは150cm以上とすること。
 - ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内り幅は140cm以上とし、内り奥行きは135cm以上とすること。
 - ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は90cm以上とし、ロに定める構造のエレベーターの場合は80cm以上とすること。
 - ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。
 - ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - ヘ かご内の側面には、手すりを設けること。
 - ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
 - チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ヌに定める制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ150cm以上とすること。

2. 立体横断施設 続き

ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100cm以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 二段式の手すりを両側に設けること。

ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

ヌ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

(4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。

イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。

ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。

ト 踏み段の有効幅員は、100cm以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60cm以上とすることができる。

(5) 通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、200cm以上（地下横断歩道にあっては、300cm以上）とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。

ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。

2. 立体横断施設 続き

- ハ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - ヘ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 階段は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、150cm以上とすること。
 - ロ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - ヘ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - リ 階段の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。
 - ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。

3. 乗合自動車停留所

- (1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とすること。
- (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4. 自動車駐車場

- (1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。
 - イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
 - ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

4. 自動車駐車場 続き

- (3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車いす使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
 - ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- (4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- イ 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120cm以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、200cm以上とすること。
 - ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。
- イ 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。
 - ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2の(2)のイからニまでに定める構造とすること。
 - ハ イのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。
- (7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。
- (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6)に定める構造とすること。
- (9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。

4. 自動車駐車場 続き

- (10) 車いす使用者用駐車区画を設ける際に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。
- イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
 - ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。
 - ニ 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれの1以上）の便所は、次に定める構造とすること。
 - (イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。
 - (ロ) 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備を設けること。
 - ホ 第1の5の(1)に定める便所にあつては、第1の5の(4)に定める構造とし、それ以外の便所にあつては、第1の5の(2)及び(4)に定める構造とすること。

5. 移動等円滑化のために必要なその他の施設

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
- (4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。
- (5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。
- (6) 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

整備基準の解説

【公園等】

■対象施設

公共的施設	特定施設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

■「特定公園施設」の整備基準の適用について

公園の整備基準は、「県営の都市公園以外の公園」（別表第2 第5）と「県営の都市公園」（別表第2 第6）の2つの基準に分かれています。

「特定公園施設」とは、都市公園法による都市公園の主要な施設のことです。

「特定公園施設」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定公園施設	県の特定公園施設	市町の特定公園施設
UD条例 （別表第2 第5） ＋ バリアフリー法省令	UD条例 （別表第2 第6） 「県の特定公園施設」	UD条例 （別表第2 第5） ＋ バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

■留意事項

原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

1. 整備基準

1. 園路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。

イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。

※出入口部は車いすでの円滑な通行を考慮して、その前後に150cm以上の水平部を確保するのが望ましいです。

ロ 通路は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

※120cmは、横向きの人と車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員です。

(ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

(ハ) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

※地形等やむを得ない場合でも、8%の勾配を超えないこととします。

※勾配のある園路が長く続くと、下り時は加速がついて危険であり、上り時は休憩したり、加速をつけるための水平部が必要となります。

(ニ) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。

(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ハ 階段は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

※120cmは、杖使用者等を考慮した幅員です。

(ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。

※側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けて杖先が落ちないように配慮します。

(ハ) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。

ニ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm（階段又は段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。
- (ロ) 勾配は、8%以下とすること。
- (ハ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
- (ニ) 両側に立ち上げ等を設けること。
- (ホ) 高さ80cm程度の手すりを設けること。
- (ヘ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- (ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。
 - a 勾配が5%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
 - b 高さが16cm以下、かつ、勾配が8%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
 - c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

2. 便所

便所を設ける場合は、第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。

3. 駐車場

駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造）とすること。

- イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。
- ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
- ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
- ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

4. 標識

標識を設ける場合は、第1の16に定める構造とすること。

5. 附帯設備

ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

2. 整備例

公園の考え方

※公園等を設計・施工するにあたって、国定公園内等で自然の地形を利用する場合は当該基準を遵守することが難しい場合があります。

その場合は公園の利用計画が重要となります。

利用計画（ふれあいゾーン、アスレチックゾーン等）に基づき、障がい者、高齢者等の移動経路、利用施設を考慮することにより、対象エリアを明確にした設計が必要です。

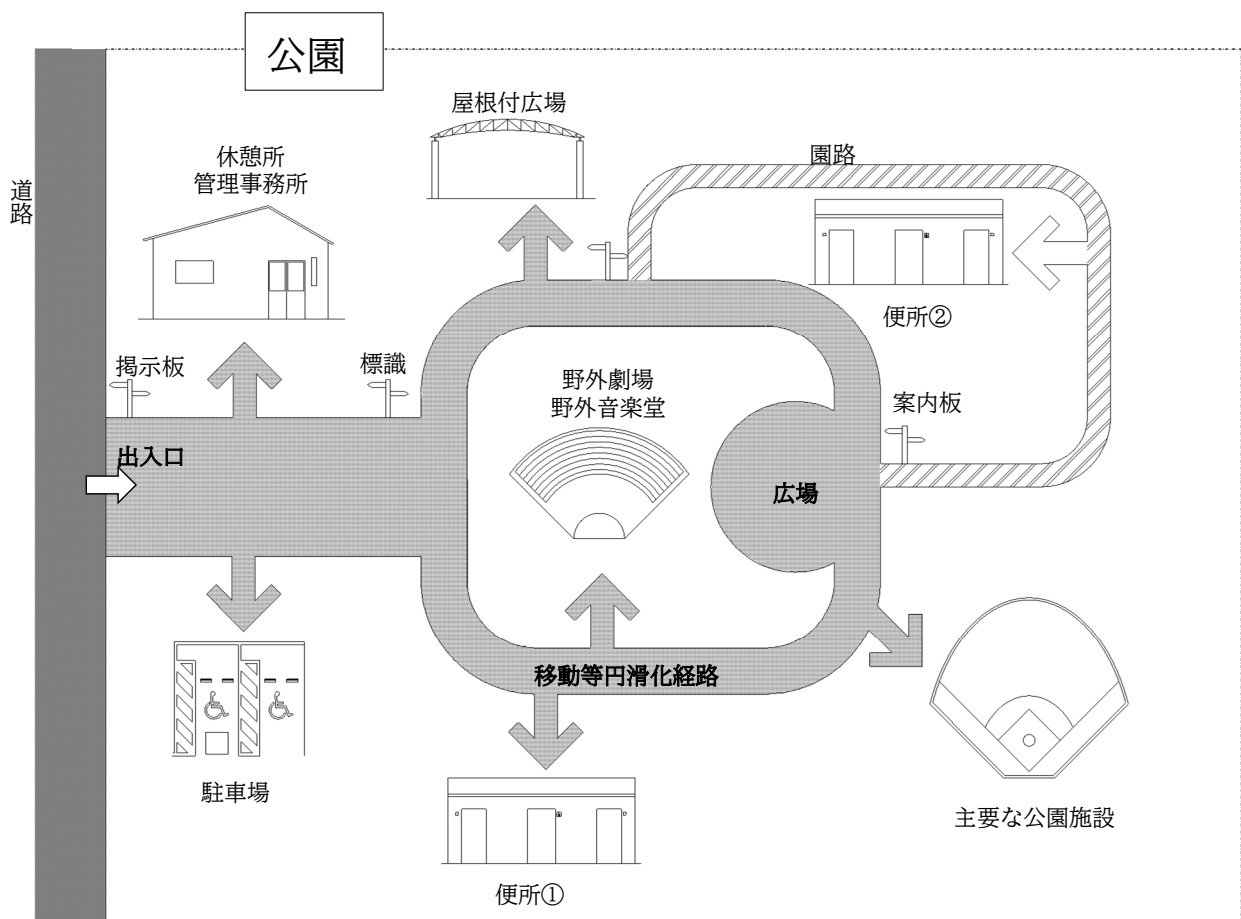
又、利用計画に基づき、経路の確保が必要となります。

●確保が必要な経路

1. 道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する対象エリア
2. 道等から車いすが使用可能なトイレ（1.の対象エリアがない場合）
3. 1の対象エリアから車いすが使用可能なトイレ
4. 車いす使用者用駐車区画から1.の対象エリア
5. 車いす使用者駐車区画から道等（1.の対象エリアがない場合）
6. 道等から案内設備（視覚障がい者利用円滑化経路）

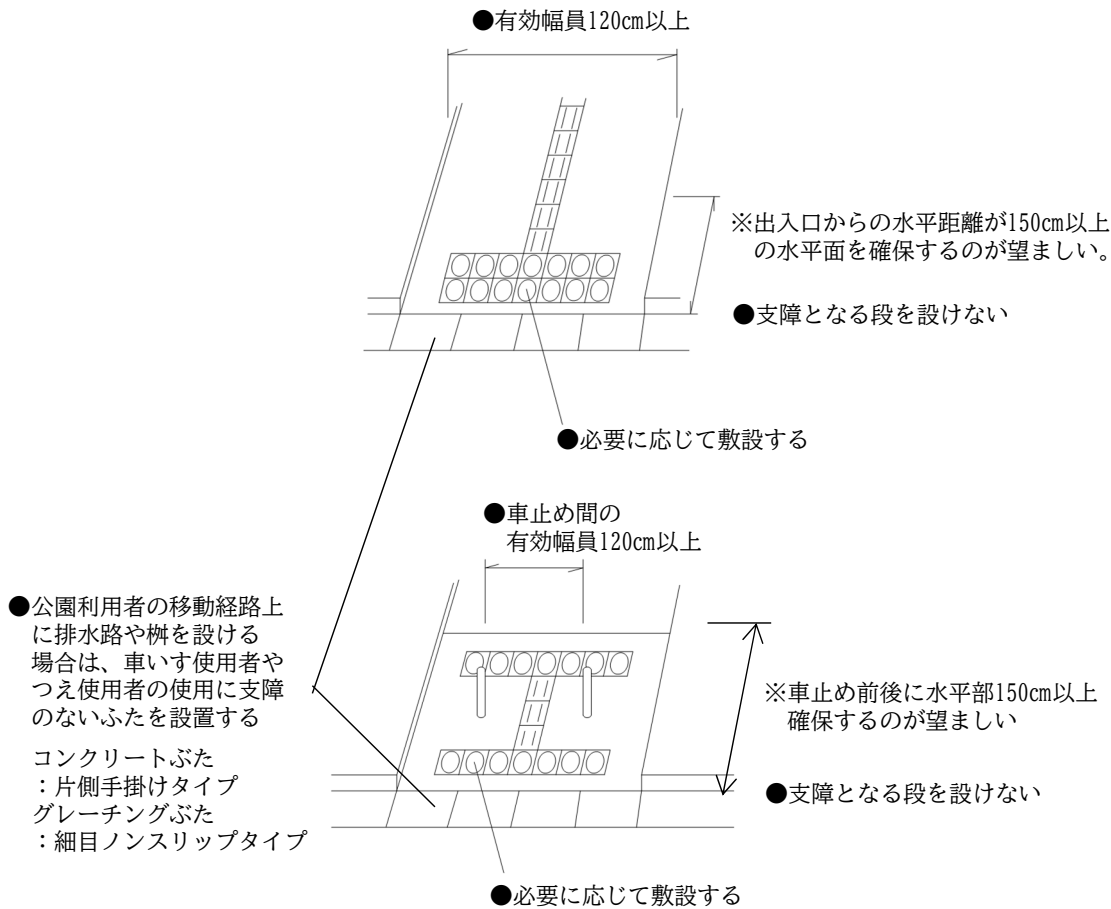
※上記経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。

※原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とするのが望ましいです。



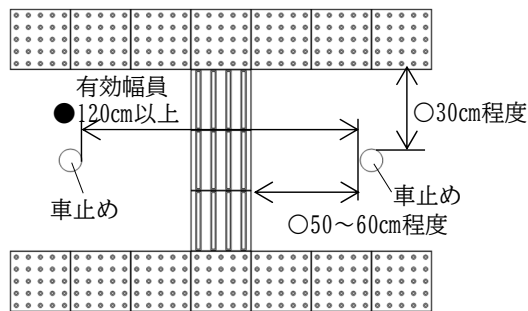
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

出入口の整備例



車止めと視覚障がい者誘導用ブロック

《車止め2本設置の例》

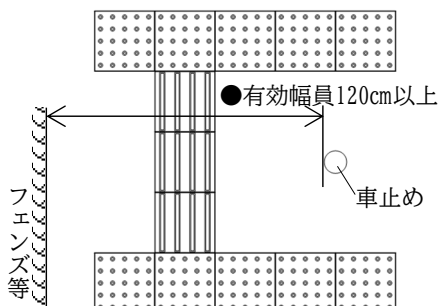


○車止めは、弱視の人や色覚に特性がある人が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とする

○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、JIS T 9251にあわせたものとします

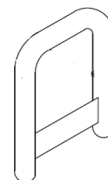
※車止めを設置する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置して、車止めに視覚障がい者が衝突しないよう配慮してください。
ただし、土面等構造上不可能なものは除き、車止めは人がぶつかってもよい材質としてください

《車止め1本設置の例》

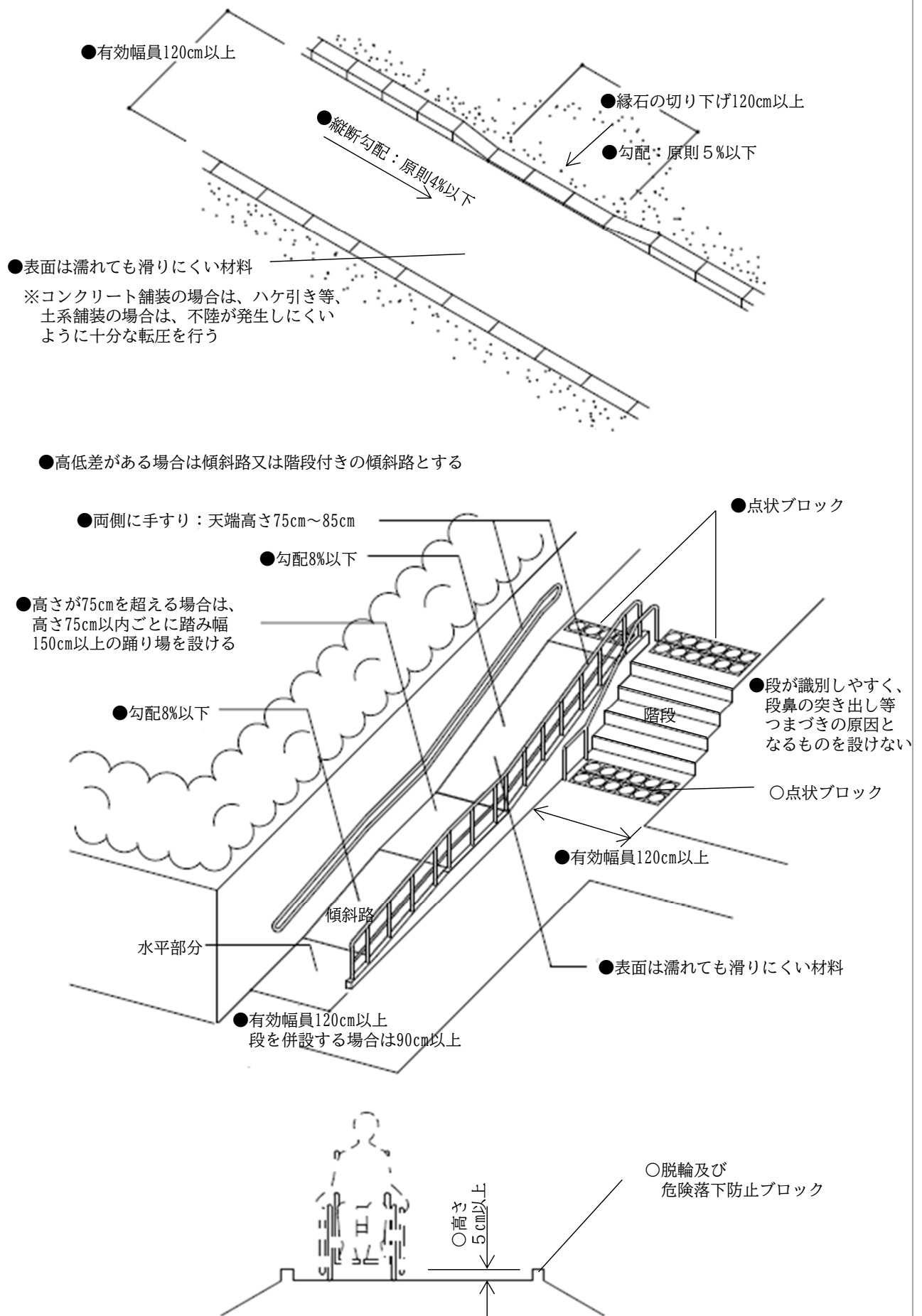


※車止め間の有効幅員は、必ず120cm以上確保してください。
付属品やピン等も張り出さないようにしてください

○逆U字タイプの車止めは、白杖が当たる部分を設けるなど、視覚障がい者に配慮した構造とする



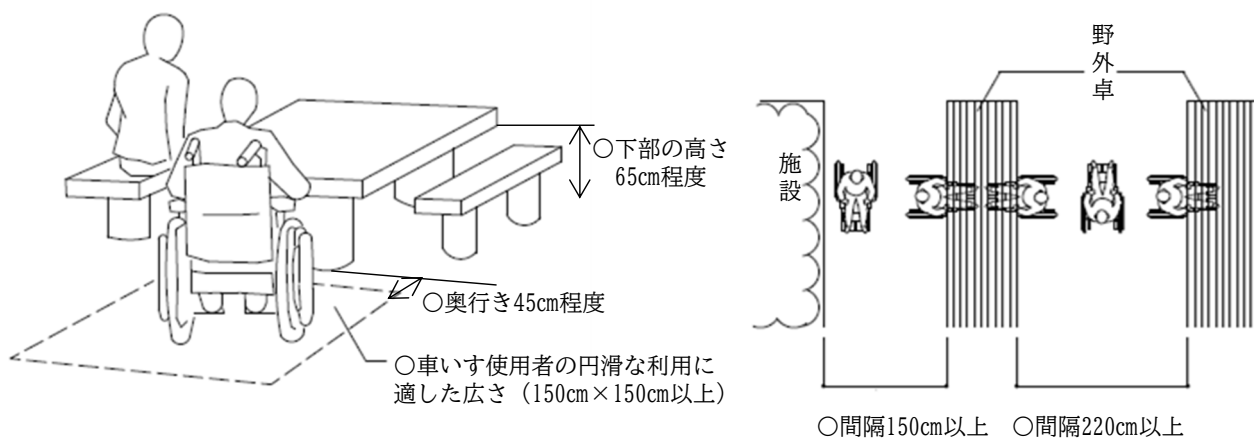
園路の考え方



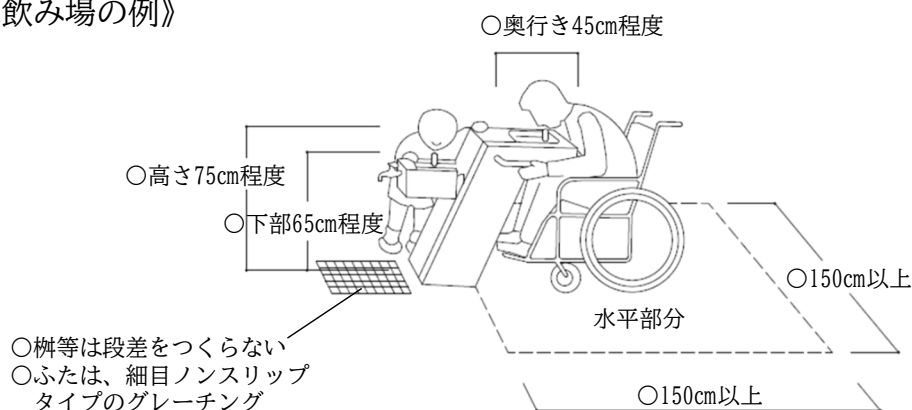
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

案内設備・附帯設備の整備例

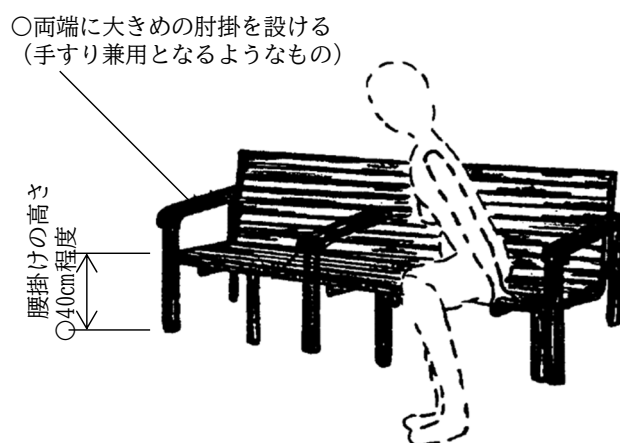
《野外卓の例》



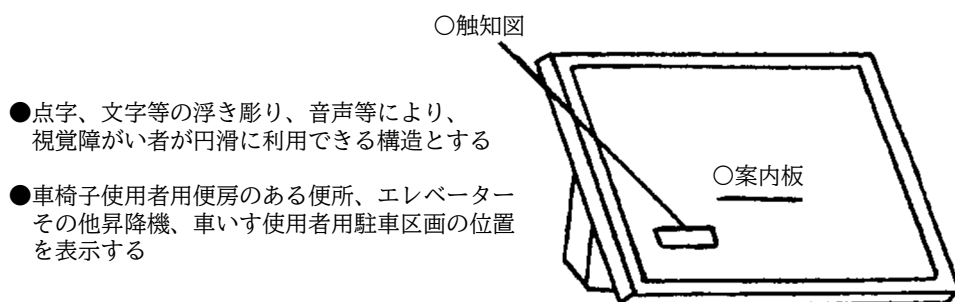
《水飲み場の例》



《ベンチの例》



《案内板の例》



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

3. 整備基準

1. 園路および広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
- (ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1以上は、120cm以上とすること。
- (ハ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設けること。

ロ 通路は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。
- (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (ニ) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- (ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。
- (ト) 歩車道がある場合は、第3の1に定める構造とすること。
- (チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

ハ 階段は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
- (ロ) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (ニ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (ホ) 第1の3のハからホまでに定める構造とすること。

1. 園路および広場 続き

ニ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

ホ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあっては90cm）以上とすること。

(ロ) 縦断勾配は、8%以下とすること。

(ハ) 横断勾配は、設けないこと。

(ニ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

(ホ) 両側に立ち上げ等を設けること。

(ハ) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。

(ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ヘ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。

ト 2から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。

2. 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。

3. 休憩所および管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - a 有効幅員は、80cm以上とすること。
 - b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ハ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。

4. 野外劇場および野外音楽堂

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。

イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。

ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びヘに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。
- (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。
- (ニ) 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- (ヘ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。
- (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。

ハ 収容定員が200以下の場合は、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

ニ 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。

- (イ) 幅は、90cm以上、奥行きは、120cm以上とすること。
- (ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。

ヘ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。

5. 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。
ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからニまでに定める構造）とすること。
- イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。
- ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
- ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
- ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

6. 便所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

ただし、ロに規定する第1の5の(3)中「1以上」とあるのは、「当該小便器が設けられた便所ごとに1以上」と読み替えるものとする。

- イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ロ 第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。
- ハ 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。

7. 水飲場および手洗場等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。

8. 掲示板および標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。

イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。

ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとすること。

(2) 1 から 7 までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。

イ 標識を設ける位置は、1 の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。

ロ 位置、高さ、文字の大きさ及び色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。

ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。

ニ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。

ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

第 3 部

条 例 ・ 施 行 規 則

- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則
- 別表第 1
- 別表第 2
 - 第 1 建築物に関する整備基準
 - 別表第 2 第 2 公共交通機関の施設に関する整備基準
 - 別表第 2 第 3 道路(県道の特定道路以外の道路)に関する整備基準
 - 別表第 2 第 4 道路(県道の特定道路)に関する整備基準
 - 別表第 2 第 5 公園(県営の特定公園施設以外の公園)に関する整備基準
 - 別表第 2 第 6 公園(県営の特定公園施設)に関する整備基準
- 別表第 3
- 第 1 号様式 適合証交付請求書
- 第 3 号様式 特定施設新築等(変更)協議申請書
- 第 4 号様式 特定施設工事完了届出書
- 第 5 号様式 身分証明書
- 第 6 号様式 特定施設新築等通知書
- 適合表：第 2 号様式(その 1) 建築物
- 適合表：第 2 号様式(その 2) 公共交通機関の施設
- 適合表：第 2 号様式(その 3) 道路(県道の特定道路以外の道路)
- 適合表：第 2 号様式(その 4) 道路(県道の特定道路)
- 適合表：第 2 号様式(その 5) 公園(県営の特定公園施設以外の公園)
- 適合表：第 2 号様式(その 6) 公園(県営の特定公園施設)

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 11 年 3 月 19 日

三重県条例第 2 号

改正	平成 12 年 7 月 13 日	三重県条例第 65 号
	平成 13 年 3 月 27 日	三重県条例第 47 号
	平成 15 年 3 月 17 日	三重県条例第 9 号
	平成 17 年 10 月 21 日	三重県条例第 67 号
	平成 19 年 3 月 20 日	三重県条例第 17 号
	平成 24 年 10 月 19 日	三重県条例第 56 号
	令和 3 年 12 月 27 日	三重県条例第 52 号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この号及び第 21 条において「法」という。）第 2 条第 10 号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第 2 条第 15 号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第 4 条 削除

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

(基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第9条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

（啓発及び情報の提供）

第10条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

（教育の充実等）

第11条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

（ボランティア活動等の促進）

第12条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

（安全な生活の確保）

第13条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

（人材の養成等）

第14条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

（福祉用具等に関する研究開発等）

第15条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

（情報の利用等）

第16条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第4章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

(整備基準)

第17条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第18条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第19条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

(維持保全)

第20条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設の実備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

（事前協議）

第21条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第17条第1項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第22条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第23条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

（勧告）

第24条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第21条第1項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第21条第1項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第21条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公表）

第25条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3節 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第27条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第28条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第29条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第30条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第21条から第26条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月13日三重県条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日三重県条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成15年3月17日三重県条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月20日三重県条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第25号の項及び第26号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成24年10月19日 三重県条例第56号）

（施行期日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日 三重県条例第52号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日
改正 三重県規則第 47 号	平成 29 年 4 月 18 日
改正 三重県規則第 9 号	令和元年 6 月 25 日
改正 三重県規則第 29 号	令和 3 年 2 月 19 日
改正 三重県規則第 137 号	令和 3 年 12 月 27 日
改正 三重県規則第 36 号	令和 7 年 4 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

(特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 2 条第 1 項第 11 号に規定する鉄道車両

(公共工作物)

第 5 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機

- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(整備基準)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付)

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に整備基準適合表(第2号様式)及び別表第3に定める書類(以下「適合表等」という。)を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議(以下「事前協議」という。)を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。

2 条例第19条第2項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(事前協議)

第9条 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

2 条例第21条第1項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用がない部分の変更
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの

(工事完了の届出)

第 11 条 条例第 22 条の規定による工事完了の届出は、特定施設工事完了届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

(公表する事項等)

第 12 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 勧告の対象となった特定施設の名称及び所在地

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第 25 条第 1 項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第 13 条 条例第 26 条第 3 項に規定する身分を示す証明書の様式は、第 5 号様式のとおりとする。

(国等とみなされる法人)

第 14 条 条例第 30 条第 1 項の規則で定める者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(国等の通知)

第 15 条 条例第 30 条第 1 項ただし書の規定による通知は、特定施設新築等通知書（第 6 号様式）に適合表等を添付して行うものとする。

(書類の提出部数)

第 16 条 条例及びこの規則の規定による申請書等については、第 9 条に規定する書類にあっては 2 部、その他の書類にあっては 1 部を提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 16 条までの規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 17 条に規定する整備基準は、改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則別表第 1 の 1 の表第 3 号の項中「供する施設」とあるのは、「供する施設、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた同法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新設又は改築については、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 1 の「10 客室」の項及び第 2 号様式（その 1）の改正規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号

に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条※の規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替については、第6条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)第17条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(次項及び第4項において「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第8条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(※補足 第2条とは、別表第1 1建築物 3社会福祉施設に「就労選択支援」を追加する改正を示します。)

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

公 共 的 施 設			特 定 施 設
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設	すべてのもの
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	すべてのもの
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4 商 業 施 設	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗	すべてのもの
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	左の施設の用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が100平方メートル以上のもの
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(4) 物品販売施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(6) サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの

8 教育施設	学校(専修学校を含む。)その他これらに類するもの	すべてのもの
9 各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
10 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
11 公衆浴場		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫(機械式駐車場を除く。)	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
13 公衆便所		すべてのもの
14 火葬場		すべてのもの
15 共同住宅等	共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
16 事務所	事務所その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
17 工場	工場その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
18 複合施設	4 から 7 までは掲げる施設のうち 2 以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	用途面積の合計が 500 平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特 定 施 設
鉄道駅、船舶の発着場及びバスターミナル等の施設で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの

3 道 路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
一般の道路(自動車のみの交通の用に供する道路は除く。)	歩道等を新設し、又は改築するもの

4 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

別表第2（第6条関係）
第1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【建築物】
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室（宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。 (3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口（以下「利用室等の各出入口」という。）に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1 以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障がい者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造）とすること。 イ 有効幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。 ロ こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。 ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 ニ 両側に立ち上げ等を設けること。 ホ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること（高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路を除く。）。 ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。 チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	(ロ) 高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分
3 階段（踊り場を含む。以下同じ。）	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（用途面積が 2,000 平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。 イ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。 ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。 ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。
4 昇降機	(1) 2 以上の階を有し、用途面積が 2,000 平方メートル以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターを設けること。 (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、次のロ及びニからワまでに定める構造）とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。 イ かごの幅は、140 センチメートル以上とすること。 ロ かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。 ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 ヘ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（チに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。 ル かご内の側面には、手すりを設けること。 ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
5 便 所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 14 条第 2 項の規定により同項の車椅子使用者用便所を便所に設ける場合は、当該すべての便所について、次に定める構造及び設備を有すること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L 字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便所とすることができる。 ロ 車椅子使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。 ハ 車椅子使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ 車椅子使用者用便所のある便所には、その出入口付近に当該便所が設置されていることを適切な方法で表示すること。 ホ 車椅子使用者用便所の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。 (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。 イ カウンター埋め込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、車椅子利用者用便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。 ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。 (5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000平方メートル以上のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）のある便房を1以上設けること。 ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。 ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。 (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 イ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。 ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

部 分	整 備 基 準 【建築物】
6 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 (2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとする。 (3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。 (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。 (5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 イ 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分 (6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。 イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	ロ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること（高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下又はこう配が 20 分の 1 以下の傾斜路を除く。）。 ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあつては、次のイからハまでに定める構造）とすること。ただし、令第 18 条第 1 項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設について次に定める構造とすること。この場合において、次のニからヘまでの規定の適用については、「車いす使用者用駐車区画」とあるのは「車椅子使用者用駐車施設」とする。 イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。 ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6 の(1)から(4)までに定める構造とすること。
8 浴室	用途面積が 1,000 平方メートル以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の浴室は、次に定める構造とすること。 イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 (ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。 ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

部分	整 備 基 準 【建築物】
9 更衣室又はシャワー室	用途面積が1,000平方メートル以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 （イ）有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 （ロ）戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 （ハ）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。 ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。
10 客 室	50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 （イ）有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 （ロ）戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 （ハ）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。 ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。 （イ）非常通報装置を設けること。 （ロ）8に定める構造とすること。 ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。 ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。
12 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1席を加えた席数（その席数が10席を超える場合は10席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。ただし、令第15条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分について、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。この場合において、次のロ及びハの規定の適用については、「車いす使用者用観覧席等」とあるのは「車椅子使用者用部分」とする。 イ 1席につき、幅90センチメートル以上、奥行135センチメートル以上とすること。

部分	整備基準【建築物】
	ロ 周囲より高い位置にある車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。 ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る１以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。
13 カウンター、記載台、公衆電話台等（以下「カウンター等」という。）	(1) カウンター等を設ける場合において、１以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。 (2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、１以上のカウンターを次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。
14 改札口	改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、１以上の改札口を次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。 ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。
15 避難設備（緊急時の設備）	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。 (2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。 (3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。 ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。 ハ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画又は令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示すること。 ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

別表第2（第6条関係）

第2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【公共交通機関】
1 障がい者、高齢者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）	(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。 (2) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のもの）をもってこれに代えることができる。 (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路((6)に定める構造のものに限る。)又はエレベーター((7)に定める構造のものに限る。)を利用することにより障がい者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。 (4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 (5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
	の末端付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間 50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。 ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 （イ） 有効幅員は、90 センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 （ロ） 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。 ニ 照明設備が設けられていること。 （6） 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、120 センチメートル（段を併設する場合にあっては、90 センチメートル）以上とすること。 ロ こう配は、12 分の 1（高さが 16 センチメートル以下の場合にあっては、8 分の 1）を超えないこと。 ハ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。 （7） 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 イ かごの幅は、内のりを 140 センチメートル以上とし、奥行きは 135 センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 ロ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 ハ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ヘ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ホに規定する制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。 チ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。 リ かご内の側面には、手すりを設けること。 ヌ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。 ヲ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。 イ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にあること。 ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。 ホ くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。 ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 ト 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。

部 分	整 備 基 準 【公共交通機関】
2 通 路	通路は、次に定める構造とすること。 イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ロ 段を設ける場合において、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
3 傾斜路	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。 ニ 両側に立ち上げ等を設けること。
4 エスカレーター	エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
5 階 段	階段は、次に定める構造とすること。 イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 ハ 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。 ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ト 照明設備が設けられていること。
6 視覚障がい者誘導用ブロック等	(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）をいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをい

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
	う。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置を設けること。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する２以上の設備がある場合であって、当該２以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該２以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) (1)の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と 1 の(7)のへに規定する乗降ロビーに設ける制御装置、7 の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。 (4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
7 案内設備	(1) 公共車両等の運行に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) (2)に定める標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものでなければならない。 (4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(1 の(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。
8 便 所	便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 イ 便所の出入口付近には、男女用の区別（当該区別がある場合に限る。）及び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。 ロ 第 1 の 5 の(1)（同号イただし書を除く。）から(4)までに定める構造とすること。

部分	整 備 基 準 【公共交通機関】
	ハ 1の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。 ニ 一日の平均乗降客が5,000人以上の公共交通機関の施設については、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (イ) 乳幼児いす等のある便房を1以上設けること。 (ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。 (ハ) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。 ホ 次に定める設備を有する便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (イ) オストメイトのための汚物流しを設けた洗浄設備を設けること（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは簡易洗浄装置とすることができる。）。 (ロ) (イ)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。 イ 移動円滑化経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうちそれぞれ1以上は、1の(5)に定める構造とすること。 ロ 出入口を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (ロ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 1 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 2 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ハ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

部分	整備基準【公共交通機関】
	ニ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。
10 券売機	乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。
11 休憩施設	障がい者、高齢者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
12 改札口	(1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、そのうち 1 以上の改札口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示すること。
13 乗降場	(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。 イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。 ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を 1 以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ニ 排水のための横断こう配は、1 パーセントを標準とすること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ホ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）その他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること（発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。）。

部分	整備基準 【公共交通機関】
	ト プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 リ 照明設備が設けられていること。 ヌ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。 (2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。 イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。 ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。 (3) 旅客船ターミナルにおいて旅客船に乗降するためのタラップその他の設備を設置する場合は、次に定める構造とすること。 イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。 ロ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 ハ 高さ 80センチメートル程度の手すりを設けること。 ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ホ 視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けること。

別表第2（第6条関係）

第3 道路（第4の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路以外】
1 歩 道	歩道は、原則として、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、原則として 200 センチメートル以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。 ロ 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5センチメートルを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15センチメートルを標準とする。 ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。 ニ 横断こう配は、2 パーセント以下とすること。 ホ 縦断こう配は、5 パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。 ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2 センチメートル以下とすること。 ト ヘの段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。 チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 リ 切り下げ部へのすりつけこう配は、5 パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。 ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 横断歩道橋の有効幅員は、200 センチメートル以上とすること。ただし、地下横断歩道については、300 センチメートル以上とすること。 ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること（昇降装置等の施設を設置する場合は除く。）。 ハ 階段又は傾斜路付きの階段（以下「階段等」という。）の高さが 300 センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。 ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。
3 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。 イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。 ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。 ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該立体横断施設の通路、歩道及び踊り場に敷設すること。 (2) 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。

別表第2（第6条関係）

第4 道路（県道の特定道路に限る。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
1 歩道等	(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。 (2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。 イ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。 ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。 (3) 舗装は、次に定める構造とすること。 イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 (4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。 イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1パーセント以下であること。ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。 イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 ロ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。 (6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。 イ 高さは、原則として、5センチメートルを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。 ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。 (7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートル以下とすること。 ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。 (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200 センチメートル以上とすること。 (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。
2 立体横断施設	(1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。 (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 イ かごの内り幅は、150 センチメートル以上とし、内り奥行きは、150 センチメートル以上とすること。 ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内り幅は 140 センチメートル以上とし、内り奥行きは 135 センチメートル以上とすること。 ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は 90 センチメートル以上とし、ロに定める構造のエレベーターの場合は 80 センチメートル以上とすること。 ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。 ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。 ヘ かご内の側面には、手すりを設けること。 ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。 チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ヌに定める制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。 ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ 150 センチメートル以上とすること。

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100センチメートル以上とすることができる。 ロ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ハ 横断勾配は、設けないこと。 ニ 二段式の手すりを両側に設けること。 ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。 チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 ヌ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。 イ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。 ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。 ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。 ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。 ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。 ト 踏み段の有効幅員は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。 (5) 通路は、次に定める構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	イ 有効幅員は、200 センチメートル以上（地下横断歩道にあっては、300 センチメートル以上）とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。 ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。 ハ 二段式の手すりを両側に設けること。 ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 ヘ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (6) 階段は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、150 センチメートル以上とすること。 ロ 二段式の手すりを両側に設けること。 ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 ヘ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250 センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 リ 階段の高さが 300 センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。 ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120 センチメートル以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。
3 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15 センチメートルを標準とすること。 (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
4 自動車駐車場	(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 (3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車いす使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。 ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。 ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 (4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 イ 有効幅員は、90 センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口の有効幅員は 120 センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を 120 センチメートル以上とする歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1 以上の通路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、200 センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。 (6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。 イ 当該エレベーターのうち、1 以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。 ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2 の(2)のイからニまでに定める構造とすること。 ハ イのエレベーターは、2 の(2)に定める構造とすること。 (7) 傾斜路は、2 の(3)に定める構造とすること。 (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2 の(6)に定める構造とすること。

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	(9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。 (10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。 イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。 ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。 ニ 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれの1以上）の便所は、次に定める構造とすること。 (イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。 (ロ) 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備を設けること。 ホ 第1の5の(1)に定める便所にあつては、第1の5の(4)に定める基準に適合させるものとし、それ以外の便所にあつては、第1の5の(2)及び(4)に定める基準に適合させるものとする。
5 移動等円滑化のために必要なその他の施設	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。 (2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。 (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。 (4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。 (5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。 (6) 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。 (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

別表第2（第6条関係）

第5 公園等（第6の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
1 園 路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。 イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 ロ 通路は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 (ハ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (ニ) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。 (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ハ 階段は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。 (ハ) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。 ニ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。 (ロ) 勾配は、8パーセント以下とすること。 (ハ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (ニ) 両側に立ち上げ等を設けること。 (ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。 (ハ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 (ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 a 勾配が5パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分 b 高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が8パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分 c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
2 便 所	便所を設ける場合は、第 1 の 5 の(1)から(4)までに定める構造とすること。
3 駐車場	駐車場を設ける場合において、1 以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造）とすること。 イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。 ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。
4 標 識	標識を設ける場合は、第 1 の 16 に定める構造とすること。
5 附帯設備	ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

別表第2（第6条関係）

第6 公園等（県営の都市公園に限る。）に関する整備基準

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1以上は、120センチメートル以上とすること。 (ハ) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 ロ 通路は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。 (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (ニ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (ホ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。 (ト) 歩車道がある場合は、第3の1に定める構造とすること。 (チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。 ハ 階段は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (ニ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (ホ) 第1の3のハからホまでに定める構造とすること。 ニ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であ

部分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設】
	って高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 ホ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。 （イ）有効幅員は、120 センチメートル（階段又は段を併設する場合にあっては、90 センチメートル）以上とすること。 （ロ）縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。 （ハ）横断勾配は、設けないこと。 （ニ）高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。 （ホ）両側に立ち上げ等を設けること。 （ハ）両側に高さが 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。 （ト）表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ヘ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。 ト 2 から 7 までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続すること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 （イ）有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 （ロ）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。
3 休憩所及び管理事務所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち 1 以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。 イ 出入口は、次に定める構造とすること。 （イ）有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 （ロ）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 （ハ）戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 a 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。
4 野外劇場及び野外音楽堂	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。 イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。 ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びヘに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。 (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。 (ニ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (ホ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとすること。 (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。 ハ 収容定員が200以下の場合は、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 ニ 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。 (イ) 幅は、90センチメートル以上、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。 ヘ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち１以上は、６のイからハまでに定める構造とすること。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち１以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合には当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の場合は、次のイからニまでに定める構造）とすること。 イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。 ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。 ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。
6 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、ロに規定する第 1 の 5 の (3) 中「1 以上」とあるのは「当該小便器が設けられた便所ごとに 1 以上」と読み替えるものとする。 イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。 ロ 第 1 の 5 の (1) から (4) までに定める構造とすること。 ハ 第 1 の 5 の (6) のイ及びロに定める設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）を設けること。
7 水飲場及び手洗場等	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。
8 掲示板及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。 イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。 ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	(2) 1 から 7 までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち 1 以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ 標識を設ける位置は、1 の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。 ロ 位置、高さ、文字の大きさ色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。 ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。 ニ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画及び令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、車椅子使用者用便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する公共用通路の位置並びに公共交通機関の施設及び出入口の位置
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、車椅子使用者用便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、公園等の境界線、土地の高低、公園等内の施設の用途、位置及び出入口、園路、階段及び傾斜路並びに駐車場（車いす使用者用駐車区画）その他の主要な部分の位置、寸法及び仕様、公園等に接する道路の位置及び幅員並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
共通	その他整備基準に係る整備計画を明示した図書	

第1号様式（第7条関係）

適合証交付請求書

年 月 日

三重県知事宛て

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を受けたいので請求します。

施設の名 称					
施設の所在地					
施設の主要用途					
新築等の種類		新築・新設・増築・改築・用途の変更 大規模の修繕・大規模の模様替・その他 ()			
工事完了年月日		年 月 日			
施設の概要	建築物又は公共交通機関の施設	請求部分の延べ面積	m ²	請求部分外の延べ面積	m ²
		階 数	階	構 造	造
	道路又は公園等の規模等	道路 延長距離 m 全幅員 m 公園等 面積 m ²			
事前協議書・通知書		あ り (年 月 日) な し			
設計者の住所及び氏名		() 建築士 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()			
工事施工者の住所及び氏名		建設業登録 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()			
施設名公表の可否		障がい者、高齢者等が利用できる施設としてデータベースへ入力し、施設名を公表することについて 同意する ・ 同意しない			
※ 受 付 欄					

備考 条例第21条第1項の規定による事前協議（変更協議）又は条例第30条第1項ただし書の規定による通知を行った特定施設を除く公共的施設にあっては、適合表等を添付してください。

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号 () FAX番号 ()

特定施設新築等（変更）協議申請書

年 月 日

三重県知事宛て

住 所
申 請 者 氏 名
〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して（変更）協議申請します。

施 設 の 名 称							
施設の所在地							
施設の主要用途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建機 築関 物の 施設 又は 公共 交通	敷地 面積	m ²		申 請 棟 数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数 地上 地下	階 階
		合 計	(m ²)	(m ²)	(m ²)	構 造	造
道 路 園 等 は	道路 延長距離	m	全幅員	m			
	公園等 面積	m ²					
工事予定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設 計 者 の 住所及び氏名		()建築士		大臣・知事	登録 第	号	
				電話番号	()		
工事施工者の 住所及び氏名		建設業登録		大臣・知事	登録 第	号	
				電話番号	()		
※ 受 付 欄							

備 考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

特定施設工事完了届出書

年 月 日

三重県知事宛て

申請者 住所
氏名
〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並び代表者の氏名 〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称												
施設 の 所 在 地												
施設の主要用途												
協議等結果通知書 番号及び年月日	(当初)	第	年	月	号	日	(変更)	第	年	月	号	日
建 築 確 認 通 知 年月日及び番号	年			月			日			第 号		
工事完了年月日	年			月			日					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	()建築士			大臣・知事			登録 第			号		
				電話番号			()					
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	建設業登録			大臣・知事			登録 第			号		
				電話番号			()					
事前協議又は変更 協議における結果 通知書の指導及び 助言項目の対応に ついて												
※ 受 付 欄												

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

（表 面）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 名	
職名・氏名	
上記の者は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例第26条第2項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
三重県知事	印

（裏 面）

三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査）
第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（用紙の大きさ 縦5.5 cm 横9 cm）

第6号様式（第15条関係）

特 定 施 設 新 築 等 通 知 書

年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
申 請 者
氏 名

〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第30条第1項ただし書の規定により、次のとおり関係書類を添えて通知します。

施 設 の 名 称							
施 設 の 所 在 地							
施 設 の 主 要 用 途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建 築 機 関 物 又 は 公 共 交 通 の 施 設	敷地面積	m ²		申請棟数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数 地上 地下 構 造	階 階 造
			(m ²)	(m ²)	(m ²)		
	道 路 公 園 等 又 は	道路 延長距離 m 公園等 面積 m ²	全幅員 m				
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		()建築士 大臣・知事		登録 第 号		電話番号 ()	
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事		登録 第 号		電話番号 ()	
※ 受 付 欄							

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備基準適合表（建築物）

施設の用途					
整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる1以上の出 入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(2) 駐車場出入口 （駐車場へ通ず る1以上の出入 口の構造） ※(1)の建物出入 口と駐車場出入 口が同じ場合は、 記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(3) 利用室出入口 （利用室の1以 上の出入口の構 造）	イ 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(4) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否	
(2) 段を設ける場 合の段の構造（3 に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等 の設置		(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色 の明度、色相又は彩度の差が大きいこ とにより段が識別しやすく、かつ、段鼻 の突き出しその他のつまづきの原因 となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊 り場の部分に点状ブロック等の敷設		(講じた措置)	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から車椅子使用者用便所を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適 否	
	ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。		(講じた措置)	適 否	
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障がい者を誘導できる場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ こう配 1/12(高さ16 cm以下の場合、1/8)を超えない構造		(こう配)	適 否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ16 cm以下、かつ、こう配 1/12以下の傾斜路を除く。)		(講じた措置)	適 否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造		(講じた措置)	適 否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16 cm以下、かつ、こう配 1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分		(講じた措置)	適 否	

3 階 段 (教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
4 昇 降 機 (エレベーター)					
(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置			(設置数)	基 適否	
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、ロ及びニからワまでに定める構造)	主な廊下等に近接して設置		(位置)	適否	
	イ かごの幅140cm以上		(有効寸法) cm	適否	
	ロ かごの奥行き135cm以上		(有効寸法) cm	適否	
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状		(講じた措置)	適否	
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		(講じた措置)	適否	
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		(講じた措置)	適否	
	ヘ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員80cm以上		(有効寸法) cm	適否	
	チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		(高さ) cm	適否	
	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)		(表示方法)	適否	
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ150cm以上		(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ル かご内の側面に手すりの設置		(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置		(形状) (下端の高さ) cm	適否	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置)	適否	

5 便 所					
(1) 車椅子使用者用便房 (用途面積 300 m ² 未満の公共施設(公衆便所を除く。)は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置 ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第14条第2項の規定により同項の車椅子使用者用便房を便所に設ける場合は、当該すべての便所について、次に定める構造及び設備を有すること。		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。)		(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方 cm	適 否	
	イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー		(設置設備)	適 否	
	ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造		(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
	(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適 否	

(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器を 1 以上設置		(設置数) (便器形式)	適 否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、車椅子利用者用便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適 否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適 否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等（用途面積 2,000 m ² 以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所）	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置		(設置数)	適 否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	ロ 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が 2,000 m ² 以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができ。）を設置		(設置設備)	適 否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台		(設置設備等)		

6 敷地内の通路				
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
(2) 段を設ける場合の段の構造(3のイからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適 否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適 否	
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		(講じた措置)	適 否	
(4)-1 建物出入口から道等に至る 1 以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適 否	
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る 1 以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適 否	
	ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る 1 以上の敷地内の通路（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）	イ 用途面積が 2,000 m ² 以上の公共的施設には、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適 否	

(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2 の(5)のイからニまで及びへに定める構造	(イ) 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否		
		(ロ) こう配 1／12(高さ 16 cm以下の場合、1／8)を超えない構造	(こう配)	適 否		
		(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm	適 否		
			(踏幅) cm			
		(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否		
		(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否		
		ロ 高さ 80 cm程度の手すりの設置（高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1／12 以下又はこう配 1／20 以下の傾斜路を除く。）	(講じた措置)	適 否		
		ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適 否		
		7 駐 車 場				
		(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	の公共的施設に三十台未満の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適 否
イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)			適 否		
ロ 区画幅員 350 cm以上	(1 区画幅員) cm			適 否		
ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)			適 否		
二千平方メートル以上の公共的施設又は三十台以上の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置 ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 1 項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設		(設置数) 区画	適 否		
	イ 建物出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適 否		
	ロ 区画幅員 350 cm以上		(1 区画幅員) cm	適 否		
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造		(講じた措置)	適 否		
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(標示方法) (高さ) cm	適 否		
	ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置		(標示方法) (高さ) cm	適 否		
	ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)			

(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ	段を設ける場合の段の構造			
		(イ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
		(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
		(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
		(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ハ	通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ	有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ホ	車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ	戸を設ける場合の戸の構造			
		(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ト	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	チ	傾斜路及びその踊り場の構造			
		(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合は 1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
		(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
		(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
		(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		(ハ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
		(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否	
	リ	必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		

8 浴室 用途面積 1,000 m ² 以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場	浴室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
9 更衣室又はシャワー室 用途面積 1,000 m ² 以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
10 客室 50 室以上の客室を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設置		(設置数) 室	適否	
	イ 客室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 室内の便所の構造				
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの）の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置（設置設備） ①腰掛け便座 ②手すり（L字型手すり及び可動式手すり） ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー		(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適否	

	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止		(有効幅員) cm	適 否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	ハ 室内の浴室の構造				
	(イ) 非常通報装置の設置		(講じた措置)	適 否	
	(ロ) 8に定める構造				
	① 脱衣室及び浴室の出入口				
	有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否	
	車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適 否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	③ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適 否	
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適 否	
	ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保		(室内面積) m ²	適 否	
	ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置		(設置数) (型式)	適 否	
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示		(設置場所) (設置設備)		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が 100 席以上 400 席以下の場合 (2 席以上) (ハ)に該当の場合は記入不要 (ロ) 観覧席等が 400 席を超える場合 (2 席以上 10 席) (ハ)に該当の場合は記入不要 (ハ) 令第 15 条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分 ロ 幅 90 cm 以上、奥行き 135 cm 以上 (1 席当たり) ハ 周囲より高い位置にある観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置 ニ 車いす使用者が円滑に到達できる 1 以上の経路の確保 (イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路		 (設置数) 席 (設置数) 席 (設置数) 席 (幅) cm (奥行き) cm (講じた措置) (講じた措置)	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	

	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路	(講じた措置)	適否	
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置	(設置箇所)	適否	
	イ カウンター等の高さ	(高さ) cm	適否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)	(床面からの高さ) cm (奥行き) cm	適否	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造	(設置箇所)	適否	
	イ 有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
14 改札口 入場券等の検査又は取集めを行う場所	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	(設置数)	適否	
	イ 有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設	(講じた措置)	適否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止	(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	(講じた措置)	適否	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造	(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	(講じた措置)	適否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障がい者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ハ 車椅子使用者用便所のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画又は令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示	(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示	(講じた措置)		

第2号様式（その2）（第7条関係）
整備基準適合表（公共交通機関の施設）

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※ 判定欄
1 移動円滑化経路					
(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置			(講じた措置)	適否	
(2) (3) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター（構造上傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター（構造上エスカレーターを設置することが困難な場合は、その他の車いす使用者が円滑に利用できる構造の昇降機））の設置。ただし、公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に定める構造のもの）又はエレベーター（(7)に定める構造のもの）を利用することにより公共交通機関の施設の営業時間内に常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合は、この限りでない。			(講じた措置)	適否	
(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口	イ 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
(5) 移動円滑化経路を構成する通路	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否	
	イ 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m以内ごとに設けるときは、120 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合の当該戸の構造				
	(イ) 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。		(段差処理)	適否	
(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路	ニ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否	
	イ 有効幅員 120 cm以上（段併設の場合は、90 cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12（高さ 16 cm以下の場合は、1/8）を超えない構造		(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) (踏幅) cm cm	適否	

(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーター	イ かごの幅 140 cm以上、奥行き 135 cm以上。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）は、この限りでない。	(幅有効寸法) cm	適 否	
	ロ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(奥行き有効寸法) cm	適 否	
	ハ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適 否	
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上	(講じた措置)	適 否	
	ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	(有効寸法) cm	適 否	
	ヘ かご内及び乗降ロビーの制御装置（ホを除く。）は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造（点字表示等）	(高さ) cm	適 否	
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能	(表示方法)	適 否	
	チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上	(講じた措置)	適 否	
	リ かご内の側面に手すりの設置	(幅) (奥行き) cm	適 否	
	ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター	イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造	(講じた措置)	適 否	
	ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を表示。ただし、上り又は下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	

		ト 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
		チ 踏み段の面は、車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする ことができ、かつ、車止めのある構造		(講じた措置)	適 否	
2 通 路	イ	表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ロ	段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適 否	
3 傾 斜 路 (階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	イ	両側に高さ 80 cm 程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ロ	表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ハ	傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造		(講じた措置)	適 否	
	ニ	両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
4 エスカレーター		エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設置		(講じた措置)	適 否	
5 階 段	イ	両側に高さ 80 cm 程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ロ	手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の設置		(講じた措置)	適 否	
	ハ	回り段の禁止。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ニ	表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ホ	側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	ヘ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適 否	
	ト	照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適 否	

6 視覚障がい者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロック（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）の敷設又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置の設置。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合で、設備間の誘導が適切に実施される通路等の部分は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(2) (1)に規定する通路とエレベーターの乗降口ビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックの敷設		(講じた措置)	適 否	
	(4) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		(敷設しない箇所)	適 否	
7 案内設備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近に当該施設があることを表示する標識の設置		(講じた措置)	適 否	
	(3) (2)に定める標識は日本産業規格 Z8210 に適合すること。		(講じた措置)	適 否	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口付近に(2)に規定する移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置。ただし、設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置		(講じた措置)	適 否	

8 便 所				
イ 便所の出入口付近に男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及び構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置			(講じた措置)	適 否
ロー1 車椅子使用者用便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー		(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適 否
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止		(有効幅員) cm (段差処理)	適 否
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適 否
	(ニ) 出入口付近に車椅子使用者用便房が設置されている旨の表示		(表示方法)	適 否
	(ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造		(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否
ロー2 一般便所	便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロー1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用	適 否
ロー3 男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適 否
ロー4 便所内の洗面器の構造	(イ) カウンター埋込み式又は手すりを設置。ただし、車椅子使用者用便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適 否
	(ロ) レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適 否

ハ	1の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路のうち1以上の構造	(イ) 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m以内ごとに設けるときは、120 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造			
		① 有効幅員90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
		(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
		① 傾斜路の有効幅員は 120cm 以上（段併設の場合は、90cm 以上）	(有効幅員) cm	適 否	
		② 傾斜路のこう配は1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）を超えないこと。	(こう配)	適 否	
		③ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。	(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
		(二) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適 否	
	ニ 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド (1日の平均乗降客が、5,000人以上の施設)	便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の区別がある場合は、それぞれ 1 以上）設置	(設置数)	適 否	
		(イ) 乳幼児いす等のある便房を 1 以上設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
		(ロ) 乳幼児ベッド等を 1 以上設置。 ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
		(ハ) 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	
	ホ オストメイト対応の設備	次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
		(イ) 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができ。）を設置	(設置設備)	適 否	
		(ロ) 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	
		(ハ) 設置されることが望ましい設備等 ①温水シャワー付き水栓器具 ②手荷物棚 ③衣服を掛けるためのフック ④大きめの汚物入れ ⑤姿見用鏡 ⑥ペーパーホルダー ⑦石けん水入れ ⑧チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)		

9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造	(設置数)	適 否	
	イ 移動円滑化経路と当該設備との間の1以上の通路は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員 140 cm以上（構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50m 以内ごとに設けるときは、120 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	① 有効幅員 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）	(有効幅員) cm	適 否	
	② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
	(ニ) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	a 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	b 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
10 券 売 機	ハ カウンターを設ける場合は、1以上を車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンター前に出て対応できる場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
	ニ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示	(講じた措置)	適 否	
	券売機を設ける場合は、1以上を障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造。ただし、販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	

11 休憩施設	障がい者、高齢者等の休憩の用に供する施設を1以上設置。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
12 改札口	(1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、1以上の改札口の有効幅員80cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示		(表示方法)	適否	
13 乗降場					
(1) 鉄道駅のプラットフォーム	イ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)		(講じた措置)	適否	
	ロ プラットホームと鉄道車両の乗降口床面とは、できる限り平らとすること。		(講じた措置)	適否	
	ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	ニ 排水のための横断こう配は、1%を標準とすること。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(横断こう配) %	適否	
	ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック(日本産業規格T9251に適合するものに限る。)等視障がい者の転落防止設備の設置(発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。)		(講じた措置)	適否	
	ト プラットホームの線路側以外の端部に転落防止さくの設置。ただし、階段を設けた場合等旅客の転落のおそれがない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	リ 照明設備が設けられていること。		(講じた措置)	適否	

		ヌ 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットホーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
(2) バスターミナルの乗降場	イ	表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ロ	乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分にさく、点状ブロック等視覚障がい者の進入を防止する設備の設置		(講じた措置)	適 否	
	ハ	車いす使用者が円滑に乗降できる構造		(講じた措置)	適 否	
(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備	イ	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ロ	有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ハ	高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適 否	
	ニ	表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ホ	視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所に転落を防止するためのさく、点状ブロック等の設備の設置		(講じた措置)	適 否	

第2号様式（その3）（第7条関係）

整備基準適合表（道路（別表第2第4の基準の適用を受けるものを除く。））

整備 部 目	整備 基 準	記載図面の 名称及び番号	整備 内 容	適 合 状 況	※ 判 定 欄	
1 歩 道	イ 有効幅員 200 cm以上（トンネル、橋りょう部を除く。）		(有効幅員) cm	適 否		
	ロ 歩道の車道等に対する高さは 5cm を標準（停留所部分 15cm を標準）		(歩道の高さ) cm	適 否		
	ハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置		(講じた措置)	適 否		
	ニ 横断勾配 2%以下		(横断勾配) %	適 否		
	ホ 縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		(縦断勾配) %	適 否		
	ヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2 cm以下		(段差処理)	適 否		
	ト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）		(講じた措置)	適 否		
	チ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否		
	リ 切下げ部へのすりつけ勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		(すりつけ勾配) %	適 否		
	ヌ 歩道内に設ける排水溝等につえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置		(講じた措置)	適 否		
	ル 用視覚障がい者誘導ブロック等		(イ) 視覚障がい者の多い歩道、駅等と施設の間には必要に応じ設置	(講じた箇所)	適 否	
			(ロ) 横断歩道の直前・直後に設置	(講じた箇所)	適 否	
			(ハ) 色彩は、原則黄色	(ブロック等) 色 (周囲の床材) 色	適 否	
2 立体横断施設	イ 有効幅員 200cm 以上（地下横断歩道 300cm 以上）		(有効幅員) cm	適 否		
	ロ 傾斜路又は傾斜路付き階段の設置（昇降装置等を設置する場合を除く。）		(講じた措置)	適 否		
	ハ 階段等の高さ 300cm を超える場合、その途中に踊り場を設置		(講じた措置)	適 否		
	ニ 階段の踏面・路面の表面は、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否		
	ホ 階段等及びその踊り場には手すりを両側に設置		(両側手すり) 有・無	適 否		
	ヘ 導用視覚障がい者誘導ブロック等		(イ) 階段等の上下端に近接する通路、歩道、階段踊り場に設置	(講じた箇所)	適 否	
			(ロ) 色彩は、原則黄色	(ブロック等) 色 (周囲の床材) 色	適 否	

第2号様式（その4）（第7条関係）
整備基準適合表（道路（県道の特定道路に限る。））

整備部 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 歩道等					
(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設置			(歩道の有無) 有・無	適否	
(2) 有効幅員	イ 有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた三重県が管理する県道の整備に関する条例の規定に準じ、次の値以上 (歩道) ・ 歩行者交通量の多いもの：3.5m ・ その他のもの：2.0m (自転車歩行者道) ・ 歩行者交通量の多いもの：4.0m ・ その他のもの：3.0m ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。		(有効幅員) cm ※道路の区分 (歩道等の区分) ☐ 歩道 ☐ 自転車歩行者道 (交通量) ☐ 歩行者交通量の多い道路 ☐ その他の道路 (高齢者、障がい者等の交通量) 多・普通・少	適否	
(3) 舗装の構造	イ 雨水を浸透させる構造（やむを得ない場合を除く。） ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ		(講じた措置) (仕上げ)	適否 適否	
(4) 勾配	イ 縦断勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ロ 横断勾配は1%以下（車両乗り入れ部を除く。また、やむを得ない場合は2%以下。） ハ すりつけ勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) % (横断勾配) % (すりつけ勾配) %	適否 適否 適否	
(5) 歩道等と車道等の分離	イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設置 ロ 歩道等の縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、歩道等の構造・交通・土地利用等を考慮 ハ 必要な場合、車道等の間に植樹帯、並木・柵を設置		(講じた措置) (講じた措置) (講じた措置)	適否 適否 適否	
(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ	イ 高さは原則として5cmを標準（交差点等に接続する歩道等の部分を除く。）（乗合自動車停留所・車両乗り入れ部の状況等を考慮）		(歩道等の高さ) cm	適否	
(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分	イ 縁端は車道等より高くし、段差は2cm以下 ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が転回できる構造		(段差) cm (講じた措置)	適否 適否	
(8) (2)にかかわらず、車両乗り入れ部のうち、(4)のロの勾配の基準を満たす部分の有効幅員は原則として200cm以上			(有効幅員) cm	適否	
(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設置			(講じた措置)	適否	

2 立体横断施設

(1) 高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な箇所に立体横断施設を設置		(立体横断施設) 有・無	適否	
(2) エレベーター 次に定める構造のエレベーターを設置 (昇降の高さが低い場合、やむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。)	イ かごの内り幅・内り奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ロ イにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせる装置があるものに限る。)は、内り幅140cm以上、内り奥行き135cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ハ 出入口の有効幅員は、イのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ニ かご内に鏡の設置(ロのエレベーターを除く。)	(鏡) 有・無	適否	
	ホ かご外からかご内が確認できる構造	(講じた措置)	適否	
	ヘ かご内の側面に手すりを設置	(手すり) 有・無	適否	
	ト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適否	
	チ かご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
	リ かご内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
	ヌ かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適	適否	
	ル かご内・乗降ロビーの制御装置(ヌの制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適否	
	ヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適否	
(3) 傾斜路	イ 有効幅員は200cm以上(やむを得ない場合は100cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
	ハ 横断勾配は、設けない。	(勾配の有無) 有・無	適否	
	ニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	ホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は識別が容易	(講じた措置)	適否	
	チ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否	

		リ 傾斜路下面と歩道等の路面との間 が250cm以下で、進入を防ぐため必要 な場合、柵等を設置		(講じた措置)	適否	
		ヌ 高さが75cmを超える傾斜路は、高 さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の 踊り場を設置		(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
(4) エスカレー ター	イ	上り専用のものと下り専用のもの をそれぞれ設置		(講じた措置) 専用・その他	適否	
	ロ	踏み段の表面及びくし板の仕上げ は、滑りにくい。		(仕上げ)	適否	
	ハ	昇降口において、3枚以上の踏み段 が同一平面上にある		(講じた措置)	適否	
	ニ	踏み段相互の境界の識別が容易		(講じた措置)	適否	
	ホ	くし板と踏み段との境界の識別が 容易		(講じた措置)	適否	
	ヘ	エスカレーターの上下端に近接す る歩道等の路面に進入の可否を表示		(表示の有無) 有・無	適否	
	ト	踏み段の有効幅員は100cm以上。歩 行者の交通量が少ない場合は60cm以 上		(有効幅員) cm	適否	
(5) 通路	イ	有効幅員は200cm以上(地下横断歩 道は300cm以上)とし、当該通路の高 齢者、障がい者等の通行の状況を考慮		(有効幅員) cm	適否	
	ロ	縦断・横断勾配は設けない(やむを 得ない場合又は路面の排水のため必 要な場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
	ハ	二段式の手すりを両側に設置		(設備の有無) 有・無	適否	
	ニ	手すりの端部に、通路の通ずる場所 を示す点字を設置		(点字) 有・無	適否	
	ホ	路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ		(仕上げ)	適否	
	ヘ	両側に立ち上げ・柵等を設置(側面 が壁面の場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
(6) 階段	イ	有効幅員は150cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ	二段式の手すりを両側に設置		(設備の有無) 有・無	適否	
	ハ	手すりの端部の付近には、階段の通 ずる場所を示す点字を設置		(点字) 有・無	適否	
	ニ	回り段を設けない(やむを得ない場 合を除く。)		(回り段) 有・無	適否	
	ホ	踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、 水はけの良い仕上げ		(仕上げ材)	適否	
	ヘ	両側に立ち上げ・柵等を設置(側面 が壁面の場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
	ト	段が識別しやすく、段鼻の突き出し 等つまずきの原因となるものがない。		(講じた措置)	適否	
	チ	階段下面と歩道等の路面との間が 250cm以下で、進入を防ぐため必要 な場合、柵等を設置		(講じた措置)	適否	
	リ	階段の高さが300cmを超える場合に は、その途中に踊り場を設置		(高さ) cm (踊り場) 有・無	適否	
	ヌ	踊り場の踏幅は、直階段の場合は 120cm以上、その他の場合は当該階段 の幅員の値以上		(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適否	

3 乗合自動車停留所					
(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは15cmを標準		(高さ) cm	適 否		
(2) ベンチ及びその上屋を設置（それらを代替する施設が既にある場合又はやむを得ない場合を除く。）		(講じた措置)	適 否		
4 自動車駐車場					
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置数	全駐車台数が200以下の場合は50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置	(全駐車台数) 台 (設置台数) 台	適 否		
(2) 車いす使用者用駐車区画	イ 車いす使用者用駐車区画は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否		
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適 否		
	ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(講じた措置)	適 否		
(3) 車いす使用者用停車施設 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける際には、車いす使用者用停車施設を設置（やむを得ない場合は除く。）	イ 車いす使用者用停車施設は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適 否		
	ロ 有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造	(幅員) cm (奥行き) cm (その他講じた措置)	適 否		
	ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示	(講じた措置)	適 否		
(4) 歩行者の出入口 次に定める構造とする。 (当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は除く。)	イ 有効幅員は90cm以上（駐車場外へ通ずる1以上の歩行者の出入口の有効幅員は120cm以上）	(幅員) cm (120cm以上の出入口数) 箇所	適 否		
	ロ 有効幅員120cm以上の歩行者出入口に戸を設ける場合、1以上は自動的に開閉し、その他は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置)	適 否		
	ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(支障となる段) 有 ・ 無	適 否		
(5) 通路 歩行者出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち1以上は、次に定める構造	イ 有効幅員は200cm以上	(有効幅員) cm	適 否		
	ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(支障となる段) 有 ・ 無	適 否		
	ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げ	(仕上げ)	適 否		
(6) エレベーター	車いす使用者用駐車区画が設けられている階に歩行者出入口がない場合、エレベーターを設置（やむを得ない場合は、エレベーターに代え傾斜路の設置でも可。）	(E Vの有無) 有 ・ 無 (その他講じた措置)	適 否		
	イ エレベーターのうち1以上は、歩行者出入口に近接して設置	(講じた措置)	適 否		

	ロ イ以外のエレベーター	2の(2)のイ かごの内り幅・内り奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
		2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内り幅140cm以上、内り奥行き135cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
		2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		2の(2)のニ かご内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無	適否	
	ハイに規定するエレベーター	2の(2)のイ かごの内り幅・内り奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
		2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内り幅140cm以上、内り奥行き135cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
		2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(出入口の有効幅員) cm	適否	
		2の(2)のニ かご内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無	適否	
		2の(2)のホ かご外からかご内が確認可能	(確認の可否) 可能・不可	適否	
		2の(2)のヘ かご内の側面に手すりを設置	(設備の有無) 有・無	適否	
		2の(2)のト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適否	
		2の(2)のチ かご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
		2の(2)のリ かご内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否	
		2の(2)のヌ かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適	適否	
		2の(2)のル かご内・乗降ロビーの制御装置(2の(2)のヌの制御装置を除く。)は視覚障がい者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適否	
		2の(2)のヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
		2の(2)のワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適否	

	(7) 傾斜路	2の(3)のイ 有効幅員は200cm以上(やむを得ない場合は100cm以上)		(有効幅員) cm	適否	
		2の(3)のロ 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)		(縦断勾配) %	適否	
		2の(3)のハ 横断勾配は設けない。		(勾配) 有・無	適否	
		2の(3)のニ 二段式の手すりを両側に設置		(設備の有無) 有・無	適否	
		2の(3)のホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置		(点字) 有・無	適否	
		2の(3)のヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ		(仕上げ)	適否	
		2の(3)のト 傾斜路の勾配部分の識別が容易		(講じた措置)	適否	
		2の(3)のチ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
		2の(3)のリ 傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置		(講じた措置)	適否	
		2の(3)のヌ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置		(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
	(8) 階段 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造	2の(6)のイ 有効幅員は、150cm以上		(有効幅員) cm	適否	
		2の(6)のロ 二段式の手すりを両側に設置		(設備の有無) 有・無	適否	
		2の(6)のハ 手すりの端部に、階段の通ずる場所を示す点字を設置		(点字) 有・無	適否	
		2の(6)のニ 回り段を設けない(やむを得ない場合を除く。)		(回り段) 有・無	適否	
		2の(6)のホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ		(仕上げ)	適否	
		2の(6)のヘ 階段の両側には立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
		2の(6)のト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。		(講じた措置)	適否	
		2の(6)のチ 階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置		(講じた措置)	適否	
		2の(6)のリ 階段の高さが300cmを超える場合は、その途中に踊り場を設置		(高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
		2の(6)のヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上		(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適否	
	(9) 屋外の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)の通路には、屋根を設置			(屋根) 有・無	適否	

(10) 車いす使用者用駐車区画を設ける際に便所を設ける場合の構造	イ 便所の出入口付近に、男女の区別・便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板等を設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げ		(仕上げ)	適否	
	ハ 男子用小便器は、両側手すりのある床置き・壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)等を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適否	
	ニ (イ)(ロ) 1以上(男女の区別があるときは各1以上)の便所は、別表第2第1の5の(1)のイからホまで、並びに、別表第2第1の5の(6)のイ・ロに定める構造				
	第1の5の(1)イホ	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否	
		イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)		
		ロー1 出入口の有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便所の表示	(表示) 有・無	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
		イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否	
	第1の5の(6)イ・ロ	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
	ホー1 車椅子使用者用便房のある一般の便所には、次の洗面器を設置(第1の5の(4))				
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内に設けられた洗面器は除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
	ホー2 車椅子使用者用便房のない便所は、次に定める構造(第1の5の(2)及び(4))				
	第1の5の(2)	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは各1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用	適否	
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	

5 移動等円滑化のために必要なその他の施設					
(1)(2) 案内標識	(1) 交差点、駅前広場等必要がある箇所に、高齢者、障がい者等が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設等及びエレベーター等の必要な施設の案内標識を設置		(案内標識) 有・無	適否	
	(2) 案内標識には、点字、音声等で視覚障がい者を案内する設備を設置		(視覚障がい者の案内設備) 有・無	適否	
(3)(4)(5) 視覚障がい者誘導用ブロック	(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、自動車駐車場の通路の必要な箇所に設置		(視覚障がい者誘導用ブロック) 有・無	適否	
	(4) 立体横断施設、自動車駐車場の階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する通路・踊り場に点状ブロックを設置		(点状ブロック) 有・無	適否	
	(5) 色彩は原則黄色		(ブロック) 色 (周囲の床材) 色	適否	
(6) 音声による案内設備	視覚障がい者のため、必要な箇所に音声により案内する設備を設置		(設備の有無) 有・無	適否	
(7) ベンチ及びその上屋	歩道等に適当な間隔でベンチ及びその上屋を設置（代替施設が既に存する場合、やむを得ない場合を除く。）		(ベンチ及びその上屋) 有・無	適否	
(8)(9) 照明設備	(8) 歩道等・立体横断施設に照明設備を連続して設置（夜間における路面の照度が十分に確保される場合を除く。）		(照明設備) 有・無	適否	
	(9) 乗合自動車停留所、自動車駐車場の必要な箇所に、照明設備を設置（夜間における路面の照度が十分な場合を除く。）		(照明設備) 有・無	適否	

第2号様式（その5）（第7条関係）

整備基準適合表（公園等（別表第2第6の基準の適用を受けるものを除く。））

整備部・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 園 路（主要な園路は次に定める構造）					
イ 出入口 道路又は駐車場 へ通ずる出入口の うち、それぞれ1 以上の出入口	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 車いす使用者に支障となる段の禁 止		(段差の有無) 有 ・ 無	適 否	
	(ハ) 必要に応じて、視覚障がい者誘導 用ブロック等の敷設		(講じた措置)	適 否	
ロ 通路	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	(ハ) 縦断勾配 4%以下(やむを得ない場 合は 8%以下)		(縦断勾配) %	適 否	
	(ニ) 歩車道のある通路は、別表第2第3の1のイからヌまでに定める構造				
	第3 の1 のイ ヌ	第3の1のイ 有効幅員 200cm 以上 (トンネル、橋りょう部を除く。)	(有効幅員) cm	適 否	
		第3の1のロ 歩道の車道等に対 する高さは 5cm を標準	(歩道の高さ) cm	適 否	
		第3の1のハ 歩道と車道等の境 界に縁石等を設置	(講じた措置)	適 否	
		第3の1のニ 横断勾配 2%以下	(横断勾配) %	適 否	
		第3の1のホ 縦断勾配 5%以下 (やむを得ない場合は 8%以下)	(縦断勾配) %	適 否	
		第3の1のヘ 交差点又は横断歩 道で車道等に接続する部分の歩 道の縁端の段差 2cm 以下	(段差処理)	適 否	
		第3の1のト ヘの段差に接続す る歩道の部分は、車いす使用者が 静止し、円滑に転回できる構造 (やむを得ない場合を除く。)	(講じた措置)	適 否	
		第3の1のチ 表面の仕上げは、滑 りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
		第3の1のリ 切下げ部へのすり つけ勾配 5%以下 (やむを得ない 場合は 8%以下)	(すりつけ勾配) %	適 否	
		第3の1のヌ 歩道内に設ける排 水溝等には、つえ、車いすのキャ スター等が落ち込まない形状の 溝蓋の設置	(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 必要に応じて、視覚障がい者誘導 用ブロック等を設置		(講じた措置)	適 否	
	(ハ) やむを得ず階段又は段を設ける場 合は、傾斜路を併設		(講じた措置)	適 否	

ハ 階段	(イ) 有効幅員 120cm 以上		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 階段は、別表第2第1の3のイ及びハからホまでに定める構造				
	第1の3のイ 高さ 80cm 程度の手すりの設置		(講じた措置)	適 否	
	第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	第1の3のニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。		(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 階段の上端に近接する通路・踊り場に点状ブロック等の設置(段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場は除く。)		(講じた措置)	適 否	
ニ 傾斜路 階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は 90 cm以上)		(有効幅員) cm	適 否	
	(ロ) 勾配 8%以下		(勾配) %	適 否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適 否	
	(ホ) 高さ 80cm 程度の手すりの設置		(講じた措置)	適 否	
	(ハ) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	(ト) 傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分に点状ブロック等を設置。ただし、次に定める部分は除く。 a 勾配 5%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 b 高さ 16cm 以下、かつ、勾配 8%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分		(講じた措置)	適 否	
2 便 所 (別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造)					
第1の5の(1) 車椅子使用者用便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適 否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離)の確保		内接円の直径 cm 便器の前方 cm	適 否	
	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー		(設置設備)	適 否	
	ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	

		ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適 否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能		(開閉方法)	適 否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便所の表示		(表示方法)	適 否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保		(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適 否	
	第 1 の 5 の (2) 一般便所	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便所を 1 以上（男女の区別があるときは各 1 以上）設置（当該便所内に(1)の便所を設ける場合を除く。）		(設置数) 男子用 女子用	適 否	
第 1 の 5 の (3) 男子用小便器	男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器を 1 以上設置		(設置数) (便器形式)	適 否		
第 1 の 5 の (4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置（車椅子使用者用便所内のものを除く。）		(構造)	適 否		
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適 否		

3 駐 車 場						
	区画数が 3 0 未満の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置		(設置数) 区画	適 否	
		イ 公園出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適 否	
		ロ 区画の幅は 350 cm 以上		(区画の幅) cm	適 否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造		(講じた措置)	適 否	
	区画数が 3 0 以上の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置		(設置数) 区画	適 否	
		イ 公園出入口に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適 否	
		ロ 区画の幅は 350 cm 以上		(区画の幅) cm	適 否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造		(講じた措置)	適 否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(標示方法) (高さ) cm	適 否	
		ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置（道等から視認できる場合を除く。）		(標示方法) (高さ) cm	適 否	

4 案内板等		案内板等を設ける場合は、別表第 2 第 1 の 16 に定める構造		(設置場所)	適 否	
	第 1 の 1 6	第 1 の 16 のイ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮		(講じた措置)	適 否	
		第 1 の 16 のロ 点字による表記等、視覚障がい者が円滑に利用できる構造（案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合を除く。）		(講じた措置)	適 否	

	第 1 の 16 のハ 車椅子使用者用便 房のある便所、エレベーター等、 車いす使用者用駐車区画の位置 を表示		(講じた措置)	適 否	
	第 1 の 16 のニ 必要に応じてロー マ字又は絵による表示		(講じた措置)	適 否	
5 附帯設備	ベンチ、野外卓、水飲場等を設ける場 合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用 できる構造		(講じた措置)	適 否	

第2号様式（その6）（第7条関係）
整備基準適合表（公園等（県営の都市公園に限る。））

特定公園施設の 種類	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 園路及び 広場 園路及び広場 のうち1以上 は、次に定め る構造	イ 出入口				
	(イ) 有効幅員は120cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 車止めの相互間の間隔のうち1以上は、 120cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ハ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水 平面を確保（やむを得ない場合を除く。）		(水平距離) cm	適否	
	(ニ) 車いす使用者が通過する際に支障とな る段を設けない。		(段の有無) 有・無	適否	
	(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用プロ ック等を設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 通路				
	(イ) 有効幅員180cm以上（やむを得ない場合 は、通路の末端付近及び50mごとに車いす が転回することができる場所を設けた上 で、120cm以上とすることができる。）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過 する際に支障となる段を設けない。		(段の有無) 有・無	適否	
	(ハ) やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を 併設		(講じた措置)	適否	
	(ニ) 縦断勾配4%以下（やむを得ない場合は 8%以下）		(縦断勾配) %	適否	
	(ホ) 横断勾配は1%以下（やむを得ない場合 は2%以下）		(横断勾配) %	適否	
	(ハ) 表面は滑りにくい仕上げ		(仕上げ材)	適否	
	(ト) 歩車道がある場合は、別表第2第3の1 に定める構造				
	第3の1のイ 有効幅員は200cm以上（トン ネル、橋りょう部を除く。）		(有効幅員) cm	適否	
	第3の1のロ 歩道の車道等に対する高 さは5cmを標準		(歩道の高さ) cm	適否	
	第3の1のハ 歩道と車道等の境界に縁 石等を設置		(講じた措置)	適否	
	第3の1のニ 横断勾配は2%以下		(横断勾配) %	適否	
	第3の1のホ 縦断勾配は5%以下（やむ を得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適否	
	第3の1のヘ 交差点又は横断歩道で車 道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2cm以下		(段差処理)	適否	
	第3の1のト ヘの段差に接続する歩道 の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に 転回できる構造（やむを得ない場合を除 く。）		(講じた措置)	適否	
	第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにく い材料		(仕上げ材)	適否	
	第3の1のリ すりつけ勾配は5%以下 （やむを得ない場合は8%以下）		(すりつけ勾配) %	適否	

		第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等に、つえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置		(講じた措置)	適否	
		(チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設置		(講じた措置)	適否	
	ハ	階段				
		(イ) 有効幅員は120cm以上		(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) 両側に高さ80cm程度の手すりの設置(やむを得ない場合は除く。)		(両側手すり) 有・無	適否	
		(ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置		(点字) 有・無	適否	
		(ニ) 回り段を設けない(やむを得ない場合は除く。)		(講じた措置)	適否	
		(ホ) 別表第2第1の3のハからホまでに定める構造				
	第1の3のハ	第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	第1の3のロ	第1の3のロ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否	
	第1の3のホ	第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。		(講じた措置)	適否	
	ニ	傾斜路 階段を設ける場合は傾斜路を併設(傾斜路の設置が困難な場合はエレベーター、エスカレーター等に代えることができる。)		(講じた措置)	適否	
	ホ	傾斜路は次に定める構造(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。踊り場を含む。)				
		(イ) 有効幅員は120cm(段を併設する場合は、90cm)以上		(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) 縦断勾配は8%以下		(縦断勾配) %	適否	
		(ハ) 横断勾配は設けない		(横断勾配) 有・無	適否	
		(ニ) 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置		(高さ) (踏幅) cm cm	適否	
		(ホ) 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否	
		(ハ) 両側に高さ80cm程度の手すりを設置(やむを得ない場合は片側で可)		(両側手すり) 有・無	適否	
		(ト) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ヘ	転落のおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落防止設備を設置		(講じた措置)	適否	
	ト	2から7の特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設(修景・休養・遊戯・運動・教養・便益施設等のうち重要と認められるもの)に接続		(主要な公園施設) (接続する施設)	適否	

2 屋根付広場 屋根付広場のうち1以上は、次に定める構造	イ 出入口				
	(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない		(段の有無) 有・無	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保		(講じた措置)	適否	
3 休憩所及び管理事務所 休憩所のうち1以上及び管理事務所は、次に定める構造	イ 出入口				
	(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない		(段の有無) 有・無	適否	
	(ハ) 戸を設ける場合は次に定める構造				
	a 有効幅員は80cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造		(講じた措置)	適否	
	ロ カウンターを設ける場合は、1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合除く。）		(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保		(講じた措置)	適否	
	ニ 便所を設ける場合、1以上は6のイからハまでに定める構造				
	6のイ ハ	6のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		6のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造			
	第1の5の(1)～(4)	第1の5の(1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所（車椅子使用者用便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適否	
		イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否	
		イ-2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
		ロ-1 出入口の有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段の有無) 有・無	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示	(表示方法)	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	

		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造			
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内のものを除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置			
		第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可)を設置	(設置設備)	適否	
		第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
4 野外劇場及び野外音楽堂 野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める構造	イ 出入口は2のイに定める構造	2のイの(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		2のイの(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否	
		ロ 通路 出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の通路は、次に定める構造			
	(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合、通路の末端付近に車いすの転回に支障のない場所を設けた場合は80cm以上)	(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合、通路の末端付近に車いすの転回に支障のない場所を設けた場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否	
		(ハ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設	(講じた措置)	適否	
		(ニ) 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
		(ホ) 横断勾配は1%以下(やむを得ない場合は2%以下)	(横断勾配) %	適否	
		(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		(ト) 転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等転落を防止するための設備を設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者用観覧スペース 収容定員が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置	(収容定員) 人 (車いす観覧スペース設置数)	適否		

	ニ 車いす使用者用観覧スペースの構造				
	(イ) 幅は 90cm 以上、奥行きは 120cm 以上		(幅) (奥行き)	cm cm	適 否
	(ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない		(段の有無) 有 ・ 無		適 否
	ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵等の転落防止設備を設置		(講じた措置)		適 否
	ヘ 便所を設ける場合、1 以上は 6 のイからハまでに定める構造				
	6 のイ 6 のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)		適 否
	6 のロ 別表第 2 第 1 の 5 の (1) から (4) までに定める構造				
	第 1 の 5 の (1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所 (車椅子使用者用便房) を 1 以上 (男女の 区別があるときは各 1 以上) 設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用		適 否
	イー 1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離)の確保		(内接円の直径) cm (便器の前方) cm		適 否
	イー 2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L 字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー		(設置設備)		適 否
	ロー 1 出入口の有効幅員 80 cm 以上		(有効幅員) cm		適 否
	ロー 2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段の有無) 有 ・ 無		適 否
	ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能		(開閉方法)		適 否
	ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示		(表示方法)		適 否
	ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保		(高さ) cm (下部空間の寸法) cm		適 否
	第 1 の 5 の (2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を 1 以上 (男女の区別があるときは各 1 以上) 設置 (当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)		(設置数) 男子用 女子用		適 否
	第 1 の 5 の (3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。)その他これに類する小便器を 1 以上設置		(設置数) (便器形式)		適 否
	第 1 の 5 の (4) 便所内の洗面器の構造				
	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置 (車椅子使用者用便房内のものを除く。)		(構造)		適 否
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)		適 否

		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及び口のオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置				
	第1の5の(6)	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可)を設置		(設置設備)	適否	
		第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示		(表示方法)	適否	
5 駐車場	(1) 駐車場のうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。))の駐車のための駐車場を除く。)			(駐車場区画数) 台	適否	
	(2) 車いす使用者用駐車区画は次に定める構造			(車いす使用者用駐車区画) 台		
	区画数が30以上の駐車場	イ 駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は350cm以上		(区画の幅) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ		(仕上げ材)	適否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(標示方法) (高さ) cm	適否	
		ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置(道等から視認できる場合を除く。)		(標示方法) (高さ) cm	適否	
	区画数が30未満の駐車場	イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置		(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は350cm以上		(区画の幅) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ		(仕上げ材)	適否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示		(講じた措置)	適否	
6 便所	便所を設ける場合は次に定める構造					
	イ	床の表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ロ	別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造				
	第1の5の(1)	第1の5の(1) 車椅子使用者用便房 次に定める構造及び設備を有する便所(車椅子使用者用便房)を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女共用	適否	
	(1)イ	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保		(内接円の直径) cm 便器の前方 cm	適否	

		第1の5の(1)～(4)	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー		(設置設備)	適否	
			ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
			ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
			ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能		(開閉方法)	適否	
			ニ 出入口付近に車椅子使用者用便房の表示		(表示方法)	適否	
			ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保		(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)			(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置			(設置数) (便器形式)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造					
			イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(車椅子使用者用便房内のものを除く。)		(構造)	適否	
			ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置					
	第1の5の(6)	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置			(設置設備)	適否	
		第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示			(表示方法)	適否	
7 水飲場及び手洗場等	水飲場、手洗場、ベンチ、野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑に利用できる構造				(講じた措置)	適否	

8 掲示板及び標識	(1) 掲示板			
	イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造	(講じた措置)	適 否	
	ロ 掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする	(講じた措置)	適 否	
	(2) 標識 1 から 7 の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、1 以上は(1)のほか次に定める構造	(講じた措置)	適 否	
	イ 位置は 1 の園路及び広場の出入口の付近	(講じた措置)	適 否	
	ロ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすい。	(講じた措置)	適 否	
	ハ 点字表記、文字等の浮き彫り、音による案内等で、視覚障がい者が円滑に利用できる構造（案内所、案内設備等により情報提供が行われる場合を除く。）	(講じた措置)	適 否	
	ニ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーター等、車いす使用者用駐車区画の位置を表示	(講じた措置)	適 否	
	ホ 必要に応じてローマ字・絵による表示	(講じた措置)	適 否	

参考・引用文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

編集 国土交通省

- ・東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

編集・発行 東京都福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当

「三重県ユニバーサルデザイン」のシンボルマーク



壁を通り越して、お互いが分かり合おう、協力し合おうと
手を握り合っている様子をあらわしています

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル

令和7年(2025年)6月発行

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
施設整備・ユニバーサルデザイン班

TEL 059-224-3349

FAX 059-224-2270

E-mail ud@pref.mie.lg.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/>